石垣市宿泊税ワーキング部会

第１回

日時：6 月 28 日(金) 15:00-17:00(2 時間)
場所：石垣市民会館会議室

次第

1.開会
2.議事
(1) WG 部会の目的、進め方
【第１部】
(2) 独自財源の必要性
(3) 宿泊税導入地域の事例
(4) 石垣市での宿泊税に関する議論・意見等
質疑応答
【第２部】
(5) 特別徴収義務者向けの Q&A 作成に向けて
質疑応答・意見交換
3.今後について
4.閉会

配布資料
次第
座席表
資料１　WG 部会設置の目的、進め方
資料２　宿泊税の必要性
資料３　宿泊税導入地域の事例
資料４　石垣市における宿泊税に関する議論、意見
資料５　Q&A 作成に向けて
参考資料１　第２次石垣市観光基本計画の概要
参考資料２　石垣市の観光動態
参考資料３　石垣市民アンケート調査結果（抜粋）
参考資料４　沖縄県及び全国の宿泊税の動向
参考資料５　宿泊税に係る Q&A 一覧－導入済み地域の文書より

1 宿泊税ワーキング部会設置の目的、スケジュール

資料１

設置の目的

- 観光振興に活用できる新たな財源確保へ向けて、石垣市が令和8年度から導入を予定している法定外目的税(宿泊税)の導入について、制度設計や使途等を検討するとともに、導入に向けた具体的な準備を進めることを目的に設置する。

検討事項

(1) 宿泊税制度に関する事項

(2) 宿泊税の使途に関する事項

(3) 宿泊税の導入に関する必要な事項

任期・回数

- 委員の任期は1年とし、再任することができる。
- 令和6年度は、計4回の部会を開催。
- 各回の議題は次ページの通り。

部会員等

- 宿泊施設の経営に携わる部会員10名で構成
- 事務局は石垣市観光文化職員3名が担当

		施設名	氏名
1	部会員	石垣島ビーチホテルサンシャイン	赤城陽子
2	部会員	ANAインターコンチネンタル 石垣リゾート	米盛載也
3	部会員	クラブメッド石垣島	井谷信吾
4	部会員	アートホテル石垣島	村松秀規
5	部会員	沖縄かりゆしリゾートエグゼス石垣	新本信敏
6	部会員	ホテルロイヤルマリンパレス石垣島	吉田貴紀
7	部会員	石垣島ホテルククル	中川和紀
8	部会員	石垣シーサイドホテル	高橋秀明
9	部会員	南の美ら花ホテルミヤヒラ	花城英幸
10	部会員	APAホテル石垣島	田村健次
11	事務局	石垣市企画部観光文化課	西銘基恭
12	事務局	石垣市企画部観光文化課	小池淳一
13	事務局	石垣市企画部観光文化課	半嶺安孝

1 宿泊税ワーキング部会設置の目的、スケジュール

スケジュール

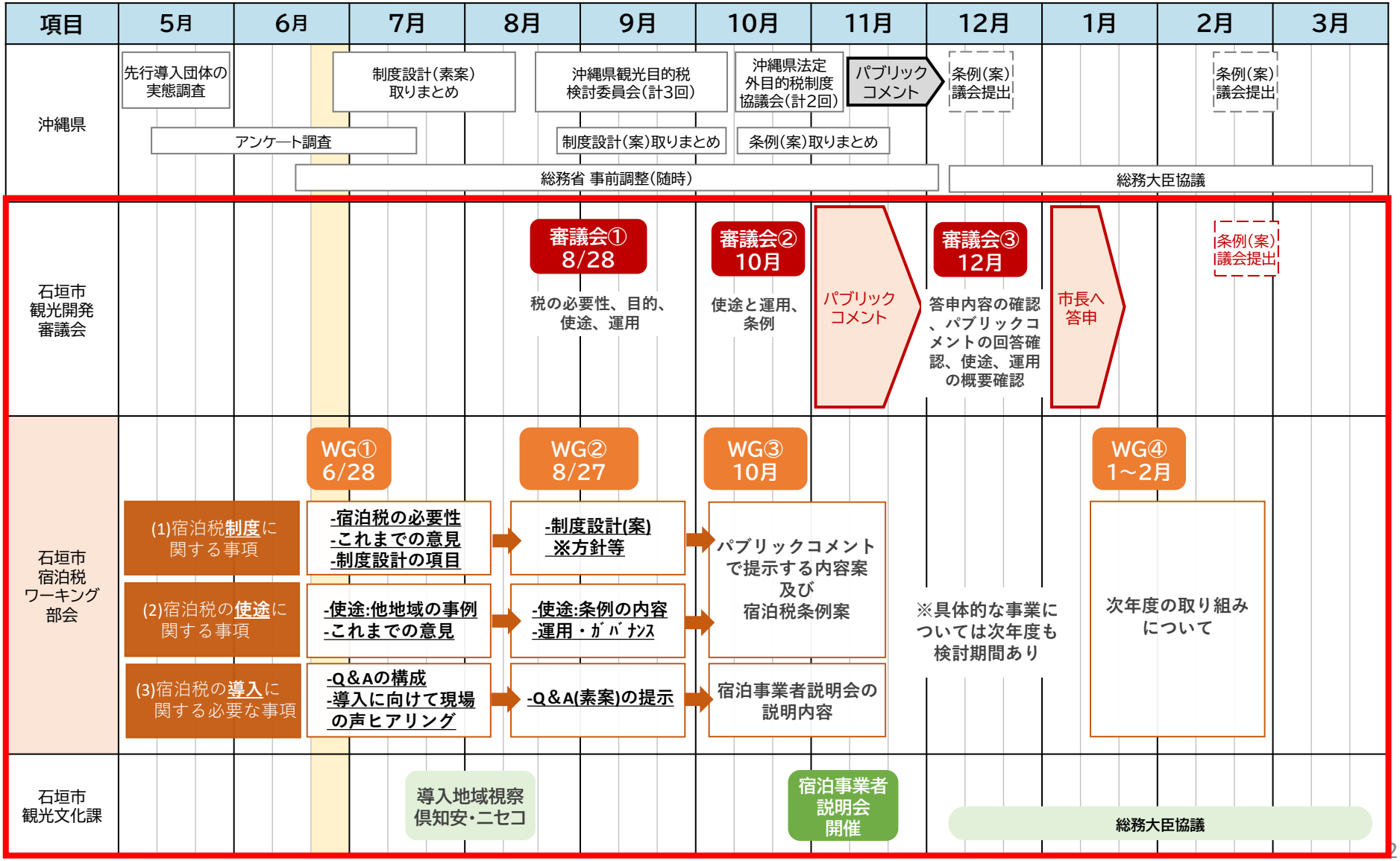

1 宿泊税ワーキング部会設置の目的、スケジュール

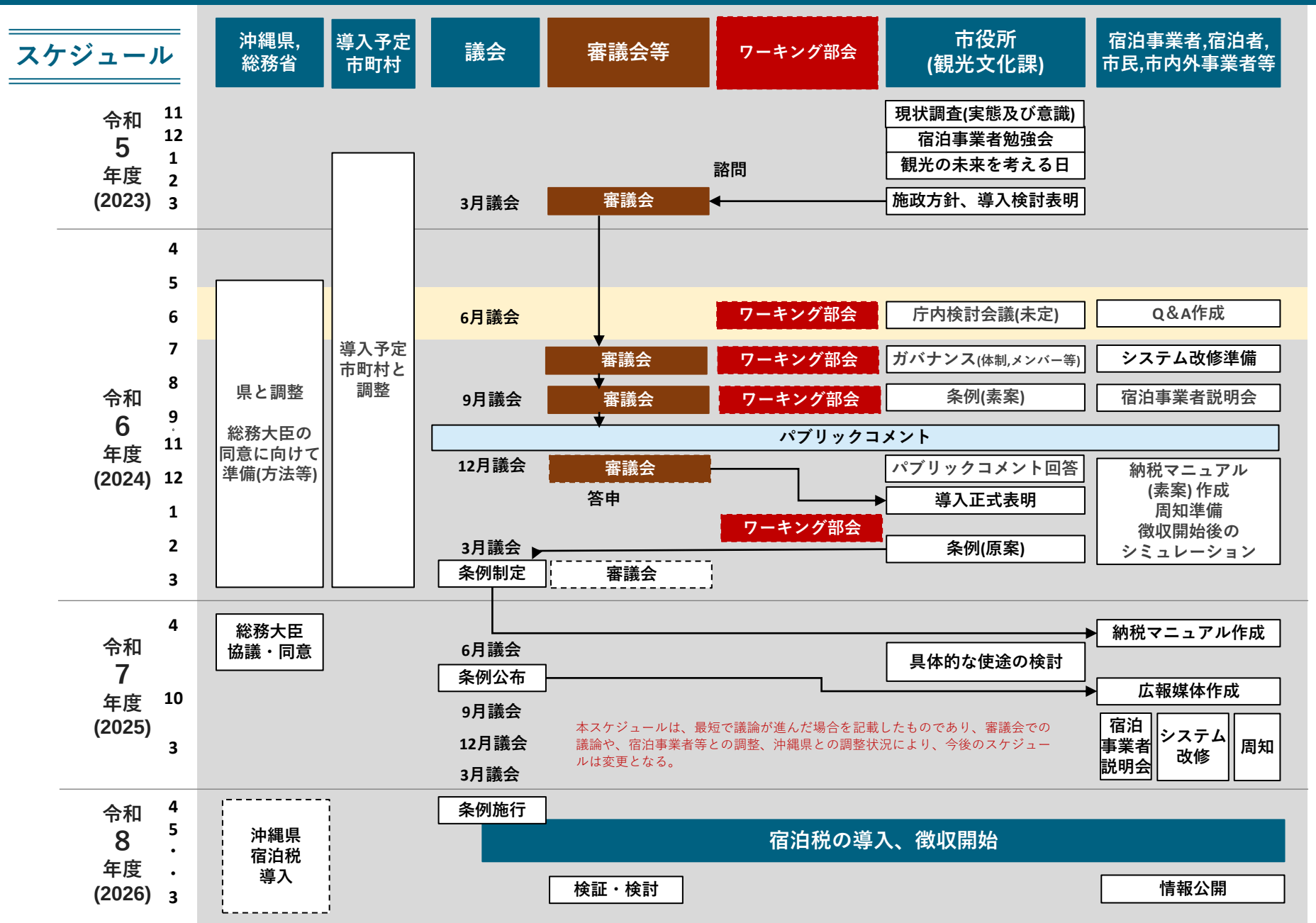

1 宿泊税ワーキング部会設置の目的、スケジュール

ワークのポイント

R6検討事項	R6アウトプット
(1)宿泊税**制度**に関する事項	❖ **制度設計(案)** 方針等を含む
(2)宿泊税の**使途**に関する事項	❖ **使途** 条文レベル(広義) ❖ **使途事業** 次年度、更に具体的に議論
(3)宿泊税の**導入**に関する必要な事項	❖ **Q&A素案** 次年度更新 ❖ **導入に向けて必要な取組一覧** 例:広報媒体

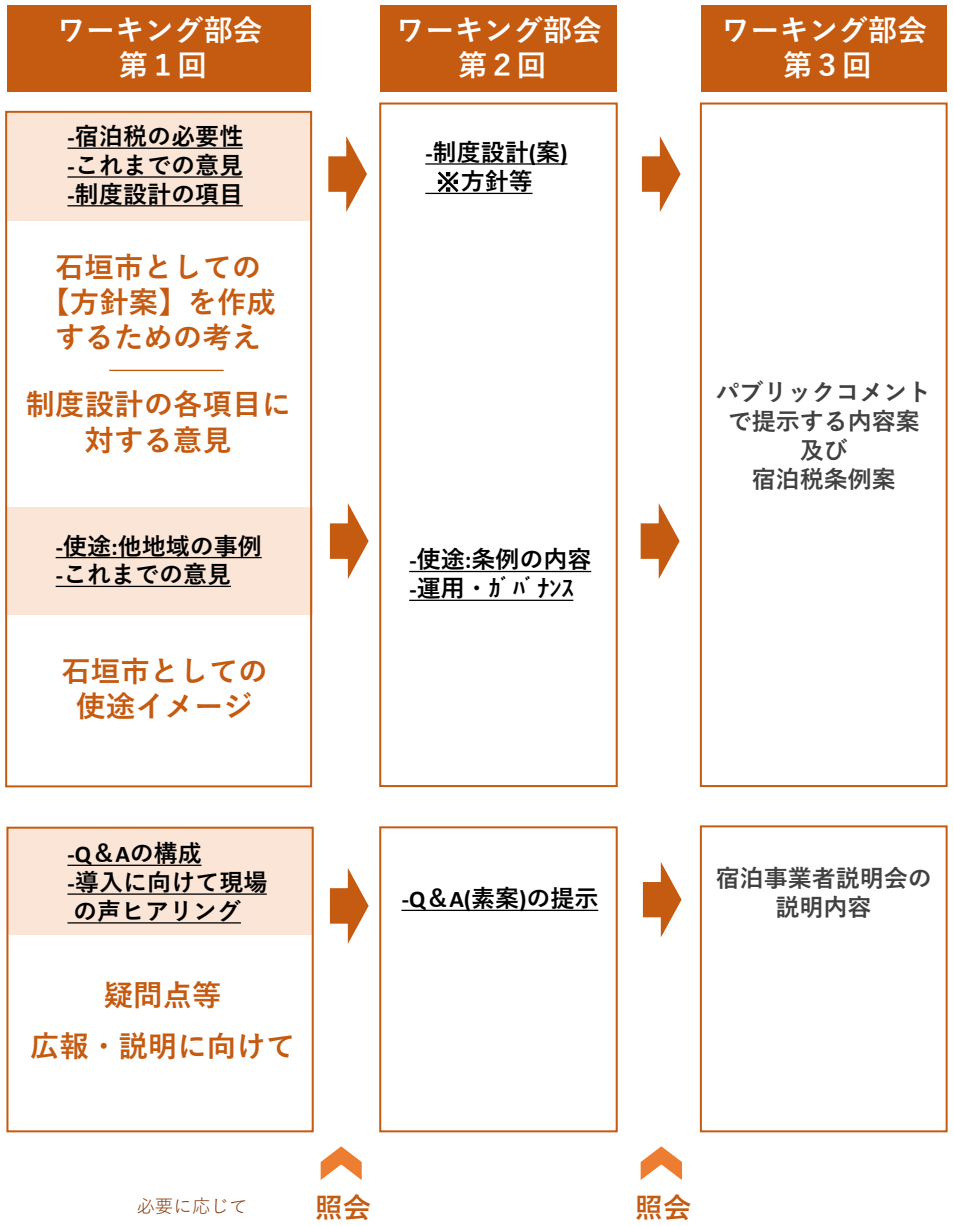

第1回ワーキング部会終了後のお願い

- 第1回ワーキング部会終了後に、以下の項目について、さらにご意見やアイディア、疑問点等がございましたら、7月12日(金)までに下記事務局（石垣市観光文化課）宛にメール等でご連絡ください。

項目：①石垣市としての【方針案】を作成するための考え
②制度設計の各項目に対する意見
③石垣市としての使途イメージ
④疑問点等広報・説明に向けて　※Q&A作成に向けて

宛先：石垣市企画部 観光文化課 宛
kankou@city.ishigaki.okinawa.jp

資料2

石垣市の新たな観光財源としての
宿泊税の必要性

2024年6月28日

公益財団法人 日本交通公社

Copyright © 2024 JTBF All Rights reserved.

目次

1.なぜ観光財源が必要なのか

2.日本で利用できる観光振興のための公的財源の種類

3..宿泊税の「導入」

4.宿泊税の「使途」

Copyright © 2024 JTBF All Rights reserved.

1.なぜ観光財源が必要なのか

Copyright © 2024 JTBF All Rights reserved.

伸びしろ著しい国際観光、その一方で、、

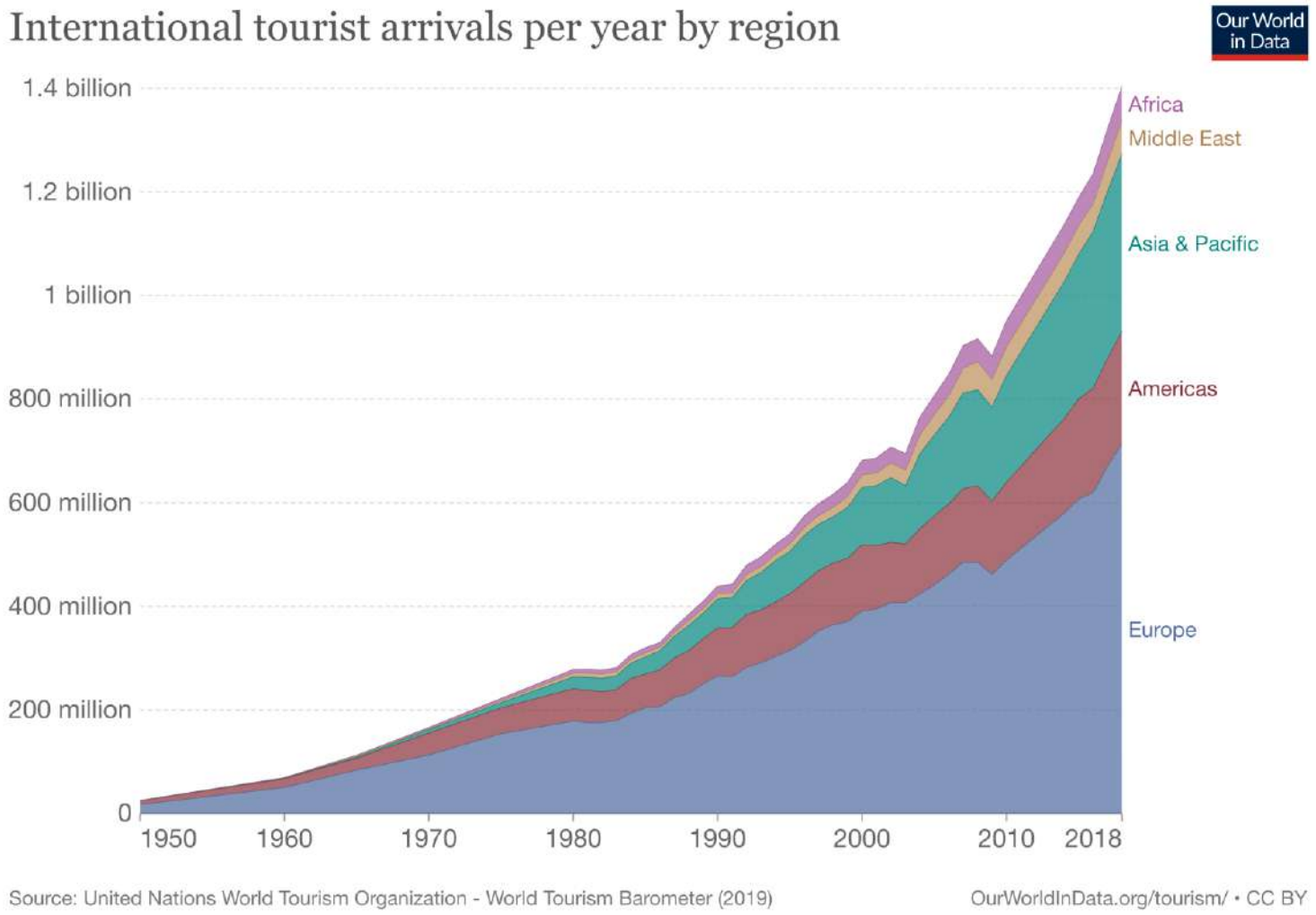

Copyright © 2024 JTBF All Rights reserved.

国内市場は長期的には縮小傾向

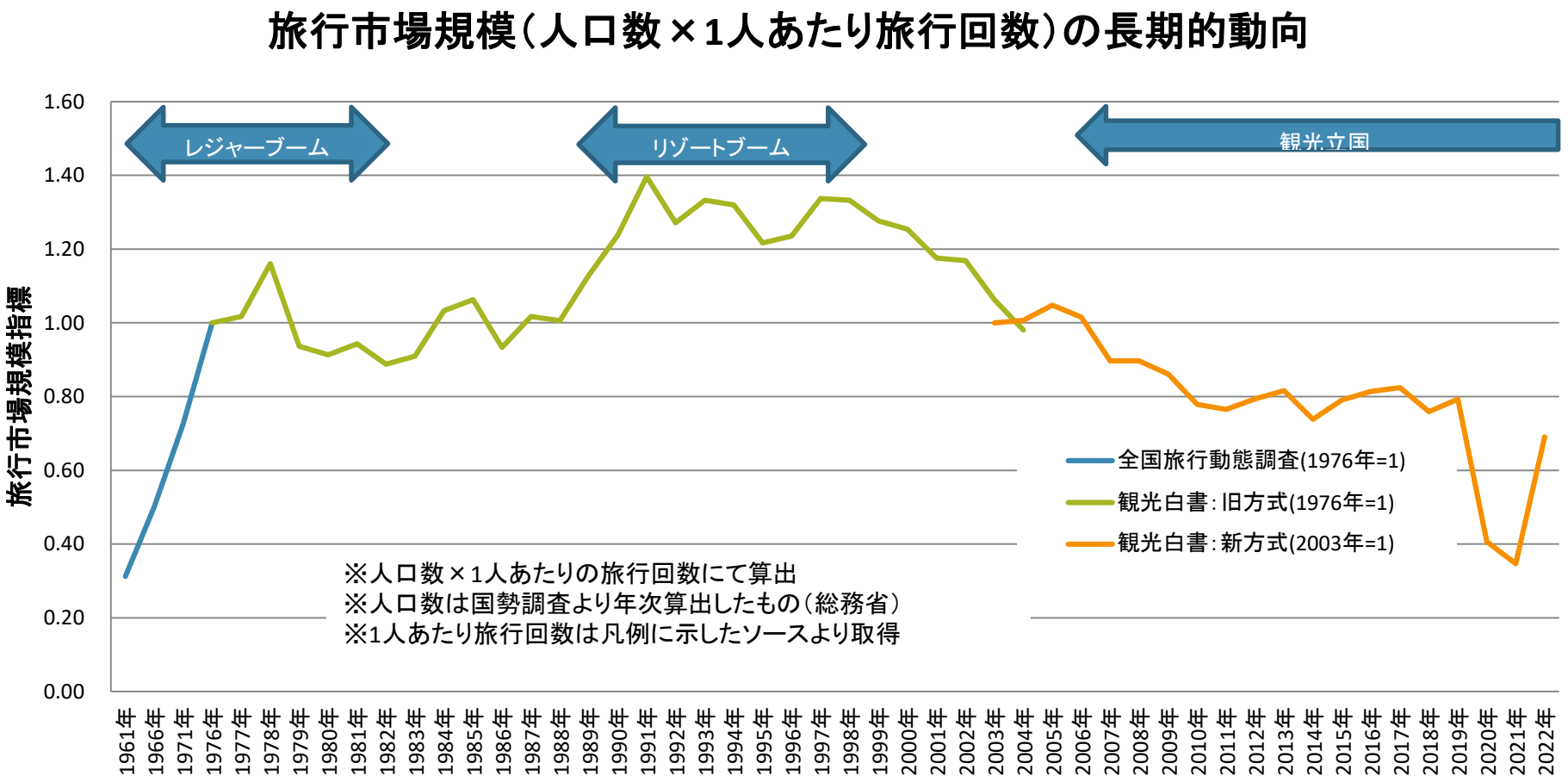

Copyright © 2024 JTBF All Rights reserved.

観光旅行を行うのは一部の人々

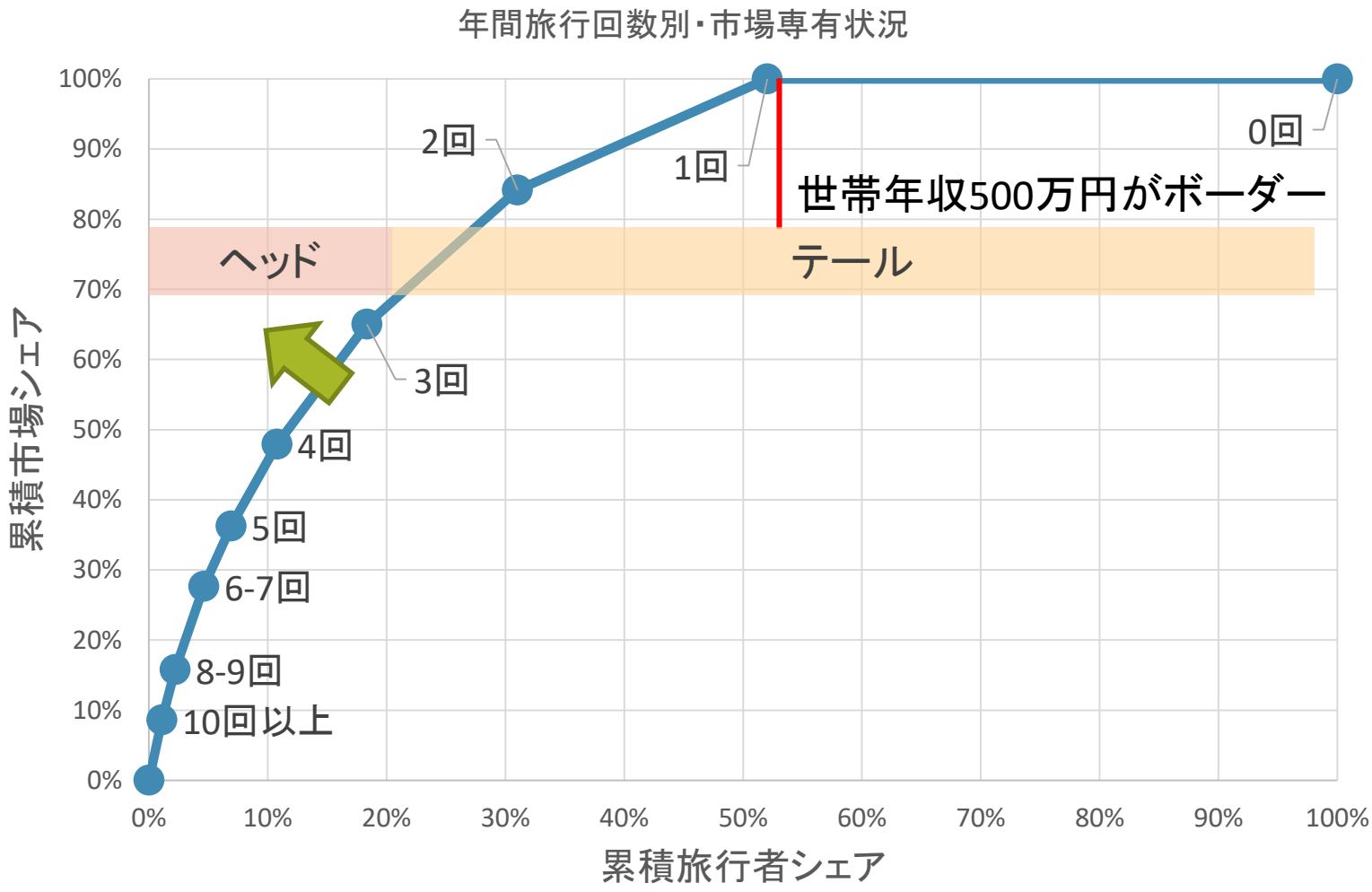

出典:「旅行・観光消費動向調査」(観光庁, 2019)より作成

Copyright © 2024 JTBF All Rights reserved.

観光は経験財：経験は世代を経るごとに深化・高度化

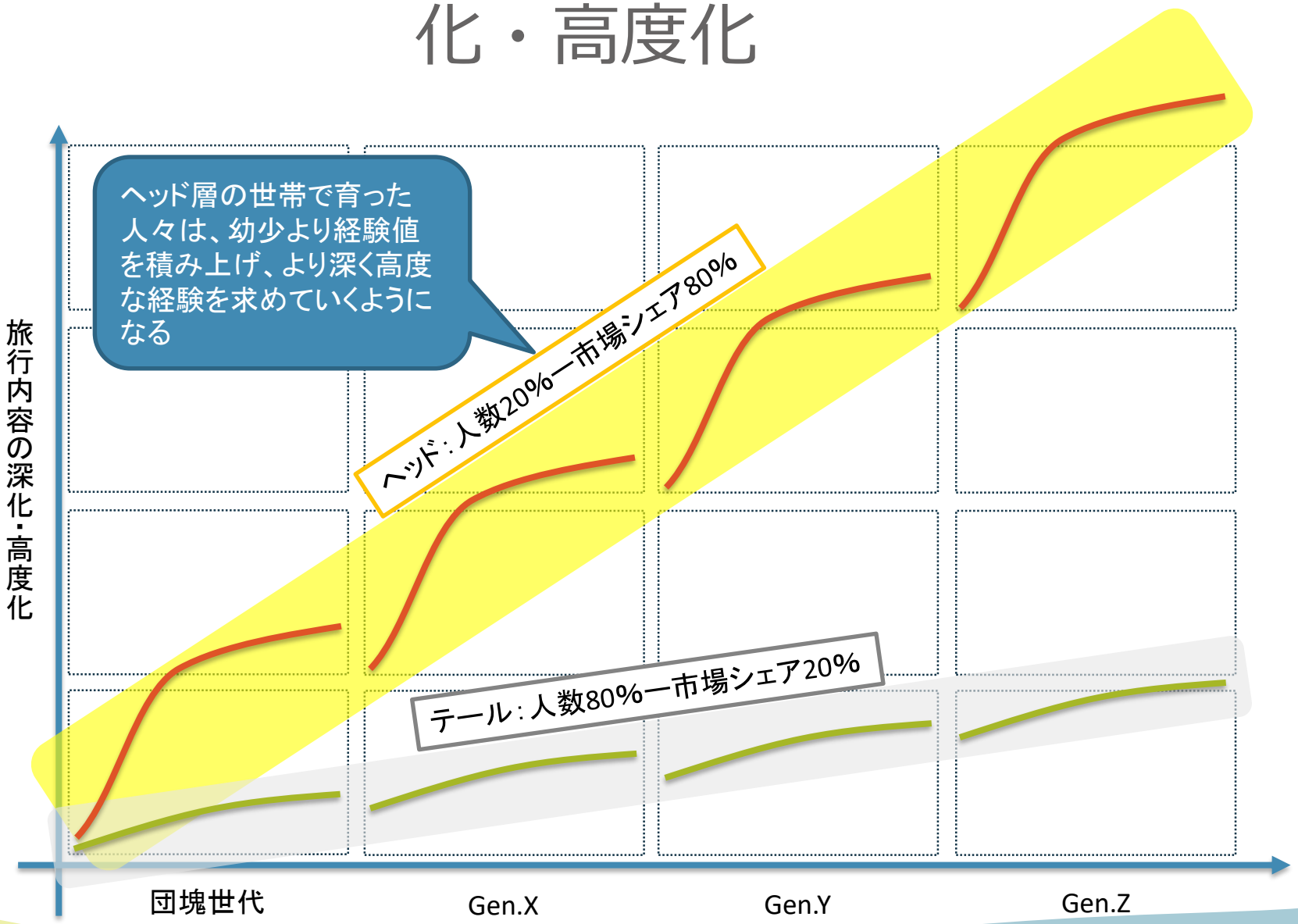

Copyright © 2024 JTBF All Rights reserved.

常に上がり続けるベースライン：新しいチャレンジを続けないと陳腐化

DELIGHTES（個別最適）

【特徴的な魅力】無くても不満は呼び込まないが、これがあることが、地域の特徴をつくり、地域魅力を大きく加点する要素。

例：特徴的な宿泊・飲食・アクティビティ、地域イメージとリンクするイベント

PERFORMANCE NEEDS（全体最適）

【基礎的魅力】その整備の度合が、魅力の加点・減点に直線的に関係していく要素。

例：景観、マーケティング、宿泊・飲食・アクティビティの選択肢、デジタル対応、環境対策、閑散期対策

BASIC NEEDS（衛生要因）

【不可欠要素】存在しないと大きな不満を発生させるが、過度に整備しても満足度を高めることは無い要素。

例：Wi-Fi整備、公衆トイレ、サイン、域内交通、LGBT対応

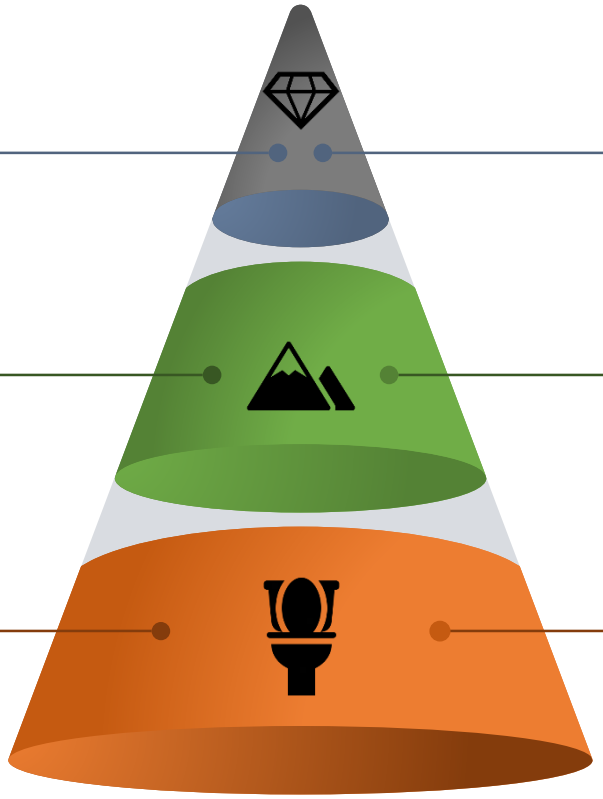

図版出展：PresentationGO.com

民間投資で創造

特徴的な魅力は、民間の創意工夫から生まれる。民間が新たな挑戦を、持続的に行いたいと思うような環境づくりが重要。

パートナーシップで創造

観光地域の**基礎的な魅力**は、官民双方が協調的に取り組むことで整備され、創造される。

行政主体で対応

不可欠要素は、対応が求められる最低ラインとなるため、住民／来訪者双方を対照した公共的なサービスとして提供する。

時間経過と共に各要素はBASIC NEEDSへ転化する

Copyright © 2024 JTBF All Rights reserved.

観光客が増えても市町村の財政は良くならない？！

- 市町村税は、市町村民税(住民税)と固定資産税で約8割を占める。
- 歳入に占める市町村の独自財源(市町村税)の比率は、1～2割に留まる。
- 歳入と歳出の差額は、一定の計算式に基づき、交付税や国庫支出金の形で補填される。
- そのため、仮にホテル建設によって固定資産税が増えても、市町村の財政規模は拡大しない。

基準財政需要額

観光客が増えれば、地域側に求められる対応も増えるが、そのコスト（や投資）を負担する財務システムになっていない。

財政力指数が１以上の自治体は自前で運営できるとみなされ、国からの交付金は入ってこない。

Copyright © 2024 JTBF All Rights reserved.

地方財政の原則から見ると観光振興はすべて「例外」

地方財政の特徴	観光振興の特徴
基本的に地方税は住民への行政サービスのために使われ、年度ごとに大きく変わらない	一方、観光振興は、住民サービスだけではなく観光客の需要も考える必要がある。
単一予算の原則 • その年の予算はその年に得られた収入で賄う。	**需要が毎年一定ではない** • 観光客の需要は毎年変動し、コロナ禍に伴う需要激減といった不測の事態もある。このため、かかる費用も毎年一定とは言えない。
会計年度独立の原則 • 会計年度は単年度で独立。	**取り組みが複数年度にわたる場合も** • 観光振興はスパンが長いものも多く、単年度では終わらない取り組みも多い。

Copyright © 2024 JTBF All Rights reserved.

今までの枠の外側に使えるお金を増やす必要あり

- 通常の市町村税とは別枠で、かつ、観光振興と連動した財源確保が有効。

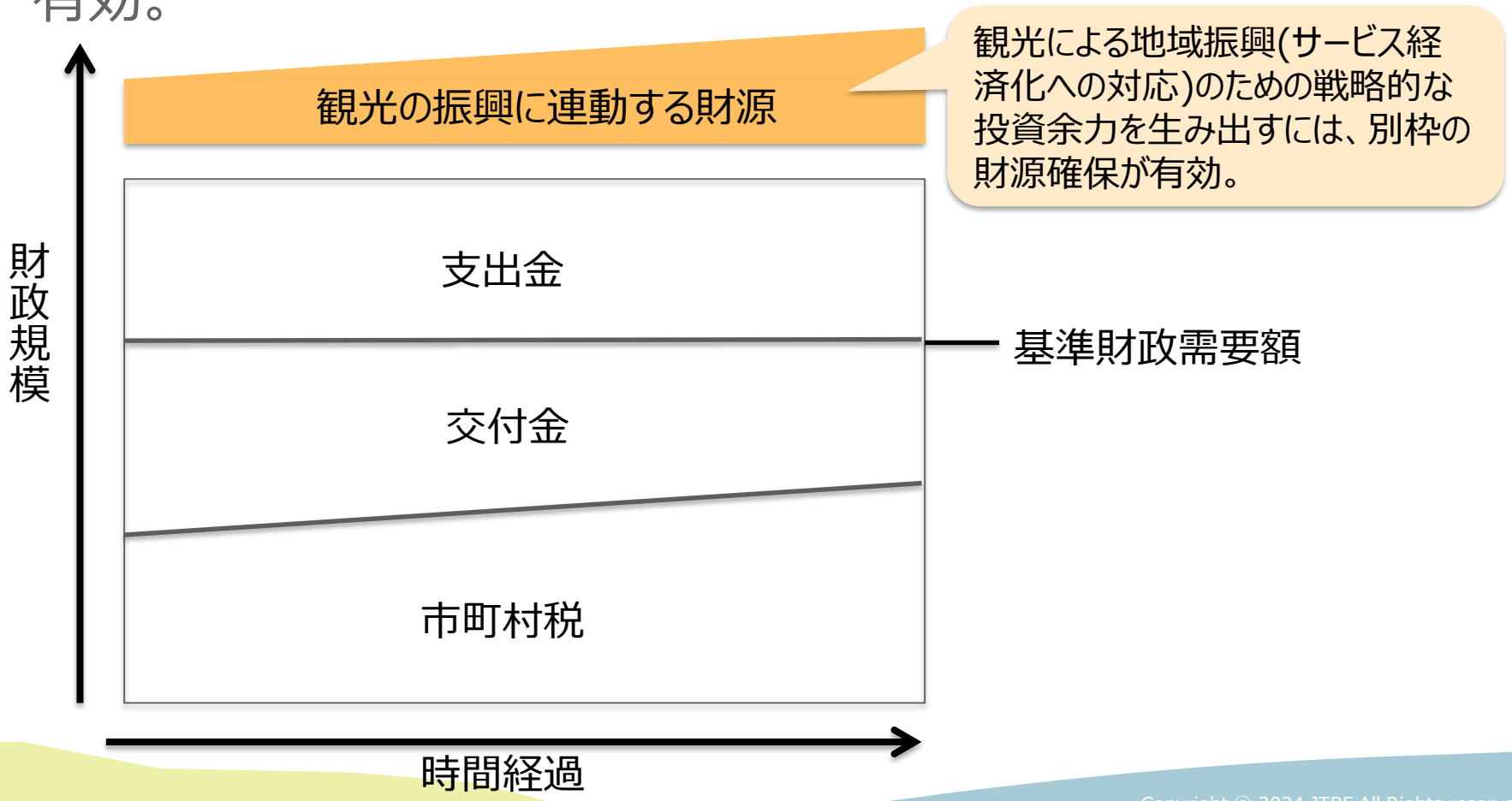

Copyright © 2024 JTBF All Rights reserved.

2.日本で利用できる観光振興のための公的財源の種類

Copyright © 2024 JTBF All Rights reserved.

日本で利用できる観光振興のための公的財源の種類

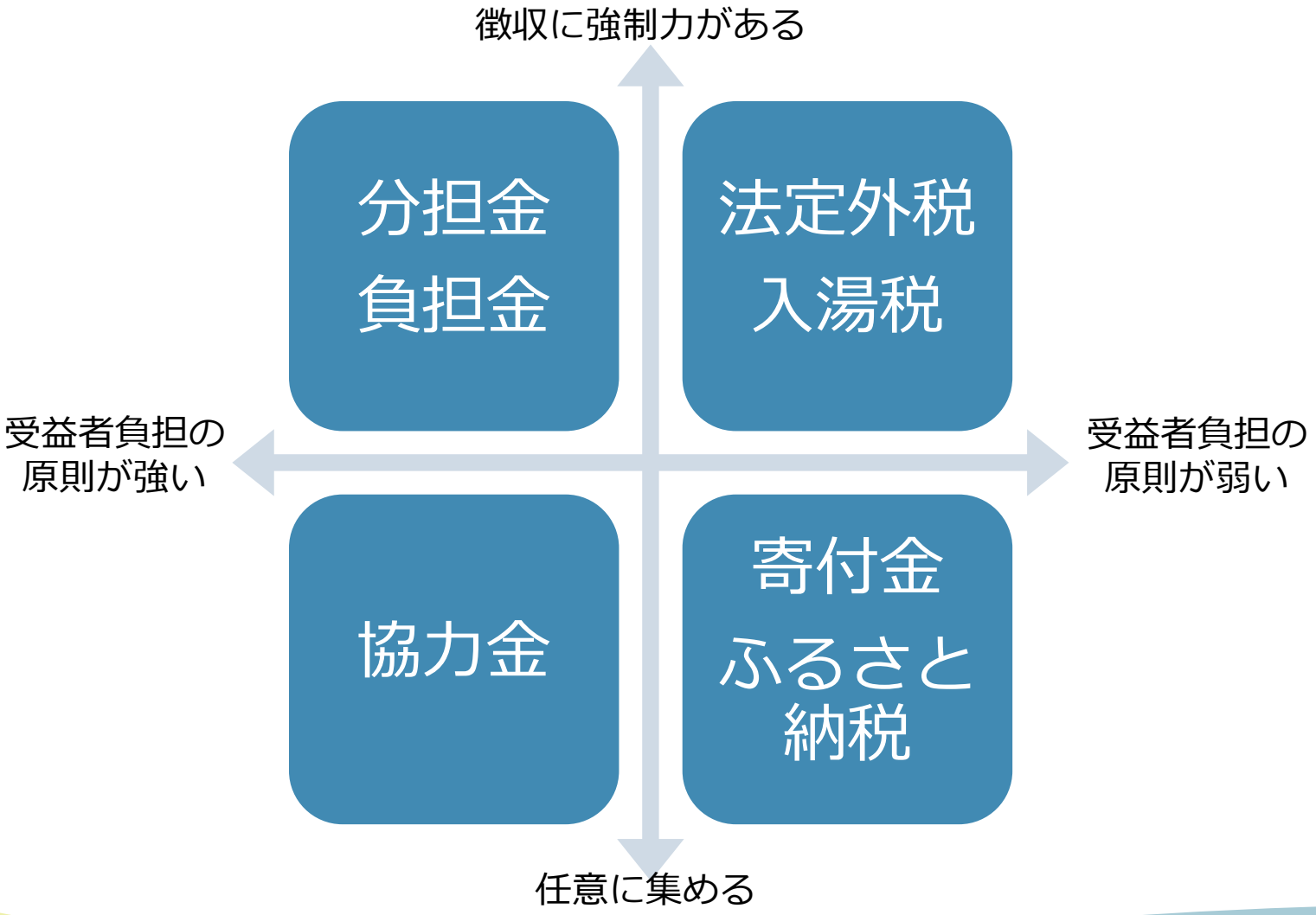

Copyright © 2024 JTBF All Rights reserved.

強制力を持って集める財源―入湯税、法定外税（宿泊税等）

一定の強制権を持った資金調達手法は、大きく入湯税・法定外税（宿泊税等）および分担金が挙げられます。

入湯税

温泉利用時に支払う税金で、課税目的の1つに「観光の振興」があります。標準の税額では、1日1人150円ですが、課税額は市町村で決定が可能です。

法定外税（宿泊税）

宿泊時に支払う税金で、海外では一般的であることや担税力があること等から、各地域が導入すべき観光振興財源として最も有効であると考えられます。

法定外税（その他の税）

船や飛行機で出入りする離島等の場合、納税義務者の特定が容易なため、入域税を導入しているケースがあります。

分担金

特定事業の経費に充てるため、その受益者から受益の程度で徴収する仕組みです。使途決定に議会が絡まず、地域範囲の設定が自由です。

任意で集める財源―協力金・寄付金

お金を支払うかどうかに関して対象者の任意に任せる財源獲得手法としては、富士山の入山料等の協力金やふるさと納税制度等を活用した寄付金制度が挙げられます。これらの方法は、強制力を持った徴収ができず、安定性に欠けているという欠点がありますが、条例も総務省の同意も必要ないことから比較的導入しやすいという利点もあります。

Copyright © 2024 JTBF All Rights reserved.

国内の観光財源導入地域の例

コロナ禍を経て、宿泊税導入検討を再開する地域

北海道	北海道
	札幌市
	旭川市
	小樽市
	帯広市
	北広島市
	釧路市
	函館市
	富良野市
	斜里町
	ニセコ町※
	美瑛町
	赤井川村
	占冠村
	留寿都村
青森県	弘前市
宮城県	宮城県
	仙台市
秋田県	秋田市

千葉県	千葉県
	浦安市
長野県	長野県
	阿智村※
	白馬村
	山ノ内町
静岡県	熱海市※
愛知県	常滑市
奈良県	奈良市
鳥取県	松江市
広島県	広島市
熊本県	熊本市
宮崎県	宮崎市
沖縄県	沖縄県
	石垣市
	宮古島市
	北谷町
	本部町
	恩納村

※印は条例制定段階
記事や公開情報をもとにJTBF作成

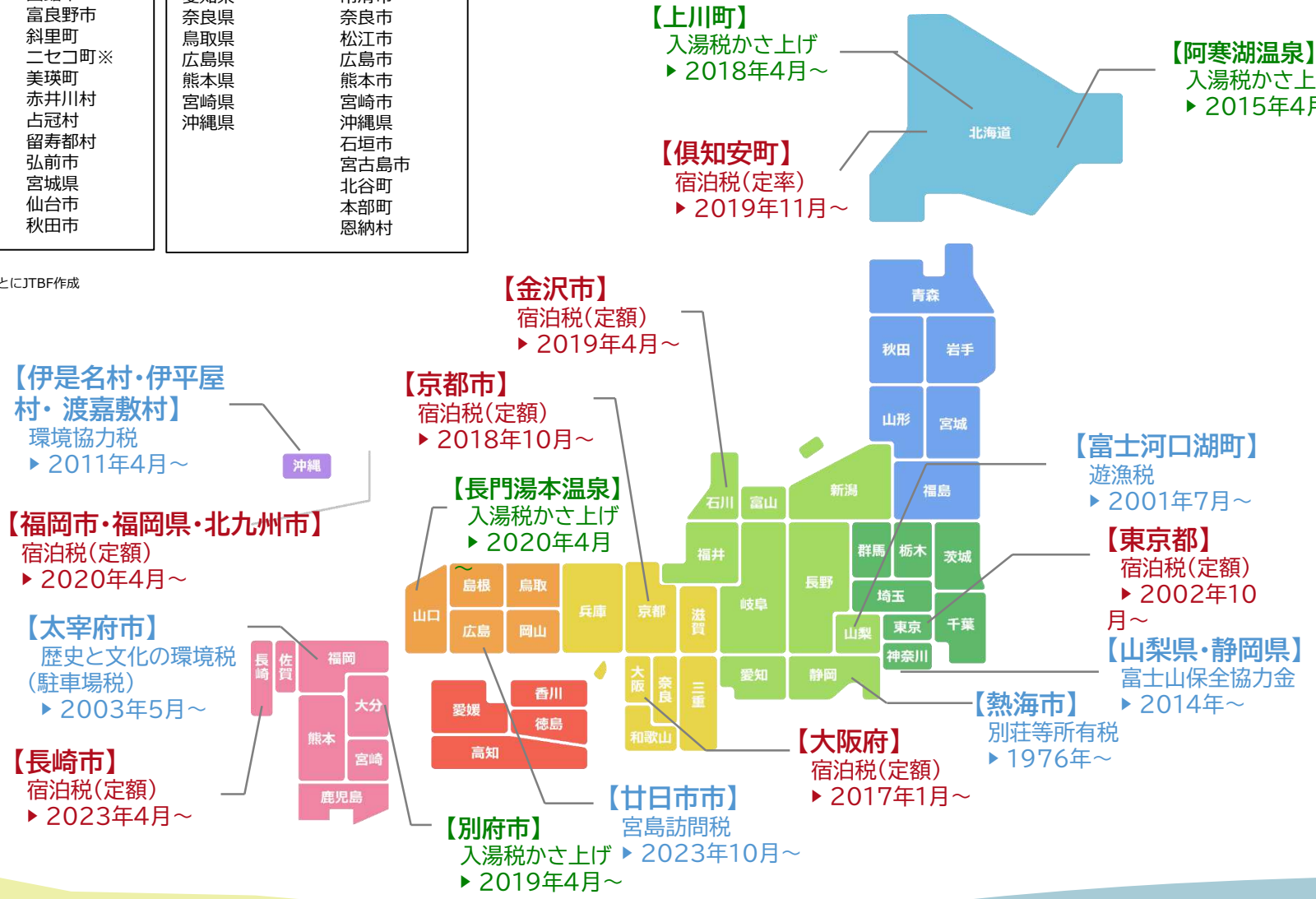

Copyright © 2024 JTBF All Rights reserved.

3.宿泊税の「導入」

Copyright © 2024 JTBF All Rights reserved.

宿泊税の導入にあたっての条件

1. 条例の作成

地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない（地方税法3条1項）。

2. 総務大臣の同意

– 次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない（地方税法261、671、733条）

① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること

② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること

③ 1及び2のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

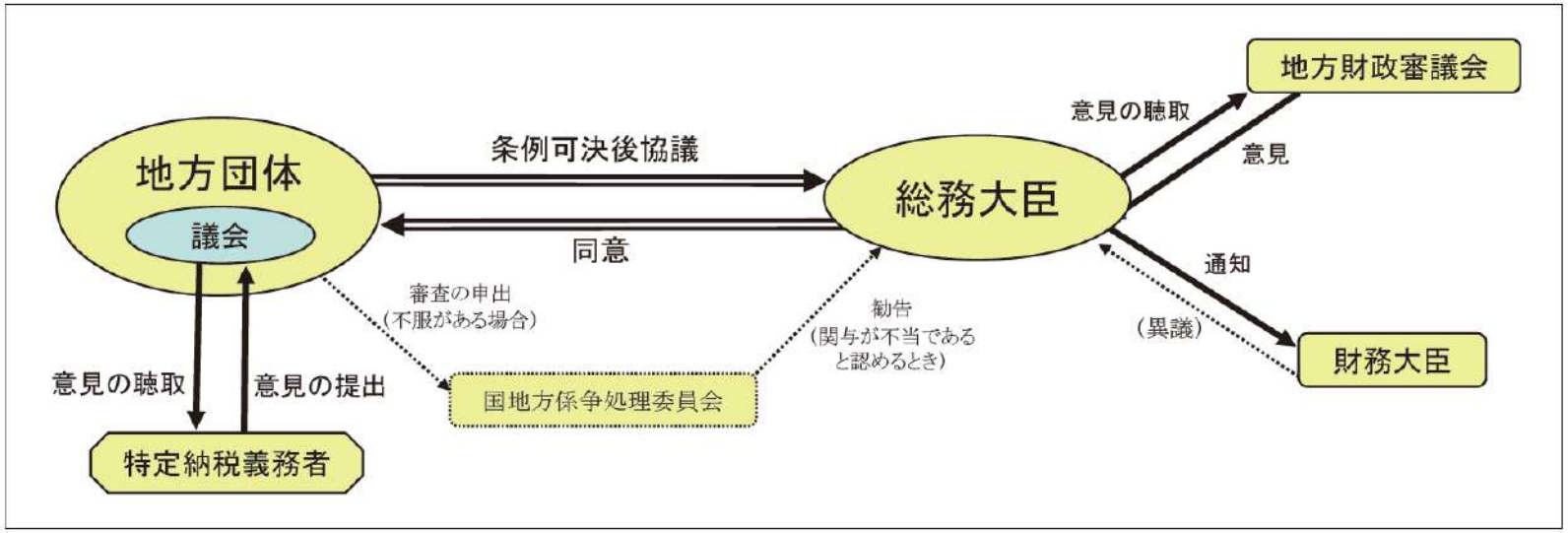

出典：総務省ホームページ
（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/149767_24.html）

Copyright © 2024 JTBF All Rights reserved.

宿泊税の導入プロセス

（参考）観光財源導入検討の流れ

観光財源導入の必要性の検討

発端と流れが重要
発案主体から行政に検討要望等

観光財源に関する勉強会の開催等

- ✓ 観光財源の仕組みと種類
- ✓ 他地域の導入・使途事例
- ✓ 観光客、観光事業者の意識把握
- ✓ 観光財源導入に向けた合意形成方法

課題や反対派が多く議論が進みそうにない場合
さらに深く勉強or断念

観光財源導入に向けた検討会（年4～5回）

- ✓ 導入の目的と使途
- ✓ 来訪者、観光事業者の意識把握
- ✓ 既存の財源や県の導入予定などの確認
- ✓ 最適な観光財源の種類
- ✓ 制度設計（税率、課税免税、段階設定など）
- ✓ 観光財源の運用の仕組みづくりとガバナンス
- ✓ 条例案の検討

※パブリックコメントもあわせて実施

条例案提案→議決
総務省協議→同意

特別徴収義務者への説明会の開催など

倶知安町のケース	福岡市のケース
倶知安町法定外税にかかる有識者会議 **●第1回　2017/11/28** 1．宿泊税導入に係る検討について 2．宿泊税導入に係る期待、課題について **●第2回　2018/2/14** 1．冬季観光客アンケートの実施結果について 2．倶知安町の宿泊税の制度設計について（特に税率と免税範囲について） **●第3回　2019/4/11** 1．前回委員会の議論整理 2．取組み課題について 3．倶知安町宿泊税制度について **●第4回　2018/7/19** 1．前回委員会の議論整理 2．倶知安町宿泊税条例（案）について 3．その他 **●第5回　2018/11/7** 「倶知安町宿泊税徴収の手引」素案について説明 1．現状報告とパブリックコメントの結果報告 2．倶知安町宿泊税徴収の手引き（未定稿施行前説明用）について	**福岡市宿泊税に関する調査検討委員会** **●第1回　2018/10/3** 1．福岡市宿泊税に関する調査検討委員会の概要説明及び会議の公開について 2．福岡市観光振興条例及び検討経緯について 3．福岡市の観光振興の現状について 4．福岡市の民泊の現状について 5．宿泊税の課税要件について **●第2回　2018/10/24** 1．宿泊事業所へのアンケート結果のまとめ 2．福岡市の今後の観光振興について 3．福岡市における宿泊税の課税要件について（福岡市の宿泊税の考え方） **●第3回　2018/11/27** 1．「宿泊税の考え方について（案）」に係る意見募集の結果について 2．福岡市宿泊税に関する調査検討委員会報告書（案）
議会に宿泊税条例案提出（2018/9） 総務大臣同意（2019/4） 施行（2019/11）	議会に宿泊税条例案提出（2019/6） 総務大臣同意（2019/11） 施行（2020/4）

出典：（公財）日本交通公社資料より作成

Copyright © 2024 JTBF All Rights reserved.

検討事項①定額or定率

- 宿泊税の徴収方法として、一般的に「定額制」と「定率制」がある
  - **定額制**
    - 基本的には、宿泊客1人に対し『200円』等といった定額で税額が設定されるため、宿泊人数を増やすことで税収が増えていく。
  - **定率制**
    - 例えば「宿泊料金の2%（宿泊料金2万円であれば『400円』）」といったように、宿泊料金に準じて税額が設定されるため、宿泊単価を上げれば税収が増えていく。宿泊費に比例して上がる定率は、「観光は量から質へ」という考え方と親和性が高い

※日本で先行している自治体のほとんどは定額制であり、唯一、北海道倶知安町のみ、2%の定率制となっている。

Copyright © 2024 JTBF All Rights reserved.

定額制と定率制の特徴比較

		定額制	定率制
税収額		△ ・単価の向上はあまり税収に影響しない	○ ・宿泊客数と単価が向上すれば税収も増える
観光客の負担		△ ・安価な宿泊費に対しては負担が大きい ・質（単価、季節性）が変わっても支払額は同じ	○ ・観光客の単価に対応した税額 ・質（単価、季節性）に応じた支払額
事業者の負担	**徴収のタイミング**	△ ・決済時でもチェックアウト時でも徴収可能	△ ・決済時のみ徴収
	算出	○ 徴収額が一律でわかりやすい	△ 税額が一律ではないため算出が必要 （食事代が含まれている場合の宿泊費の算出）
	オフ期の負担軽減	△ 価格調整による需給バランスの確立を阻害する	○ 価格調整による需給バランスの確立を阻害しない
先行事例との親和性		○ ・国内事例は多い	△ ・国内事例は少ないが海外は一般的 （インバウンドに説明しやすい）
社会・経済状況への対応		△ インフレやデフレなどに対応できない	○ 経済状況に適応

Copyright © 2024 JTBF All Rights reserved.

検討事項②税率

- 「総務大臣の同意」の要件の1つ「著しく過重な負担となってないか」
- （つまり、納税者がそれを税金として負担を感じないか）
- 宿泊費1万円に対して、定額の場合は「200円」、定率の場合は「2%」が、現在の標準

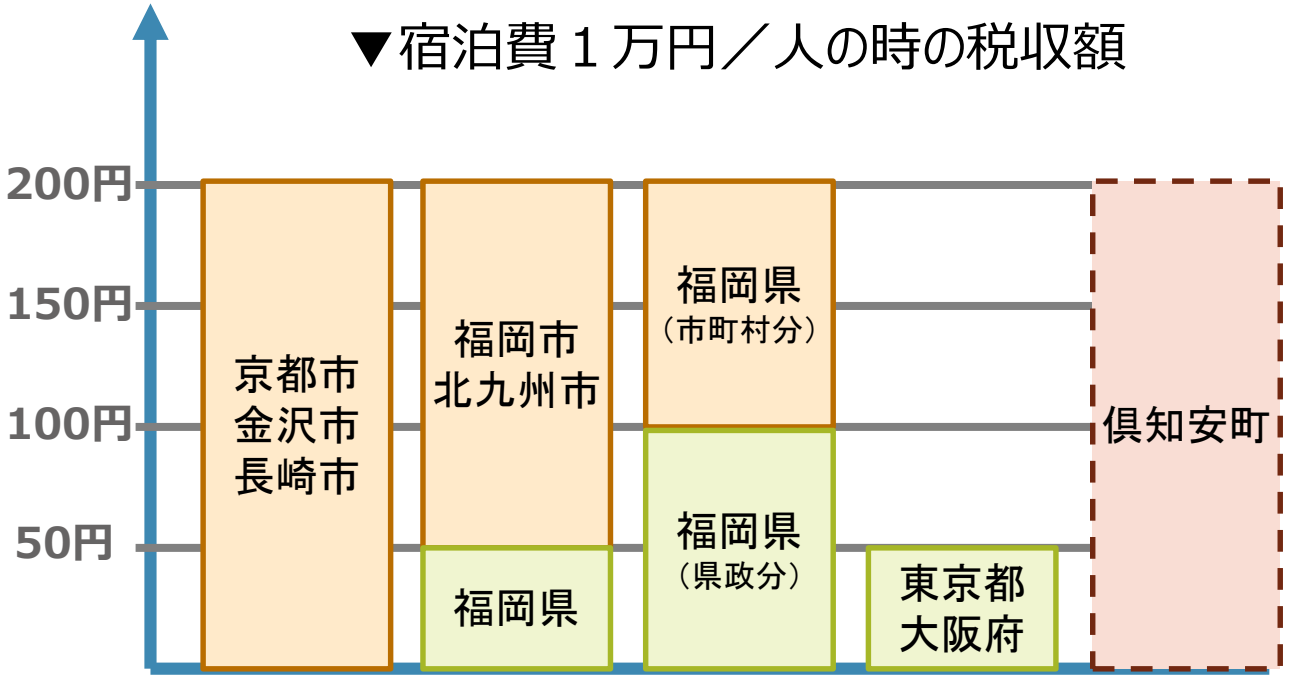

Copyright © 2024 JTBF All Rights reserved.

検討事項③課税免除・免税点

- 一定の条件なら課税しないのが「課税免除」、一定金額に満たなければ課税しないのが「免税点」。
- どちらも租税の原則の1つである「公平性」と対立するが、地方自治体にはある程度の裁量権があり、一定の必要性があれば実施可能。

課税免除の例
京都市：修学旅行生には非課税

免税点の例
東京都：1万円未満の宿泊費には非課税

※租税には余裕のある人に重い負担をしてもらう「垂直的公平」という考え方があり、この観点から、公平性を害しないと判断されている。

Copyright © 2024 JTBF All Rights reserved.

宿泊税の導入におけるポイント

Copyright © 2024 JTBF All Rights reserved.

ハワイで起きたこと～宿泊税の一般財源化～

- ハワイでは、観光財源を確保（ハワイ州観光局の活動予算を税収の一定割合で確保）するために宿泊税を導入したが、年々、一般財源に使われる割合が上昇
- 現在は、観光局の予算の一定割合の割当もなくなり、毎年、予算要求する形に

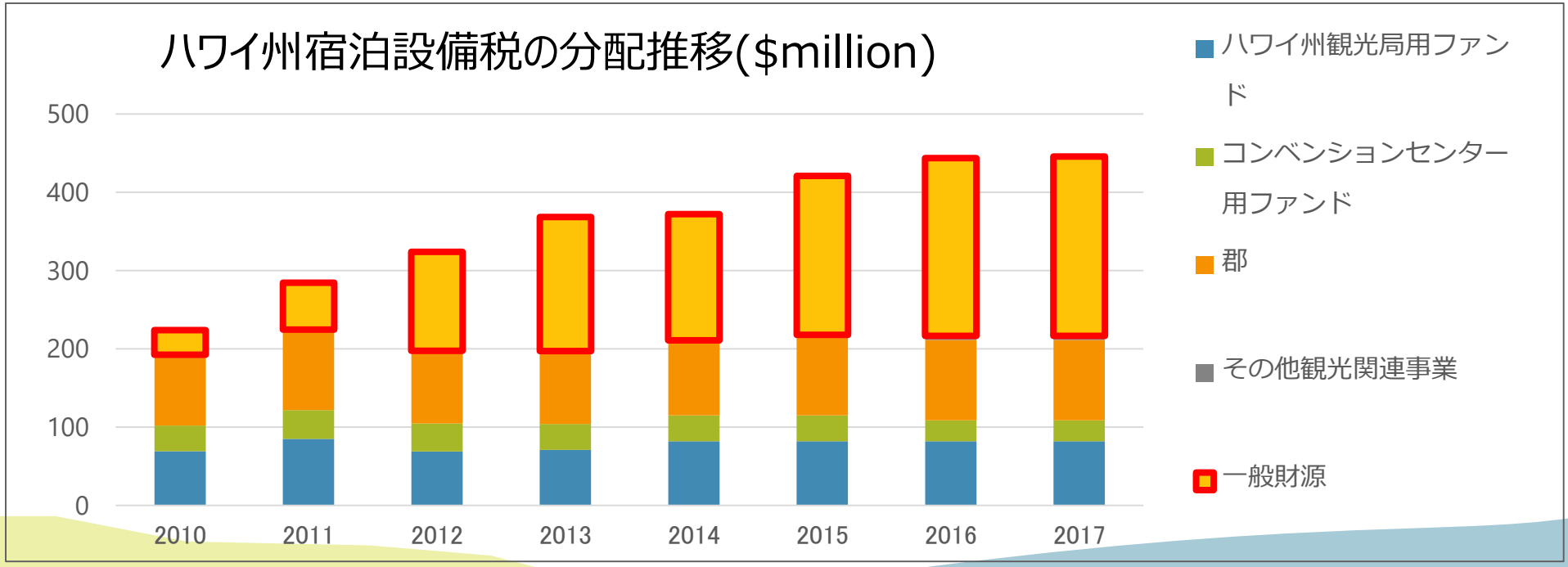

Copyright © 2024 JTBF All Rights reserved.

4.宿泊税の「使途」

Copyright © 2024 JTBF All Rights reserved.

何に使うべきか

■ **公的財源を使うべき内容とは？**

- **正の外部性が発生するもの**：
  特定の活動や施策が地域全体に広がり、他の経済主体や住民に対して利益や良い影響をもたらすもの
  （例）名勝のライトアップ等により、上質な空間作り出す取組　＊宮島訪問税
- **公共財：**
  多くの人が同時に利用でき（非競合性）、誰でも自由に利用できる（非排除性）という特徴を持つ財やサービス
  （例）リゾートエリア内の無料循環バス　＊倶知安町、欧州のリゾート等

オーストリア・レッヒ村の循環バス
エリア内は夜間以外は無料（他のリゾートへの接続バスは有料）
レンタカー等による移動を減らし、渋滞を減少。体験価値の向上に貢献

Copyright © 2024 JTBF All Rights reserved.

しかし「観光のため」というと
対象が広すぎて何にでも使えてしまう

- 必要なのは「使途」と「観光計画（マスタープラン）」をセットで考えること
- どのような地域になりたいのかという将来像や、実現するためのロードマップ等について規定した**観光地マスタープランを、官民が協働して作成することが重要**

Copyright © 2024 JTBF All Rights reserved.

通常の観光計画と財源を得た地域の観光計画

通常地域の観光計画	**財源を得た地域の「観光計画（マスタープラン）」**
国などから補助金や交付金を得るための計画書	限られた原資をどこに投資し、どのように地域を育てていくのかという戦略
・資金が得られるかわからないため、単年度事業となる ・補助金対策のため、総花的な計画とすることが求められ、実効性が低い ・人のカネでの事業となるため、実施することが目的化しやすい ・観光統計や人材確保のように継続して外部資金を得難い事業はおざなりになる ・国などの資金を利用するため、他地域と異なる独自の取り組みは展開し難い	・数年先の資金量も推定できるため、中長期的な戦略／計画が設定可能 ・自分達の資金であるため、筋肉質な計画とすることができ、実効性が高まる ・計画内容、事業成果とKPIとの関係を検証できるため、計画の改善が進む ・観光統計や人材確保などを継続して、持続的に対応できる ・独自の資金を利用するため、自身の競争力を高める独自事業を展開できる

Copyright © 2024 JTBF All Rights reserved.

海外では「何に使わないか」に着目する例もある

一般財源化を禁止（スイス・レンツ市）

レンツ市「宿泊税および観光振興税の課税に関する法律」

（抜粋）

（第1条）

レンツ市は、観光を促進し資金を調達するために、宿泊税と観光振興税という形で観光税を課税している。

（第12条）

1 自治体は、宿泊税からの収入を、納税義務者の利益および便益のための支出を賄うために使用しなければならない。

通常の、または伝統的な自治体の業務の財源に充てることはできない。

3 **通常の、あるいは伝統的な自治体の業務とは、観光とはあまり関係のない業務**を指す。

4 自治体または観光団体は、資金使途を毎年詳細に開示する義務がある。

（第13条）

自治体に所在するすべての企業は、その法人形態にかかわらず、観光振興税の課税対象となる。

（第18条）

1 自治体は、観光振興税からの収入を、特に効果的な市場開発および観光イベントのために、納付義務者の利益のために使用しなければならない。**通常または伝統的な自治体の業務に使用することはできない。**

2 **通常の、あるいは伝統的な自治体の業務とは、観光とはあまり関係のない業務**を指す。

3 自治体または観光団体は、資金使途を毎年詳細に開示する義務がある。

https://www.jtb.or.jp/researchers/column/column-accommodation-tax-ezaki/

Copyright © 2024 JTB. All Rights reserved.

海外では「何に使わないか」に着目する例もある

宿泊税の使途として「広告」は除外：スイス・ザンクトガレン州

ザンクトガレン州「観光法」（抜粋）

原則
1 自治体は、以下に対して観光税を課すことができる：
a) 宿泊客
b) 観光の受益者
2 観光税は、納税義務者の利益のために使用されなければならない。**宿泊客から徴収した観光税は、広告目的に使用してはならない。**

https://www.jtb.or.jp/researchers/column/column-accommodation-tax-ezaki/

Copyright © 2024 JTBF All Rights reserved.

各地域の宿泊税に関する条例と使途に関する定め

	施行開始日	条例	使途に関する定め
東京都	2002年10月1日	東京都宿泊税条例	第1条に「国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる」という目的の記載がある。
大阪府	2017年1月1日	大阪府宿泊税条例	第1条に「大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用に充てる」という目的の記載がある。
京都市	2018年10月1日	京都市宿泊税条例	第1条に「国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てる」という目的の記載がある。
金沢市	2019年4月1日	金沢市宿泊税条例	第1条に「金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てる」という目的の記載がある。
倶知安町	2019年11月1日	倶知安町宿泊税条例	第1条に「世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる」という目的の記載がある。
福岡県	2020年4月1日	福岡県宿泊税条例	第1条に「県は、観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる」という目的の記載がある。
福岡市	2020年4月1日	①福岡市宿泊税条例 ②福岡市観光振興条例	福岡市観光振興条例の第11条に「市長は、この条例に基づく施策に要する費用に充てるため、地方税法(昭和25年法律226号)第5条7項の規定に基づき、宿泊税を課する。」という記載があり、同条例には以下が施策として規定されている。 ・観光産業の振興：観光に関する産業の生産性の向上及び観光振興に寄与する人材の育成に必要な施策の実施その他の観光に関する産業の振興に必要な施策 ・受入環境の整備：国内外からの旅行者が安心して、安全かつ快適に過ごすことができるよう、観光を取り巻く情勢の変化に対応した受入環境の整備その他の必要な施策 ・観光資源の魅力の増進等：国内外からの旅行者の来訪の促進を図るため、地域の食、歴史、文化、自然その他の観光資源の魅力の増進及び新たな観光資源の発見、国内外に向けた魅力の発信その他の必要な施策 ・MICEの振興：MICE(国際会議その他の多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントをいう。以下同じ。)の受入環境の整備、誘致体制の強化その他のMICEの振興に必要な施策 ・持続可能な観光の振興：宿泊施設に関する法令の適切な運用の確保、良質な宿泊施設に係る情報の提供その他の市民生活との調和に配慮した持続可能な観光振興に必要な施策
北九州市	2020年4月1日	北九州市宿泊税条例	第1条に「市は、観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる」という目的の記載がある。
長崎市	2023年4月1日	長崎市宿泊税条例	第1条に「本市は、都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる」という目的の記載がある。
ニセコ町	2024年11月1日に施行予定	ニセコ町宿泊税条例	第1条に「ニセコ町の優れた景観と環境を保全し、安全で心豊かに過ごすことができる癒しのリゾート地としての魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てる」という目的の記載がある。

Copyright © 2024 JTBF All Rights reserved.

3_1. 北海道倶知安町の事例　観光振興の好循環サイクル

自治体の基本情報

- 人口：14,568人,面積：246.34km2 （2023年版「倶知安の統計」）
- 年間観光入込客数：1,172千人、宿泊客数：252千人、宿泊述べ数675千.（2023年版「倶知安の統計」）
- 隣接するニセコ町、蘭越町の3町で観光デスティネーションとしてのニセコエリアを形成。インバウンドのスキー客に人気が高く、町内にあるニセコひらふ地区はニセコエリアのメインリゾートとして知られる。観光業、農業が主要産業。

宿泊税の基本情報

- **導入目的**：倶知安町が世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に充当すること
- **特徴**：市町村では全国で初の導入、唯一の定率

納税義務者	・旅館業法に定める旅館業を営む施設への宿泊者 ・住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業を営む施設への宿泊者
課税標準	１人当たりごとに宿泊料金を計算する場合：１人の宿泊料金 １部屋当たりごとに宿泊料金を計算する場合：　１部屋の宿泊料金 １棟当たりごとに宿泊料金を計算する場合　：１棟の宿泊料金 ※ 宿泊料金は食事代、消費税、入湯税等を除く素泊まり料金
税率	100分の2（2パーセント） ※ 課税標準 × 2パーセント = 宿泊税
課税免除	①幼稚園、小学校、中学校、高校の修学旅行や研修旅行に参加する幼児、児童、生徒及び教員 ②倶知安町で職場体験又はインターンシップのために宿泊料金を支払って宿泊する中学生、高校生、専門学生及び大学生
徴収方法	特別徴収 ※宿泊施設の経営者が、宿泊者から税金を預かり、１ヶ月分をまとめて翌月末日までに倶知安町に申告して納める

3_1. 北海道倶知安町の事例　観光振興の好循環サイクル

宿泊税導入により財源・計画・組織が揃い観光振興の好循環サイクルがまわりはじめる。

- 宿泊税導入を見据え、既存の観光振興計画をバージョナップする形でマスタープランを策定
  - 同時に観光協会をDMO化し、DMOがマスタープランを主導していく形へ

↓

- 民主道での、柔軟且つ実質、即時・即応的な観光振興が展開されるように

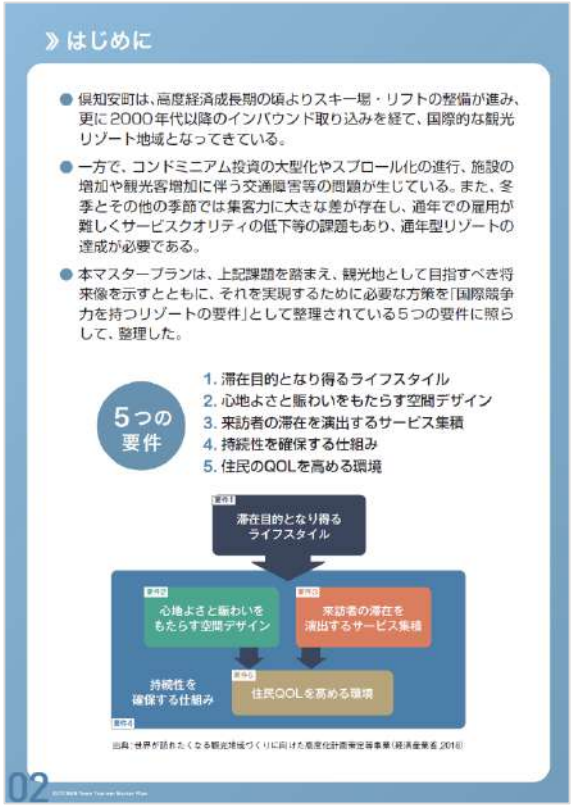

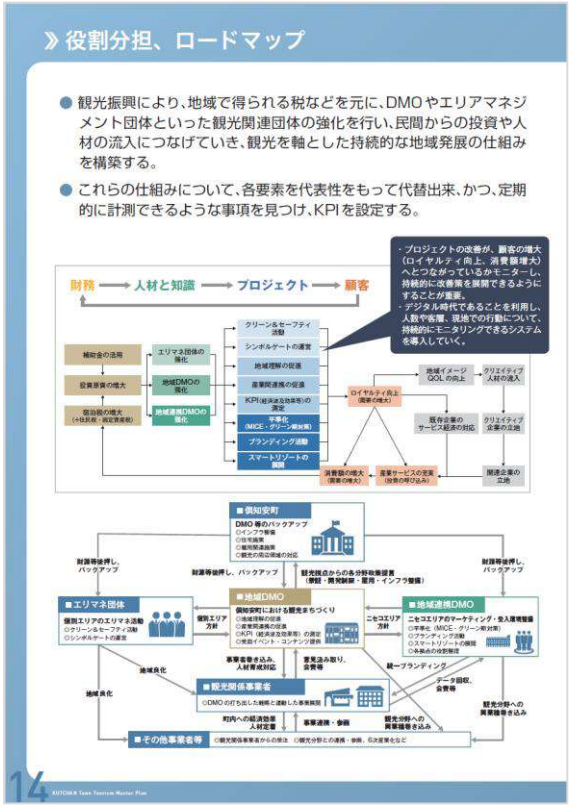

3_1. 北海道倶知安町の事例　観光振興の好循環サイクル

参考

使途の内容（2024年度予算額）

施策	個別施策	主な事業内容	事業費	
			事業費	うち宿泊税
リゾート地としての質の向上	ニセコ・羊蹄山の環境保全	○ニセコアンヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会負担金 （なだれ・山岳事故防止対策事業）	4,066	3,700
	安心・安全なリゾートの形成	○ニセコひらふ安全センター事業（臨時交番の運営）	2,234	2,000
リゾートタウンとしての魅力の向上	“観光インフラ”の整備	○地域ＤＭＯ支援事業 ・人件費 （地域DMO事務担当者人件費） ・事務費 （事務経費、計画管理経費） ・案内費（案内所運営等） ・DMO実施事業（着地型連携事業、サスティナブル事業、サマーコンテンツ事業、MICE事業、戦略的広報プロモーション事業、エデュケーション事業、維持管理業務、夏季二次交通広域化エンターテイメントおよび夏のナイト号運行事業、冬季二次交通事業、観光DX事業）	196,179 (219,378)	159,802
		○ニセコエリア観光客受入体制整備事業	8,369 (15,900)	7,700
		○観光パンフレット作成事業	929	800
		○ひらふ坂案内マップ更新	100	100
		○ひらふスキー場第1駐車場安全管理事業	10,681	9,800
		○ひらふ地域防犯カメラ等設置補助金	550	500
		○ニセコHANAZONOリゾート連絡交通補助金	15,240	14,000
		○ひらふ地区ロードヒーティング事業	25,418	25,418
		○路線バスキャッシュレス決済機導入事業	7,085	6,500
	持続可能な観光地づくり	○町民向けタクシー確保事業	8,190	3,800
		○タクシー不足解決に向けたニセコモデル実証事業	7,844	7,200
		○ニセコひらふリアマネジメント交付金	5,770	5,300
税の啓発徴収に係る経費等		○宿泊税徴収事務事業	880	880
		○宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	12,500	12,500
合計			306,035	260,000

3_1. 北海道倶知安町の事例　観光振興の好循環サイクル

地域住民を意識した使途とその見える化によって、地域側からの理解を醸成

使途の一例

例）スキー客用駐車場の整備と利用ルールづくり

冬場のスキー客が多く利用するひらふ第一駐車場において、バスの種類別に分けて番号表示したサインを立てる作業をDMO主体で行い、駐車ルールも明確にしました。

例）夏の「オフ」期にオープントップバスを運行

夏のオフ期の需要喚起策として、乗り降り自由なオープントップバス「スカイバスニセコ」を運行しています。

例）住民割引でリゾートに暮らす恩恵を体感してもらう

「スカイバスニセコ」の通常乗車券の住民割引を設定。住民にリゾートに暮らす恩恵を体感してもらうことが目的です。

ひらふ地区で導入されている
ロードヒーティングの様子

3_1. 北海道倶知安町の事例　観光振興の好循環サイクル

地域住民を意識した使途とその見える化によって、地域側からの理解を醸成

使途の見える化

- 広報くっちゃん（令和６年４月）における宿泊税の特集

客足戻り宿泊税が大幅増　観光振興施策の財源に

町は、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、令和元年 11 月１日より法定外目的税の「宿泊税」を導入しています。

近年は、コロナの影響を受けていますが、今年度は５億円の収入を見込んでいます。

宿泊税は、以下の事業などに充てられ、持続可能な観光地づくりに活用されています。

宿泊税の推移
・令和元～４年度は決算額
・令和５～６年度は当初予算額

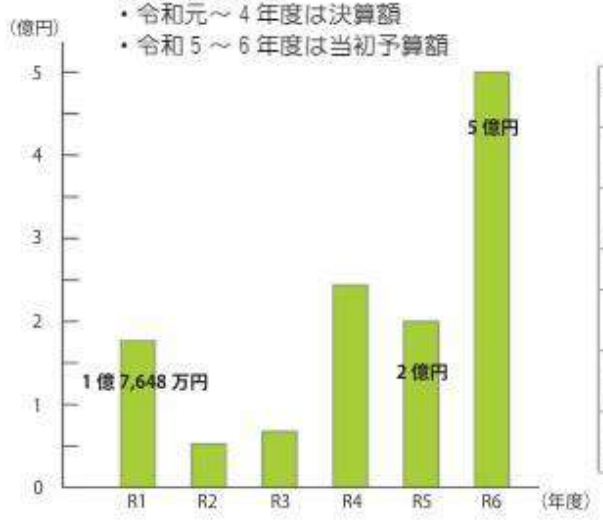

宿泊税を財源とした事業例	事業費	うち充当額
地域 DMO 支援事業（地域 DMO：倶知安観光協会）	1 億 9,617 万円	1 億 5,980 万円
ひらふ地区ロードヒーティング事業	2,541 万円	2,541 万円
ニセコ HANAZONO リゾート連絡交通補助金	1,524 万円	1,400 万円
町民向けタクシー確保事業	819 万円	380 万円
タクシー不足解決に向けたニセコモデル実証事業	784 万円	720 万円
路線バスキャッシュレス決済機導入事業	708 万円	650 万円
ニセコひらふエリアマネジメント交付金	577 万円	530 万円

※千円未満切り捨て

3_2. 福岡県福岡市の事例　九州のゲートウェイとしての宿泊税

自治体の基本情報

- 人口：1,612千人,面積：343.47km2 （「Fukuoka Facts」）
- 年間観光入込客数：18,600千人、宿泊述べ数（推計）10,990千人.（福岡市の観光・MICE2024年版）
- 九州の政治、経済、文化、ファッションの中心。「アジアとの玄関口」として国際便が数多く就航。産業の約９割が第３次産業。

宿泊税の基本情報

- **導入目的**：福岡市観光振興条例 に基づいた施策の展開（「九州のゲートウェイ都市の機能強化」、「ＭＩＣＥ都市としてのプレゼンス向上」及び「地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進」等）
- **特徴**：県と市での二重徴収（全国初事例）

納税義務者	（福岡県）福岡県内に所在する次の事業に係る施設への宿泊者 ・旅館業法に規定する旅館業（旅館・ホテル営業・簡易宿所営業） ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業（特区民泊） ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（新法民泊）
	（福岡市）福岡市内に所在する旅館業法（下宿営業は除く）または住宅宿泊事業法に係る宿泊施設に宿泊する宿泊者

宿泊施設の所在地			税率		
			県税率	市税率	合計（納める額）
福岡県(北九州市・福岡市以外)			200円	-	200円
北九州市			50円	150円	200円
福岡市	宿泊料金	2万円以上	50円	450円	500円
		2万円未満	50円	150円	200円

※市町村が宿泊税を新たに課す場合、県税の税率は、宿泊者1人1泊につき100円となる。

3_2. 福岡県福岡市の事例　九州のゲートウェイとしての宿泊税

福岡「市」の税収ではあるが九州のゲートウェイ機能の強化が使途の内訳のトップを占める。
福岡空港からのアクセスの良さや国際線の就航数の多さ等を背景に九州の国内・海外の玄関口としての徳著を持つ

②使途	2022年度 事業費	うち宿泊税	（単位：千円）
(1)九州のゲートウェイ都市機能強化	903,501	881,469	国内を代表するMICE拠点の形成 デジタルサイネージを活用した情報発信の強化 観光案内機能の強化事業 FukuokaCityWi-Fiの拡充(地下鉄駅等)◆ 九州広域連携誘客事業 修学旅行・バスツアー等による周遊観光の推進
(2)大型MICE等の集客拡大への対応	321,684	294,707	ポストコロナMICE誘致強化事業 国際スポーツ大会にあわせた受入環境の充実 災害時の観光客対応強化事業 博多旧市街プロジェクト 生の松原元寇防塁集客促進事業 魅力あるナイトコンテンツの創出 文化財を活用した魅力ある観光資源の創出事業 博物館リニューアル推進事業 文化観光推進事業
(3)地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進	382,681	172,282	宿泊事業者受入環境充実の支援 海辺を活かした観光振興事業 海辺を活かした観光振興に向けた道づくり◆ 海づり公園を活用した北崎地区活性化事業◆ 持続可能な観光振興の検討 公衆トイレ環境の向上◆ 観光客等の移動円滑化施策の推進◆
(4)宿泊税の賦課徴収に要する経費	72,731	32,575	
合計	1,680,596	1,381,032	

※各項目で千円未満を四捨五入しているため、合計と合わない場合がある。
※◆印は、経済文化観光局以外が所管(または一部所管) する事業を示す。
※一部の事業については、翌年度に繰越しを行っている。(繰越事業費: 230,697千円 うち充当額: 109,073千円)
出所)福岡県宿泊税検討委員会　報告書(2023年9月)より(公財)日本交通公社作成

3_2. 福岡県福岡市の事例　九州のゲートウェイとしての宿泊税

特別徴収義務者と宿泊者のコミュニケーションの円滑化のため広報ツールを制作・公開

- 宿泊者向け説明資料、ポスター、リーフレット、ステッカー、POP、バナー等を制作
- 英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、イタリア語、ベトナム語、アラビア語及びネパール語の１１言語に対応

■宿泊税リーフレット(日本語･英語･韓国語･中国語(簡体字･繁体字))

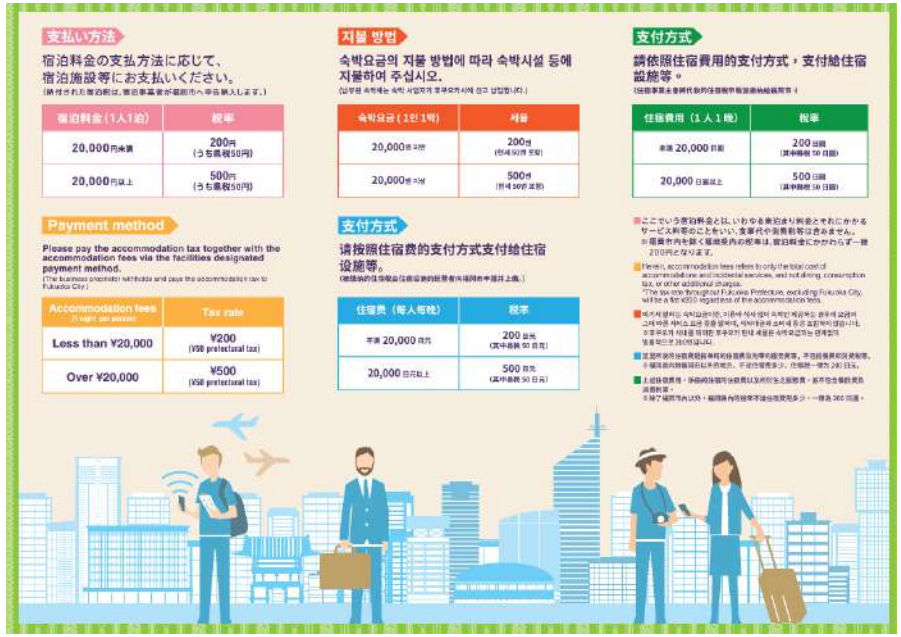

出典：福岡市ウェブサイト「宿泊税の広報について」

3_2. 福岡県福岡市の事例　九州のゲートウェイとしての宿泊税

使途の見える化による観光客・特別徴収義務者・観光関連事業者からの理解獲得

- 宿泊税の使途をWebサイトに掲載するとともに、全ての特別徴収義務者に郵送。

福岡市
FUKUOKA CITY

令和4年度に宿泊税を活用した事業のご報告

福岡市内に宿泊された皆様の宿泊税を、九州のゲートウェイ都市としての機能や観光の魅力をさらに高めるために活用させていただきましたので、ご報告いたします。

「また福岡市に来たい」と思っていただけるよう、今後も観光・ＭＩＣＥ振興に取り組んでまいりますので、引き続きご理解とご協力のほどよろしくお願いします。

博多旧市街フェスティバル

北崎地区の無電柱化された道路

櫛田神社前駅 Kushida Shrine Station

観光プロモーション動画

博多駅筑紫口エレベーター

※本資料はホームページ上でもご覧いただけます。
URL ： https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/kankou-s/life/syuku_shite.html

国内を代表するＭＩＣＥ拠点の形成《経済観光文化局》
コンベンションゾーンの利便性向上や賑わい創出のため、マリンメッセ福岡周辺における歩行者用上屋の整備やフラワーベンチの設置等を行いました。

歩行者用上屋の設置

フラワーベンチの設置

ポストコロナＭＩＣＥ誘致強化事業《経済観光文化局》
バルセロナやバンコクなどで開催された国際見本市や商談会等に参加し、国際的なＭＩＣＥの誘致に向けて、営業活動を行いました。

修学旅行・バスツアー等による周遊観光の推進《経済観光文化局》
福岡市を中心とした都市圏の周遊観光を推進するため、市内に宿泊する修学旅行・バスツアーへの貸切バス代の支援や、都市圏を周遊するモデルコースの情報発信等を行いました。

貸切バスへの支援

専用サイトによる情報発信

宿泊税の賦課徴収に要する経費《財政局》
宿泊税の円滑な賦課徴収のため、福岡空港や博多港などの交通結節点や地下鉄車両内などにおいて、国内外の旅行者に向けた広報を行ったほか、宿泊事業者の特別徴収に係る経費の一部を支援する報償金を交付しました。

福岡空港国際線

博多港国際ターミナル

5

令和４年度の宿泊税収入　1,914,701千円

令和４年度に宿泊税を活用して実施した事業　※金額は事業費

令和４年度決算額：1,680,596千円　（うち宿泊税充当額：1,381,032千円）

※宿泊税収入と充当額の差額は翌年度以降に実施する事業（繰越事業含む）に活用します。

（１）九州のゲートウェイ都市機能強化	903,501千円
国内を代表するＭＩＣＥ拠点の形成	763,961千円
デジタルサイネージを活用した情報発信の強化	27,962千円
観光案内機能の強化事業	13,845千円
Fukuoka City Wi-Fiの拡充（地下鉄駅等）	27,812千円
九州広域連携誘客事業	12,172千円
修学旅行・バスツアー等による周遊観光の推進	57,748千円
（２）大型ＭＩＣＥ等の集客拡大への対応	321,684千円
ポストコロナＭＩＣＥ誘致強化事業	25,982千円
国際スポーツ大会にあわせた受入環境の充実	17,401千円
災害時の観光客対応強化事業	2,611千円
博多旧市街プロジェクト	35,173千円
生の松原元寇防塁集客促進事業	82,783千円
魅力あるナイトコンテンツの創出	65,053千円
文化財を活用した魅力ある観光資源の創出事業	54,450千円
博物館リニューアル推進事業	34,154千円
文化観光推進事業	4,078千円
（３）地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進	382,681千円
宿泊事業者受入環境充実の支援	12,117千円
海辺を活かした観光振興事業	36,410千円
海辺を活かした観光振興に向けた道づくり	260,318千円（※）
海づり公園を活用した北崎地区活性化事業	10,862千円（※）
持続可能な観光振興の検討	24,995千円
公衆トイレ環境の向上	2,082千円
観光客等の移動円滑化施策の推進	35,896千円
（４）宿泊税の賦課徴収に要する経費	72,731千円

・（※）の事業は翌年度に繰越しを行いました。
・各項目で千円未満を四捨五入しているため、合計と合わない場合があります。

6

出典：福岡市「令和4年度に宿泊税を活用した事業のご報告」 一部抜粋

4 石垣市における宿泊税に関する議論、意見等

資料４

- **宿泊税の導入について、昨年度に石垣市観光文化課により実施された下記において挙げられた意見や説明等を集約整理した上で、石垣市としての宿泊税に関する考え、方針を整理。**

ア 現状調査
(アンケート及びヒアリング)

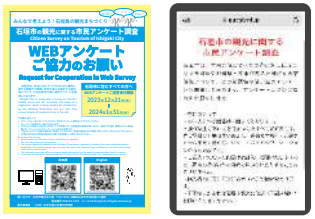

- 観光客にも観光税などの金銭的負担を求める必要があるか
- 宿泊税を充当して実施していくべきと思う事業及びその具体的なイメージ

イ 宿泊事業者勉強会
1/17

- 趣旨説明
- 講義
「観光地域づくりに関わる財源概論」

ウ 観光の未来を考える日
2/22

- 講演3 自主財源論
- パネルディスカッション
「観光財源と持続力を担保する財源使途及びガバナンス」

エ 観光開発審議会
3/22

- 講演3 自主財源論
- パネルディスカッション
「観光財源と持続力を担保する財源使途及びガバナンス」

第1回WG部会

石垣市における宿泊税に関するこれまでの議論、意見等を集約

資料提示、議論

第2-3回WG部会

資料提示、議論

石垣市としての宿泊税に関する制度設計（案）をとりまとめ

4 石垣市における宿泊税に関する議論、意見等

制度設計・過程

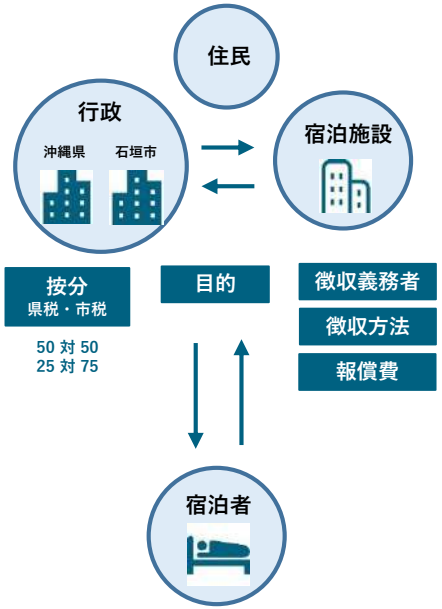

ガバナンス、広報・情報公開

使途

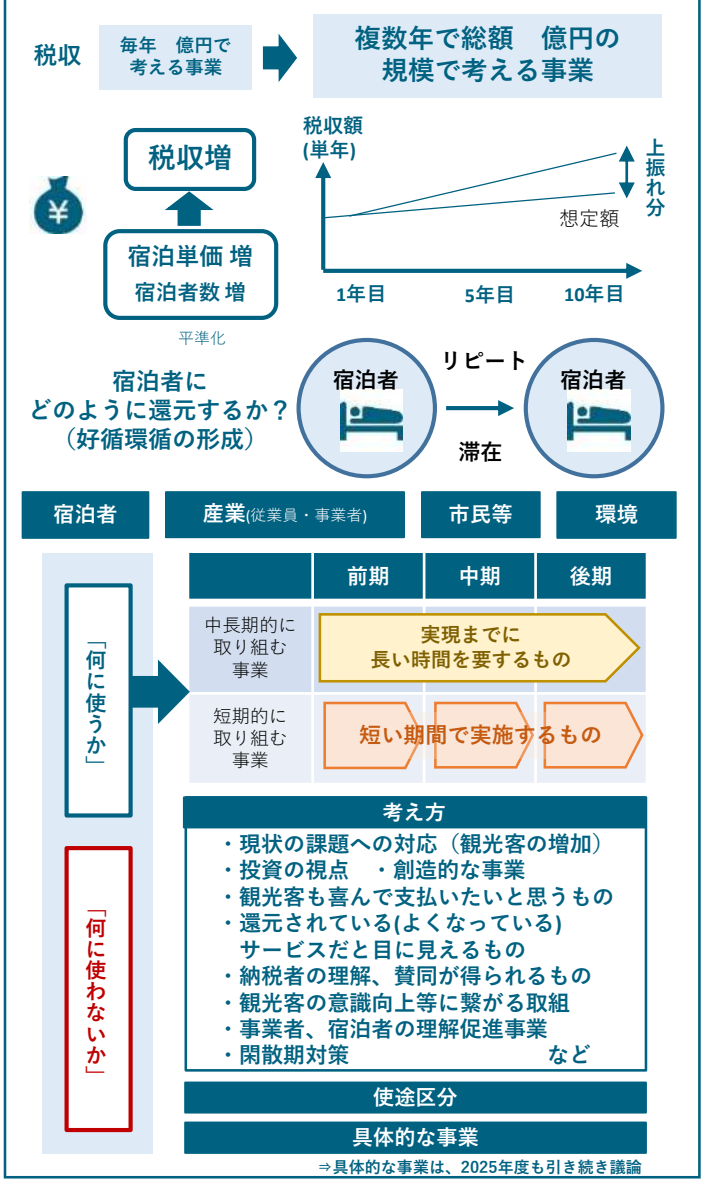

マスタープラン

ビジョン

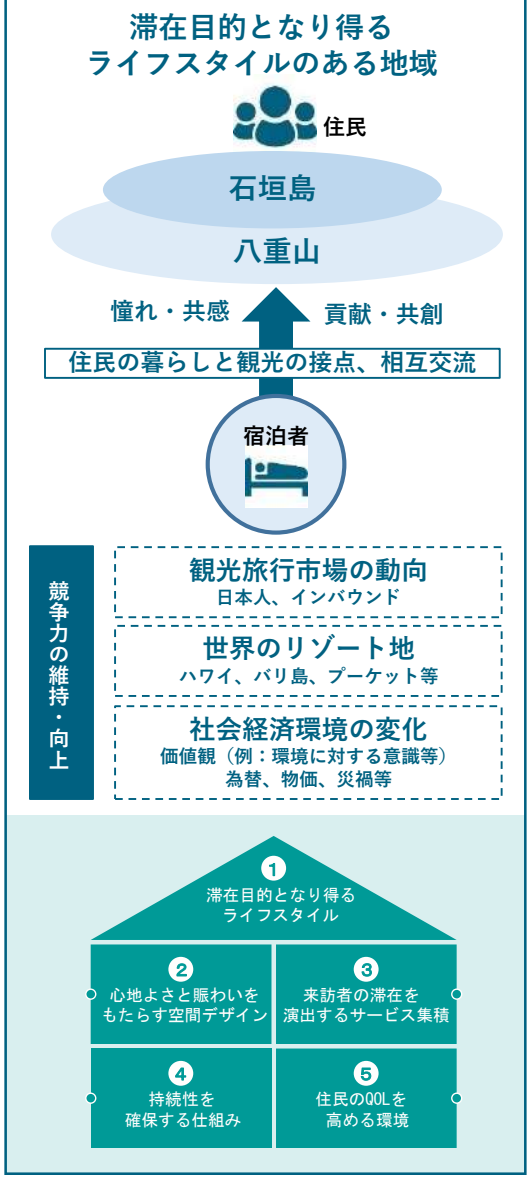

出典：（公財）日本交通公社

4 石垣市における宿泊税に関する議論、意見等

- その地域でのライフスタイル／シグネチャー経験に対する適切な期待を醸成させる景観デザイン
- 賑わいをつくるマグネットエリア（広場空間）の配置
- 歩車の適切な分離を含む交通動線
- 富裕層及びVIP向けの空間
- セキュアで魅力的な宿泊／居住エリア
- テロ対策を含む防犯システム

- その地域でのライフスタイル／シグネチャー経験を演出するサービス施設の集積（地場の産業や文化、環境とのリンクを含む）
- 国際ブランドand/or不動産事業と連携するリゾートビジネス
- （例：ホテルブランドによるコンドミニアム）の展開
- 生産性の向上に資するクラスター形成
- IoT及びAIによる「スマート・リゾート」（情報案内、交通、決済等）の展開
- ブランド形成に資するシグネチャーなイベント（MICE）の実施
- 緊急医療体制の充実

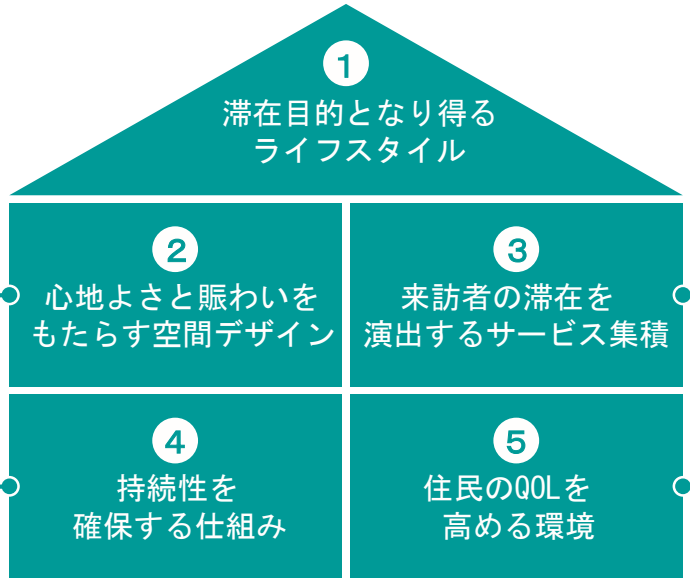

- 将来像の設定と目標及び実現手段の共有
- 観光と連動した法定外税（例：宿泊税）を使った地域イノベーションの仕組み
- DMOによる観光地ブランディング
- 環境の持続可能性の向上
- IoTも利用した観光客の各種行動の収集（ビッグデータ化）と分析（AI）の仕組み

- 観光サービスやアクティビティを住民が楽しむことのできる仕組み
- 生産性の高い就業先
- サービス経済に対応した専門的なスキルを習得できる人材育成の仕組み
- 不規則な就労を支援する保育・福祉環境
- 高質かつ低廉な住環境（物価を含む）
- サービス経済に対する正しい知識の啓発（観光による経済波及効果を含む）

出典：（公財）日本交通公社

4 石垣市における宿泊税に関する議論、意見等

❖宿泊税導入にあたって

- ✓ 「指針」をまず制定すべき(ア)
- ✓ 宿泊税は観光の在り方を転換する施策(ウ)

- ✓ 何のために使うのか、払う人は誰か、受益者は誰かをしっかり考えるべき(ウ)
- ✓ 納税者に対して、目的、ビジョンを明示した上で収めてもらうことが重要(ア)(ウ)
- ✓ 石垣市の観光がどこに向かっていくか、税を何に使うべきか、意思を持つことが大切(エ):
  - ○年間数億円単位の税収の全てを石垣市として使える状況
  - ○税導入はスタートライン、導入5年後にどうなっているのか
  - ○導入地域での人の問題と実行力に掛かる
- ✓ 宿泊税を導入するとなった時に、意味のある使い方にしていく。5年後、10年後も含めて、これがあるからこそ石垣市の観光は強くなるんだと思えるような仕組みを作っていくところに議論を集中していっていただければと思う。(ウ)

- ✓ 石垣市には、世界が憧れるようなライフスタイルがある地域を目指してほしい(ウ):
  石垣市は、既に強い競争力を持っている
  ここに観光振興に使える財源を確保して投資していくことによって、
  更に強い競争力を持つことができるはず
- ✓ 住民のライフスタイルそのものが観光資源
  住民の暮らしと観光の接点・接続を持たせていき、磨き上げていくことがポイント(ウ)

- ✓ 八重山諸島の宿泊拠点(ア)(ウ):
  八重山の競争力向上、八重山諸島の訪問者の満足度向上

- ✓ 宿泊税を導入しようと決めて動いていく時には、どのようなところにお金を使って投資をしていけば、石垣の観光が強くなるか。マーケットは変化し、目の肥えた人たちばかりになる。(ウ)

- ✓ これから先のライバルは、プーケット、バリ島、ハワイ
  潤沢のファイナンスを駆使して観光振興をしている国々と
  これから戦っていかない中で、石垣市が10年後も競争力を維持できるかどうか(ウ)

- ✓ 使途をマスタープランにまとめて計画を展開していく。そのレベルで推進する自治体と、単に宿泊税を取って終わってしまう自治体との間で、これから差が出てくるものと思われる。(ウ)

4 石垣市における宿泊税に関する議論、意見等

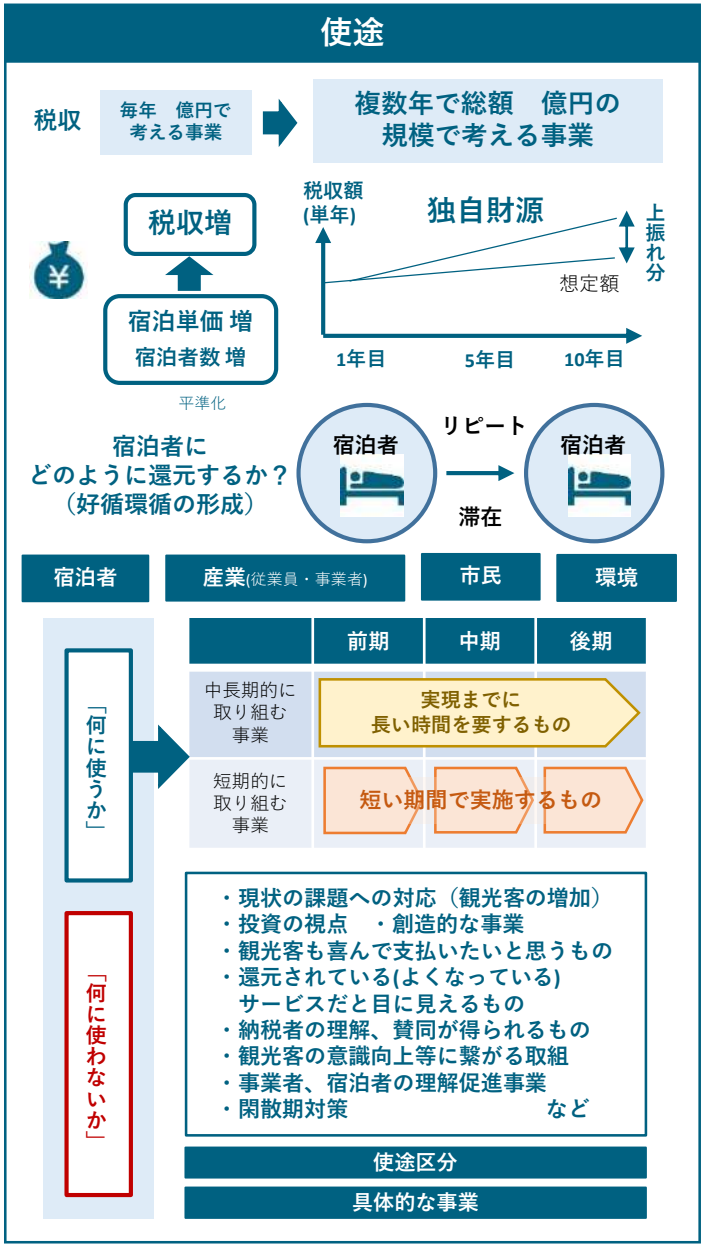

マスタープラン

❖使途検討の視点、方針

- ✓ 現状の課題への対応もあるが、投資という視点(ウ)
- ✓ 創造的な事業に取り組むことが必要(ア)：
  - ○今までの事業のあり方が変わるという意味でチャンスであり期待がある
  - ○これまでは新規チャレンジのために事業効率化し財源捻出、「その中で何ができるか」であった
- ✓ 石垣市としての観光都市づくりに資するものに充当(ア)
- ✓ 見えないものより観光客から見えるものに使用するべき(ア)：ゴミ箱、トイレ整備など)
- ✓ 税を払っていることで、還元されている(よくなっている)サービスだと目に見えるもの(ア)
- ✓ 払うのは観光客、観光客に還元する施策が望ましい(ア)
- ✓ 観光客も喜んで支払いたいと思う事をしてほしい。(ア)(ウ)
- ✓ 宿泊者自身が八重山の観光地域づくりに貢献していると思っていただけるような仕組みと体制が重要(ウ)
- ✓ 負担する観光客の理解、賛同が得られる事が不可欠。(ア)
- ✓ 宿泊税は何に使うためのものか明確にし、実際に支払う観光客が理解し賛同できなければ双方メリットなし。(ア)
- ✓ 宿泊税を取ることによって観光客の意識向上等に繋がる取り組が必要。(ア)
- ✓ 今後も石垣を訪れたくなるように環境整備する必要がある。(ア)
- ✓ 観光客受け入れに関するサービス業、接客、リピーター増加に繋がるものに充ててもらいたい。(ア)
- ✓ 税収の全てを事業に充当するのではなく、特別徴収義務者である宿泊事業者、そして納税者である宿泊者に宿泊税について理解してもらうところなどに、しっかりお金を充てていく必要があるのでないか。(イ)
- ✓ 中長期的に効果が出る施策だけではなく、短期的に効果が見えやすい施策(ウ)
- ✓ すぐに取り組めるものとして閑散期対策(ウ)：シーズンに左右されないもの[芸能等]
- ✓ 観光振興施策の財源は市税と観光財源の2本柱で行うべきだと考えている。観光にかかわる施策のなかにも本来の行政施策で行うべき性質のものもある。そうした施策は市税を用いながら、＋αでの観光振興を観光財源で推進していく形(ウ)

❖充当する事業の優先順位

- ✓ ハードよりソフト面を拡充すべき(ア)：ハード面を強化してもそれを活用するソフト面(基礎知識や理解、技術などのリテラシー面)が向上しなければ点と点が結び付かず、結果的に効果が薄まる
- ✓ 最も効果のある事業に、資源を集中(ア)：様々な取り組みに散財しても効果は出ない

4 石垣市における宿泊税に関する議論、意見等

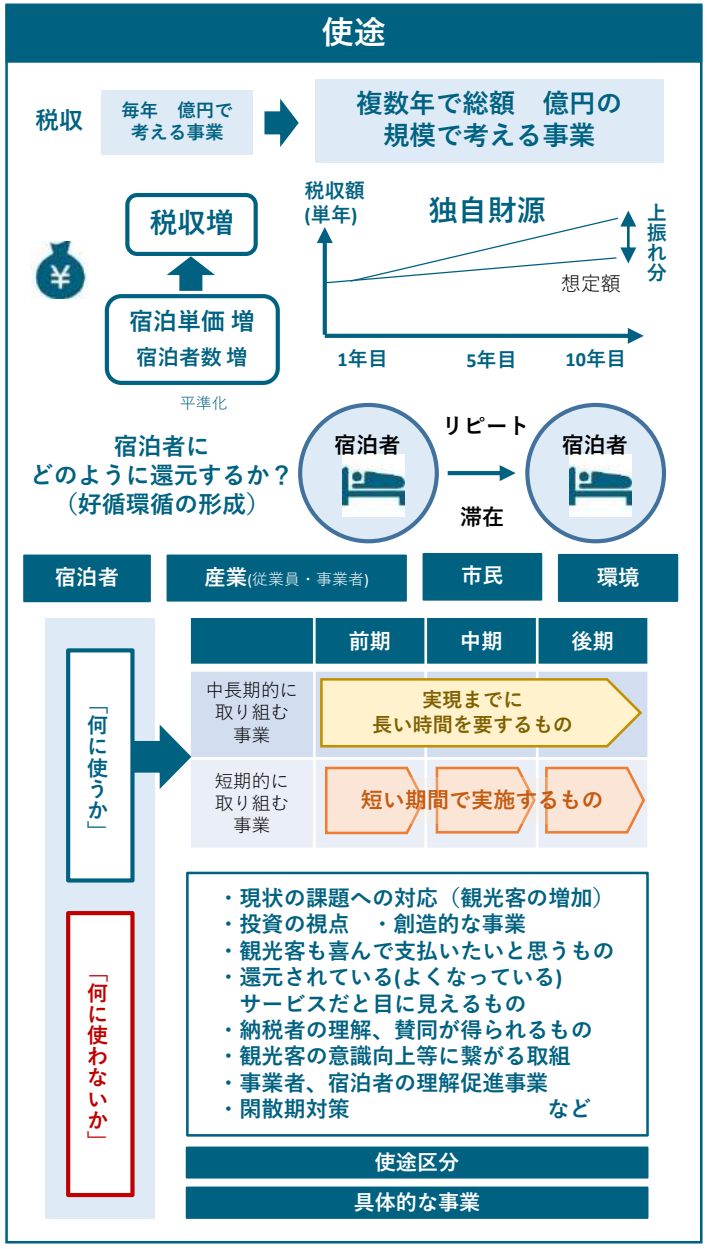

❖充当する事業
- ✓ 必要最低限に留める(ア)
- ✓ 新規事業ではなく、今ある環境や施設の保全・整備へ充当(ア)
- ✓ 観光客の増加により、これまで必要としなかった施設整備や安全・災害時対策等(ア)
- ✓ やるなら島の子供たちに宿泊税を充てたほうがよい。なんのための観光なのか。(ア)
- ✓ 「やるべきことの宝さがし」が必要(ア)

❖使途検討方法にあたって
- ✓ 観光客や市民、事業者の意見を踏まえながら検討(ウ)(エ)：既存アンケート調査結果プラスアルファで検討
- ✓ 積み上げ式の議論が必要(エ)：観光に係る行政支出、財源の使途

❖使途区分
- ✓ 観光地の整備、環境保全、教育、文化振興(ア)

想定される税収使途	沖縄県(2024年5月)	OCVB（2023年10月）
	⑴観光旅客の受入れの体制の充実強化 ⑵観光地における環境及び良好な景観の保全 ⑶観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツの振興 ⑷地域社会の持続可能な発展を通じて国内外からの観光旅行を促進	**①県民・観光客双方にとって安全・安心な満足度の高い受入環境の整備・充実 ②県民理解の促進と調和による持続可能な観光地づくり ③魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくり ④観光危機への対応**

❖充当する事業
⇒次スライドに整理

❖充当すべきでない事業
- ✓ 観光事業者の為の支出(ア)
- ✓ そもそも行政が本来すべき住民や事業者へのサービス(ア)
- ✓ 宿泊を伴わないクルーズ客や市民住民に対するサービス(ア)

❖充当する事業の範囲
- ✓ 宿泊事業者を中核にした観光業全体への取り組みに充当(ア)
- ✓ 観光振興に限定(ア)：離島のキャパシティに見合わない人数の増加によりインフラ(上下水道の整備)が追いついてない

4 石垣市における宿泊税に関する議論、意見等

具体的な事業

- ✓ 自然環境の保全(ア)(エ):保全・維持管理[動植物等]、海岸清掃[ゴミ回収]
- ✓ 歴史・文化の保全(ア):伝統工芸や芸能の保全、
  教育の場・施設の整備[博物館、史跡等]、解説板・音声ガイド[多言語]
- ✓ 観光施設の新規整備、維持管理(ア)(エ):
  トイレ・シャワー等の整備[前者:利用拠点集落、利用拠点間等]
  恒久的な修繕、まめな清掃
  駐車場の整備拡充[平久保灯台、川平、市街地、離島ターミナル、空港等]
- ✓ インフラ整備(ア):
  道路・歩道、標識等の整備、維持管理[横断歩道やセンターラインや街灯、信号機の設置、ビーチへ向かうインフラ等]
  下水処理施設の整備[悪臭対策]
  離島ターミナル周辺の面的整備[マリンタウン・ウォーターフロント[美崎町]]
  平久保半島エコロードの整備
  港湾、空港等のインフラ整備
- ✓ ユニバーサルデザイン、バリアフリーの実現(ア)
- ✓ 人材の確保(ア)(エ):
  八重山の自然や文化、伝統芸能を伝える人材
  専用人材を外部から導入するための諸経費
  多言語でコミュニケーションできる人材
  データ分析ができる人材
  市外から働きに来る人材の生活環境の確保[家賃補助]
  労働者確保の観点からも最低賃金の引上げ
- ✓ 人材の育成(ア):観光産業に係る専門的知識向上、観光専門学校等の運営、接客業関連職の教育、個人の多機能性、リスキリング等の人材移動
- ✓ 観光業従事者への取組(ア):主に負担を負っているのは経営者ではなく前線で働く従業員
- ✓ 市民向けの取組(ア):市民向け駐車場整備[観光客の駐車で住民利用できず]
- ✓ 安全対策の強化(ア):ビーチ等
- ✓ 観光客用の災害対応(ア):備蓄や一時避難の受け入れ

(ア)アンケート調査

宿泊税を充当して実施していくべきと思うもの（3つまで）

1位　38.8%　自然、歴史・文化等の調査、保全、継承活動
2位　34.1%　オーバーツーリズム対策
3位　32.3%　観光地等の公衆トイレの整備
4位　28.0%　二次交通充実のための支援
5位　27.8%　ビーチの整備
・・・

自由回答より

〔自然環境の保全〕
〔歴史・文化の保全〕
〔公共施設・公共空間の整備、維持管理〕
〔道路・歩道、標識等の整備、維持管理〕
〔駐車場の整備〕
〔港湾エリアの整備〕
〔景観形成〕
〔交通の充実〕
〔ゴミポイ捨て及び処理〕
〔下水道整備、悪臭対策〕
〔観光人材の確保、育成〕
〔体験ツアー・イベント・新たなコンテンツの開発〕
〔登山道や新たなインフラ整備〕
〔赤ちゃんや子ども連れを対象とした事業〕
〔宿泊業、飲食業の高質化、創業支援〕
〔特産品の開発〕
〔施設整備〕
〔仕組み・滞在システム〕
〔観光案内・情報発信、多言語対応〕
〔AI、IT活用等〕
〔地元民への還元〕
〔閑散期対策〕
〔雨天時対策、屋内施設整備〕
〔台風、災害時の対応〕
〔治安維持〕
〔ルール、マナー、モラル〕
〔事業の許可制、登録制〕

4 石垣市における宿泊税に関する議論、意見等

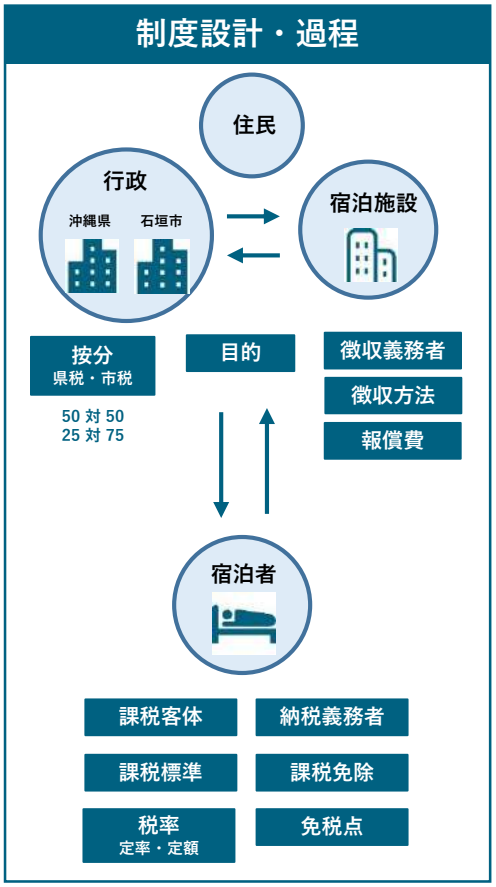

❖納税義務者

✓ 一律徴収ではなくお盆や法事などで帰省する地元由来の方には免除

❖特別徴収義務者

✓ 定金額以上の宿泊に対して税を取るなど(ア)
✓ 小さい業者の負担が増えてしまう(ア)
✓ 民泊なども必ず対象にする。(ア)
✓ 石垣市内に本社を置く企業からは宿泊税を取らない上に優遇(ア)

❖税額

✓ 公平に負担という観点では税額は定率(ア)
✓ 定額ではなく、定率での宿泊税の導入(ア)
✓ 東京都と同じように、例えば15,000円の宿泊料に区別。それ以下1,000円以上で2,000円など。(ア)
✓ 福岡県のように単価を決めて支払う。(ア)
✓ 税率に関しては、実は議論の余地がないのが実態である。現在は200円か2%となっている。(ウ)
✓ 総務大臣は同意の要件の一つに「過重な負担になってないか」ということのチェックがある。納税者の方たちがそれを税金として負担を感じないかということを言われる。(ウ)

✓ 過重な負担とならないかがポイント。観光客側に1,000円ほど支払い意思があっても、徴収する税額としてその金額を設定できるかは別。(ウ)

✓ 定額性の場合、人数が増えないと税収が増えない。人数と税種が連動しているので、人数を増やしていくことが目的になりがちである。(ウ)
✓ 人数を増やそうとして、ベッド数を増やす方向となれば、まさしく人手不足に陥る。現状、既に人手不足で非常に悩まれているのではないかと思う。(ウ)
✓ 定率性の場合、消費額を増やしていくことになる。単価を上げていく方向であれば、今のベッド数の中で、1万円を1万2千円にする、というような戦略を立てていくのが適切ではないだろうか。(ウ)
✓ 地方自治体として、自分たちが自由に使える独自の財源として、コンスタントに数億円のお金が入ってくる。その時の計画の立て方は、従来のものから大きく変わってくる。(ウ)

4 石垣市における宿泊税に関する議論、意見等

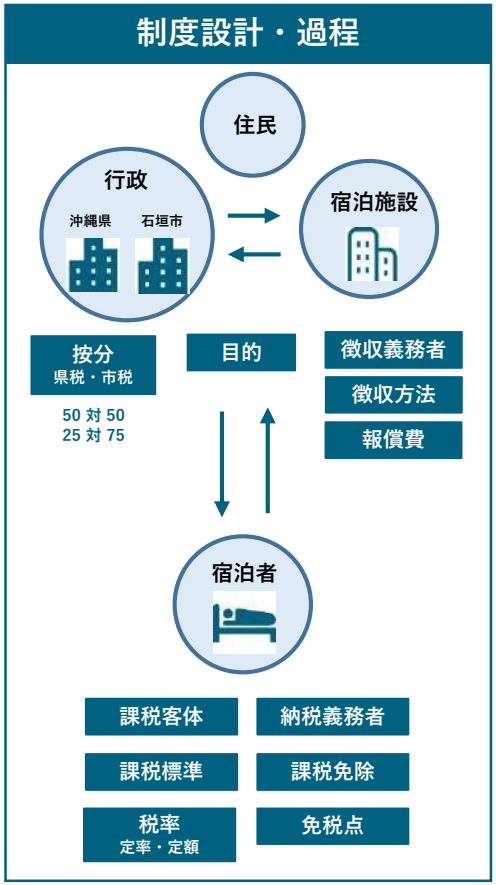

（続き）

❖徴収方法、コスト

- ✓ 観光のワクワクした気持ちを都度税金徴収をされるのはマイナス感情がかかる。税金徴収の方法やタイミングも現場現金だけでなく、スマートに多彩な決済方法（ポイント活用やQR払い等）で、ローカルの人々は免除して欲しい。（ア）
- ✓ システム回収に無駄な税金と膨大な手間がかかるのでは（ア）
- ✓ 空港・港で一人一人個別に支払ってもらう方法はないか。（ア）

❖報償費

- ✓ 税収の一部を宿泊税の徴収に係る手間として事務手数料等の宿泊施設へ支出は問題ない（ア）：1～10%など
- ✓ 導入初期は手数料を高めに設定し、次第に低くするケースが一般的。導入初期は、宿泊施設側のシステム改修に時間とお金を投入し、基盤を作るため（イ）

［参考］
京都市：特別徴収事務補助金
2019導入　宿泊税額の2.5%（2019～2023年度までは3.0%）
福岡市：宿泊税報償金
2020導入　宿泊税額の2.5%（2020～2024年度までは3.0%）

4 石垣市における宿泊税に関する議論、意見等

❖税金の管理

- ✓ 税収は基金で管理し、選別・峻別してお金を使っていくことが重要。場合によっては、例えば、一部の税収を毎年5%積み上げし、有事や自然災害が発生した時に、緊急的にお金が支出できるようにするなど(ウ)
- ✓ 特別な事業を行わず一般財源として使用(ア)

❖広報周知・説明・情報公開

- ✓ 宿泊税の使い方や何故必要なのかの周知をすることが大事(ア)
- ✓ 宿泊税を何に使ったかをわかりやすく明示(ア):誰でも目に留まる所に具体的な使い道を掲示
- ✓ 宿泊者への3税に関する説明の工夫(エ):宿泊税[沖縄県・石垣市]、訪問税[竹富町]の3つ

❖合意形成、ガバナンス

- ✓ 観光は総合産業、皆で考えることが必要(エ)
- ✓ 様々な種類の宿泊事業者と話し合う機会・場の設置(エ)
- ✓ 現場のスタッフを含めてしっかりと意見を持った方への意見聴取や議論の場を設ける(ウ)
- ✓ 宿泊事業者以外の理解(エ):観光による各分野への波及効果
- ✓ 観光ビジョンとその中での宿泊税の位置づけを明確にして、市民の方々からの意見を聴取し、そのうえで宿泊者にしっかりと明示していくことが必要(ウ)
- ✓ 合意形成よりもガバナンスが重要(ウ): 意思決定をどのようにしていくかということ

- ✓ 多様な関係者の合意形成が重要だと考えているが、一方でその困難さも感じている。(ウ)
- ✓ 広く声を拾っていきながら道筋をたてていくことは意外と難しい。(ウ)
- ✓ 行政としては宿泊税に係る条例をつくり、市民にしっかりと明示していくことも重要(ウ)

❖役割分担

- ✓ 役割分担の明確化もあわせて検討
- ✓ 小さな団体・組織・個人の声を拾っていく意識や体制も必要(ウ)
- ✓ 市や商工会　コンベンションビューローなど団体がチームにならないと重なったお金の使い方をするのでチームになり民間に依頼をするなど

❖その他

- ✓ クルーズ船客に対する課税の検討(ア)(エ):クルーズ船からの入島税を1人千円徴収し観光関連(二種免許補助)に充当
- ✓ 竹富町で訪問税導入された場合の石垣市観光への影響を想定(ア):ファミリー層や離島ツアー等
- ✓ 福岡に泊まった際に宿泊税を徴収されたが、それが観光地の整備に繋がるのならと思い良い取り組みだと思った。石垣にも導入されることに期待する。(ア)

5 特別徴収義務者向けのQ&A作成に向けて

資料５

Q&A作成の目的

- 特別徴収義務者の不安や疑問を払拭しスムーズな導入と運用を促すこと

Q&A作成の進め方

- 当ワーキング部会を通して宿泊事業者視点での意見や必要な視点をいただき、Q&Aの作成に反映させていきたいと考えています。

Q&A大項目（案）

- 宿泊税について
- 宿泊の対象
- 宿泊料金の対象
- 徴収の方法
- 申告納入の方法
- その他

他地域の例（アウトプットイメージ）

令和５年４月版

長崎市宿泊税に係るＱ＆Ａ

【更新履歴】

バージョン	更新日	変更箇所	更新内容
令和５年２月版	令和５年３月24日	P17 5徴収の方法 Q6 Q7 P21 7その他 Q9 Q10	Q6 宿泊税のことを知らない外国人が来た場合の対応を追記 Q7 4か国語以外の外国人への対応を追記 Q9 特別徴収交付金の交付時期を追記 Q10 宿泊税導入後に特別徴収義務者の登録を行っていない宿泊事業者への対応を追記
令和５年４月版	令和５年４月28日	P12 4課税免除 Q1 Q2 P21 7その他 Q11	Q1 修学旅行における[illegible]についての課税免除の可否を追記 Q2 修学旅行の事前準備（下見）における課税免除の可否を追加 Q11 領収書の対応を追記

1 宿泊税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

Q1 宿泊税とはどのような税ですか。

Q2 税率、課税対象等が変更されることはないのですか。

Q3 税率の設定について

Q4 宿泊税を導入した後の使途についてはどのように考

Q5 基金に積み立てた宿泊税については、どのような

2 宿泊料金

Q1 「宿泊料金」の対象となるもの

Q2 税込み宿泊料金・・・・・・・・・・・・・・・・・

Q3 食事付きその他各種プランにおける宿泊料金

Q4 企画旅行・手配旅行における宿泊料金

Q5 １人当たりの料金が不明な場合の宿泊料金

Q6 宿泊料金の割引・優待等があった場合や、ポイント

Q7 補助金・助成金（第三者からの支払）があった場合

Q8 連泊割引における宿泊料金・・・・・・・・・・・

Q9 実際の宿泊を伴わない場合における宿泊料金

Q10 延長等があった場合における宿泊料金

Q11 サブスクリプション方式の宿泊料金

Q12 外貨建て取引による宿泊料金・・・・・・・・・・

Q13 清掃料金を強制的に徴収している場合

Q14 ２人で予約し、宿泊税を事前に領収していましたか

北九州市宿泊税　Ｑ＆Ａ　目次(R6. 4. 1)

◆１ 宿泊税の導入について

1 宿泊税とはどのような税金ですか。

2 なぜ宿泊税をはじめるのでしょうか。

3 なぜ観光振興のための税を宿泊者だけが支払うのですか。

4 宿泊の定義を教えてください。

5 宿泊税条例の施行時期はいつになりますか。

6 条例の施行日より前に事前予約を行っていただいた場合も、宿泊税は課税されるのでしょうか。

7 宿泊税の税額はいくらですか。

8 税率が変更されることはないのですか。

9 市宿泊税条例附則第10条の見直し規定があるようですが、それまでは課税対象の見直し等は行われないのでしょうか。

10 宿泊料金を低額に設定している宿泊施設では、負担感が大きいのではありませんか。宿泊料金に応じた税率（税率区分）や免税点（一定金額以下は課税の対象とならない場合のその一定金額）を設けるべきではありませんか。

◆２ 課税対象について

1 添寝の幼児や子どもも宿泊税の課税対象ですか。

2 修学旅行生や中体連、高体連、受験生等の学生は課税対象ですか。

3 個人で民泊を経営している者ですが、民泊では宿泊される方も課税対象ですか。

4 民泊収入は確定申告（個人）の折、計上していますが、宿泊税も特別徴収義務者が負担しなければならないのですか。

5 長期滞在の場合でも課税対象ですか。

6 観光目的でない宿泊でも課税対象となるのですか。

7 ハウスユースは課税対象ですか。

8 自社向けの研修施設であるが、宿泊税は課税されるのですか。
一般にも貸出をしているため、旅館業の許可をとっています。

9 ラブホテルのような休憩、宿泊の区切りがある場合は、どのように宿泊税を算出するのですか。

10 ラブホテルを経営しています。
部屋ごとに料金をとっていますが、この場合、どのようにして何人泊であるかを判別して徴収したらよいですか。

5 特別徴収義務者向けのQ&A作成に向けて

作業イメージ

- 宿泊税に関する基本的な事項（共通事項）は先行地域の事例から知見が溜まっている。
- それらを参照しながら、石垣市特有の事項を反映させながら特別徴収義務者向けのQ&Aを作り上げていく。
- 特に、ワーキングでは特別徴収義務者（宿泊事業者）様の立場、中小の宿泊事業者様の状況を鑑みたご意見の反映をしていきたいと考えています。

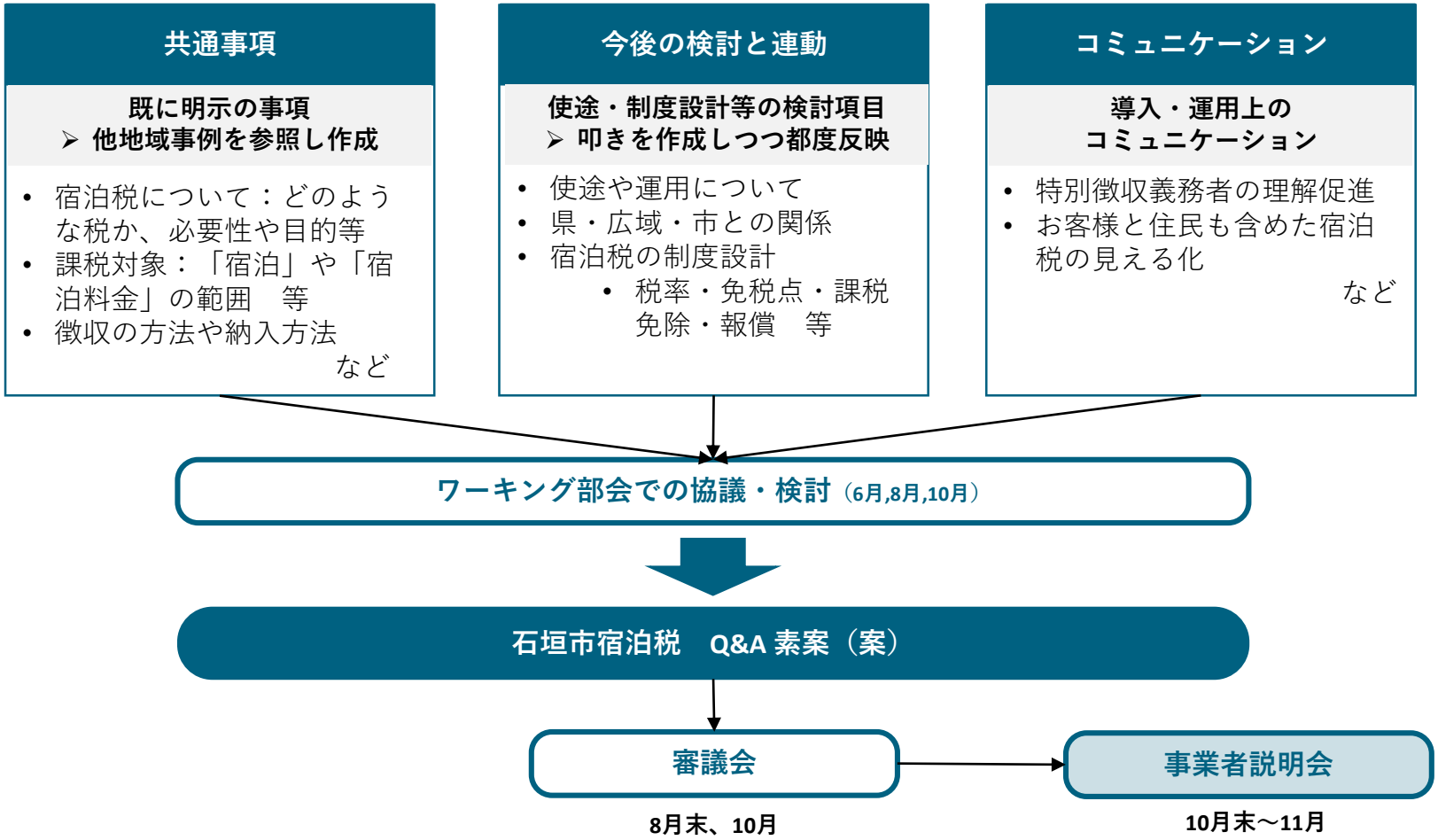

5 特別徴収義務者向けのQ&A作成に向けて

コミュニケーション

- 宿泊税の円滑な導入と徴収・運用においては、観光客、観光関連事業者、住民、特別徴収義務者自身、それぞれに対する見える化、コミュニケーションが求められる。

主に導入時

事業者の理解・納得が実装において非常に重要
事業者による勉強会や説明会の実施

10月末～11月の事業者説明会の構成・内容を当WGを活かし検討していきたいと考えています。

運用時

宿泊税に関する観光客に対する広報
特別徴収義務者の説明負担の軽減
- 観光客向けリーフレットやウェブサイト等の制作・公開

広報の方法・ツール等について、事業者様視点でのご意見をいただきたいと考えています。

モニタリング

効果測定とモニタリング
- 税収自体や充当施策のKPI
- 住民の観光に対する満足度

等からKPIを設定し定期的モニタリング

例示：
石垣市観光基本計画の基本目標3本柱

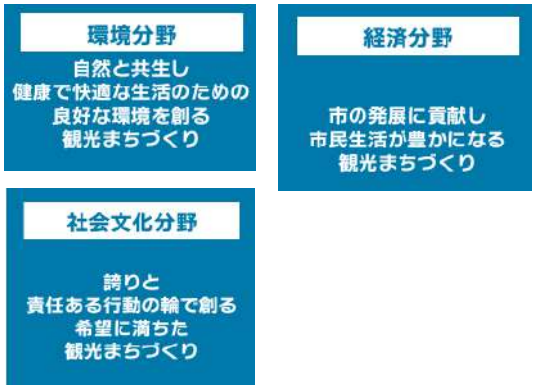

宿泊税の効果検証。観光施策の目標やKPI達成に効果的に活かしていく観点と、効果検証に基づいた対応の観点の必要性

5 特別徴収義務者向けのQ&A作成に向けて

スケジュール

第１回（6/28）

- 目的や進め方の確認
- WGでの取組内容についての意見交換
- 導入に向けた事業者様の声のヒアリング

第２回（8/27）

- O&A素案の提示
- 意見交換・意見集約

第3回（10月）

- 宿泊事業者説明会の説明内容

事業者説明会（10月末~11月）

第4回（1~2月）

■7/25-7/26　倶知安町・ニセコ町視察

分野	対象	観点
宿泊税課税主体	**倶知安町役場**	定率での徴収における実務、運用実態（行政側として）、ガバナンス
宿泊税徴収義務者	宿泊事業者	定率での徴収における実務、運用実態（徴税義務者として）
宿泊税使途	DMO	宿泊税を財源とした事業の実施主体として、事業の決め方（→使途）、広報の仕方、住民やステークホルダーとのコミュニケーション、等
宿泊税課税主体	ニセコ町役場	導入にあたっての対応

5 特別徴収義務者向けのQ&A作成に向けて

お願い

- 先行導入地域におけるQ&Aリスト（別紙配布）について目を通していただき、ご意見やご質問を「照会シート」に記載のうえ、7月12日（金）までに、石垣市にご送付いただけますと幸いです。

参考資料１～３

石垣市宿泊税ワーキング部会

第１回 参考資料

参考1 石垣市観光基本計画 概要 P2-P4

参考2 石垣市の観光動態 P5-P11

参考3 石垣市民アンケート調査結果（抜粋） P12-P26

第2次石垣市観光基本計画(2022年3月策定)の概要

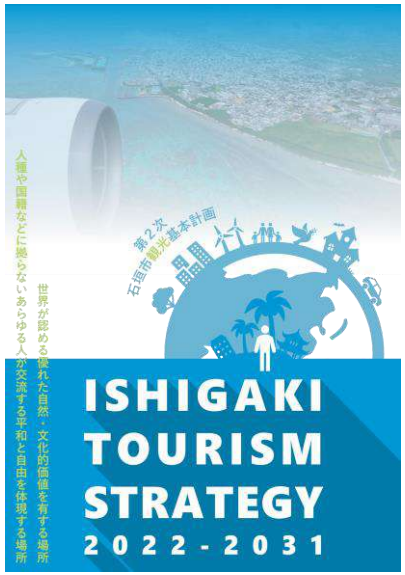

計画策定の意義

✓ 交流人口・関係人口の拡大により地域経済を活性化し、持続可能なまちづくりを実現するとともに、石垣島の八重山観光の拠点としての位置付けをより明確にし、役割を今後も担っていくため、そしてSDGs （持続可能な開発目標）の達成に向けた取組に沿うものとして策定。

理念(いつの世でも 普遍的な“あるべき姿)

✓ 石垣島が

・世界が認める優れた自然・文化的価値を有する場

・人種や国籍などに拠らないあらゆる人が交流する平和と自由を体現する場

として、いつの世までも 地球上に存在し続けるために、石垣市民は、地域発展の源泉としての豊かな自然と共生するために敬意を払い、先人から受け継いできた独自の文化を守り資源として育みます。さらに、アジアの交流結節点としての地理的優位性を活かしながら、地球市民としての責任を持って、地球的課題に 同じ想いや共感を示す外からの来訪者と共にチャレンジし続 けます。

将来像(10 年後の“あるべき姿”)

持続可能でより良い社会を求めて世界中の人々がつながるまち
～石垣島の未来は地球の未来～

参考1 第2次石垣市観光基本計画の概要

将来像の実現に向けた行動指針

将来像

持続可能でより良い社会を求めて
世界中の人々がつながるまち
～石垣島の未来は地球の未来～

基本目標

環境分野
自然と共生し
健康で快適な生活のための
良好な環境を創る
観光まちづくり

経済分野
市の発展に貢献し
市民生活が豊かにな
る観光まちづくり

社会文化分野
誇りと
責任ある行動の輪で創る
希望に満ちた
観光まちづくり

基本方針

1. 温暖化対策、脱炭素へ向けた取組
2. 都市機能と自然資源、生活環境との共存
3. 消費単価及び域内調達率の向上
4. 新型コロナ禍からの経済回復
5. 観光業界の人材不足解消や労働環境の改善
6. 観光客と地域の良質な接点づくり
7. SDGs等新たな潮流への対応
8. 市民協働による観光まちづくりの推進

参考1 第2次石垣市観光基本計画の概要

	基本方針	施策
環境分野	①温暖化対策、脱炭素へ向けた取組	1)円滑なモビリティの導入
		2)多角的な脱炭素等の取組の促進
	②都市機能と自然資源、生活環境との共存	3)地域発展の源泉の保全
		4)魅力ある景観形成の実施と体制づくり
		5)観光施設の適正な管理
経済分野	③消費単価及び域内調達率の向上	6) 地域特性を生かした新たな魅力の掘り起こし
		7)顧客満足度の向上
		8)観光による地域貢献の可視化
		9)地域観光の循環的発展の推進
		10)観光客の島内滞在時間延伸
	④新型コロナ禍からの経済回復	11) 変化に即応したビジネスモデルへの転換
		12)観光産業強靭化の推進
		13)誘客多角化の実践
	⑤観光業界の人材不足解消や労働環境の改善	14)専門的知見を有する人材確保
		15)観光地力の底上げ
		16)マスツーリズムから質を重視した施策への転換
社会文化分野	⑥観光客と地域の良質な接点づくり	17)顧客とのつながりの選択的強化
		18)レスポンシブルツーリズムの推進
	⑦SDGs等新たな潮流への対応	19)SDGsへの多角的な対応の促進
		20)シビックプライドの涵養
	⑧市民協働による観光まちづくりの推進	21)観光まちづくりへの理解・参画の促進
		22)協働による観光まちづくりのための体制

参考2 石垣市の観光動態

■総人口の推移

■外国人居住者の推移

■観光客数の推移

■空路、海路別の観光客数の推移

■延べ宿泊者数の推移

■八重山での泊数

■来訪した島、宿泊した島

■宿泊した島別の平均泊数

■月別観光客数の推移

■観光消費額の推移

■ 石垣市の宿泊施設

参考2 石垣市の観光動態

■総人口の推移

✓石垣市の総人口は、2013年は4,8712人だったが、2019年には4,9712人と1,000人増加。2020年に一度減少し2022年までほぼ横ばいであったが、2023年に50,048人となった。

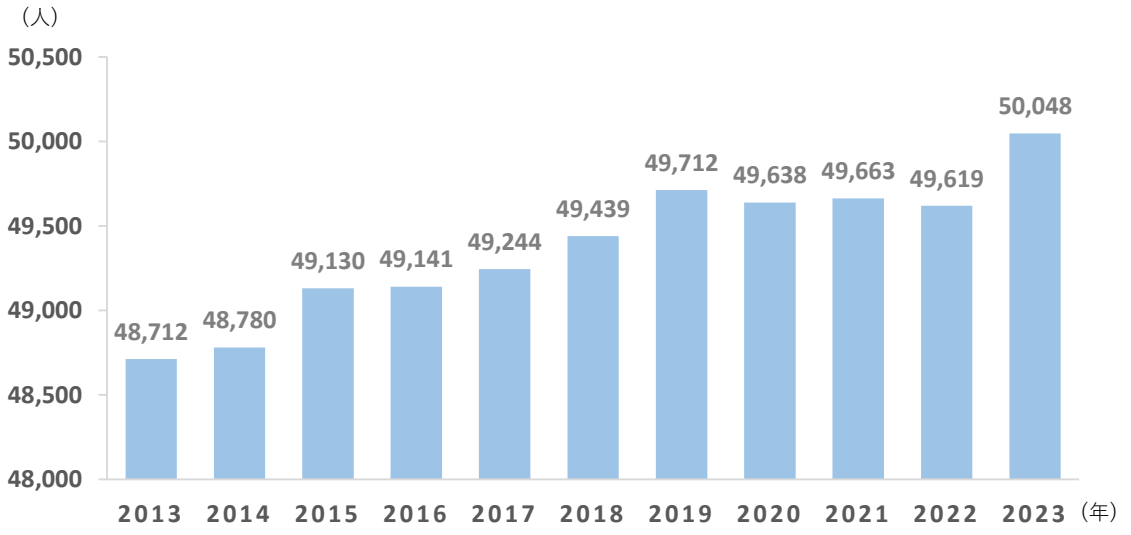

■外国人居住者の推移

✓石垣市に居住する外国人は、2013年は256人だったが、2023年には742人5となった。
✓総人口に占める割合は、2023年時点で1.5%。

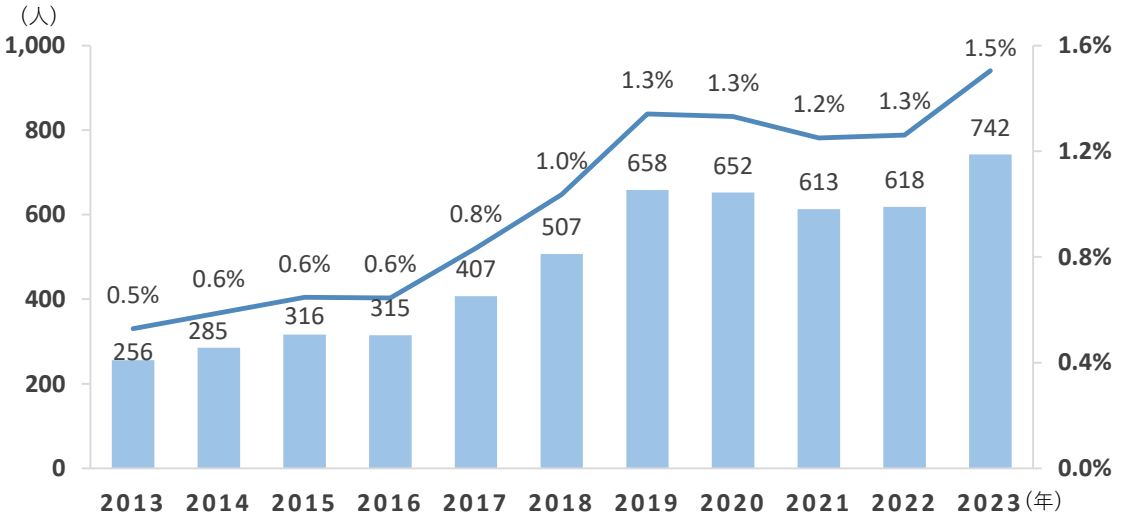

出典：石垣市HP 統計・オープンデータ「石垣市の人口(住民基本台帳人口移動詳細表」各年9月のデータを基に作成
)https://www.city.ishigaki.okinawa.jp/soshiki/dx/12/4393.html

参考2 石垣市の観光動態

■観光客数の推移

- ✓年間の観光客数は、2013年は約94万人だったが、2019年には147万人まで増加。
- ✓2020年以降減少し、2021年には54万人まで減少。
- ✓2022年以降増加し、2023年には、118万人まで回復(2015年、2016年水準)。

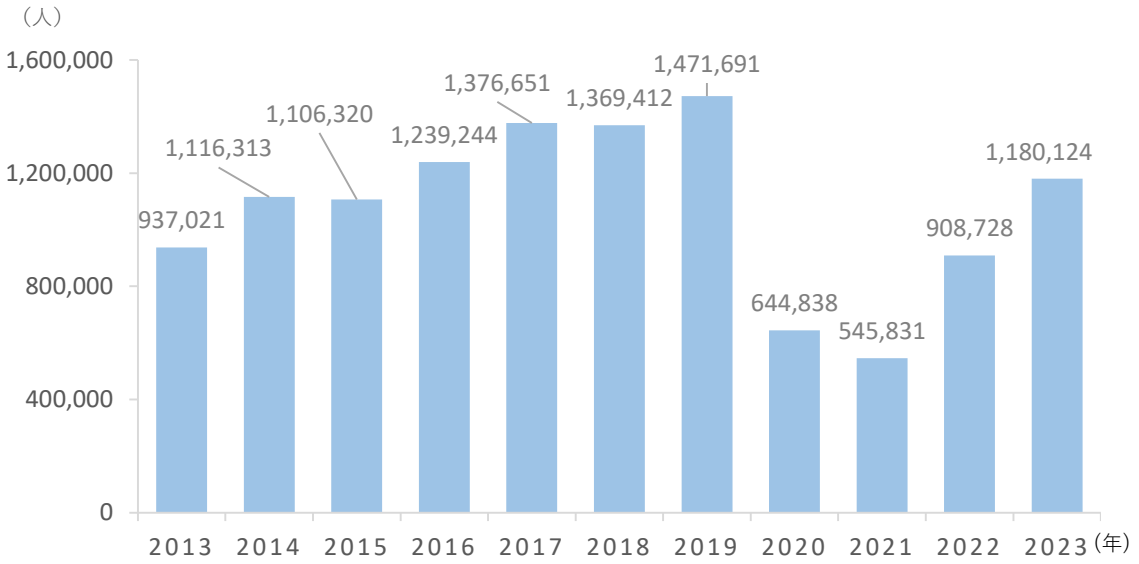

■空路、海路別の観光客数の推移

- ✓空路から入域する観光客数は、2023年は約110万人で増加し、コロナ禍前の水準まで回復(2015年、2016年水準)。
- ✓一方で、海路から入域する観光客数は、2023年は8万人で、2013年水準。

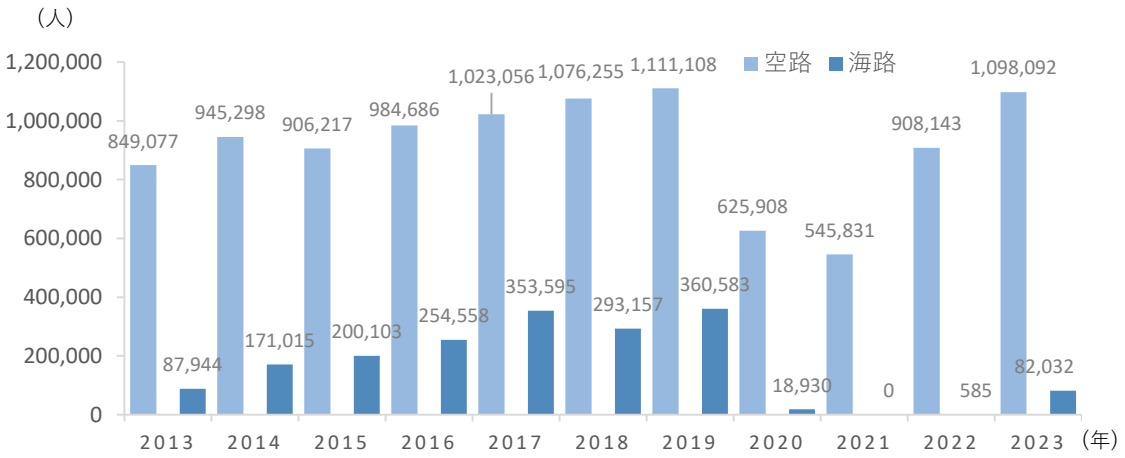

出典：「石垣市入域客数」https://www.city.ishigaki.okinawa.jp/soshiki/kanko_bunka/survey_statistic/4166.html

参考2 石垣市の観光動態

■延べ宿泊者数の推移

- ✓ 2015年の240万人泊だったが、2017-2019年は約300万人泊。
- ✓ 2020-2021年は約90万人泊であったが、2022年には290万人泊まで回復。

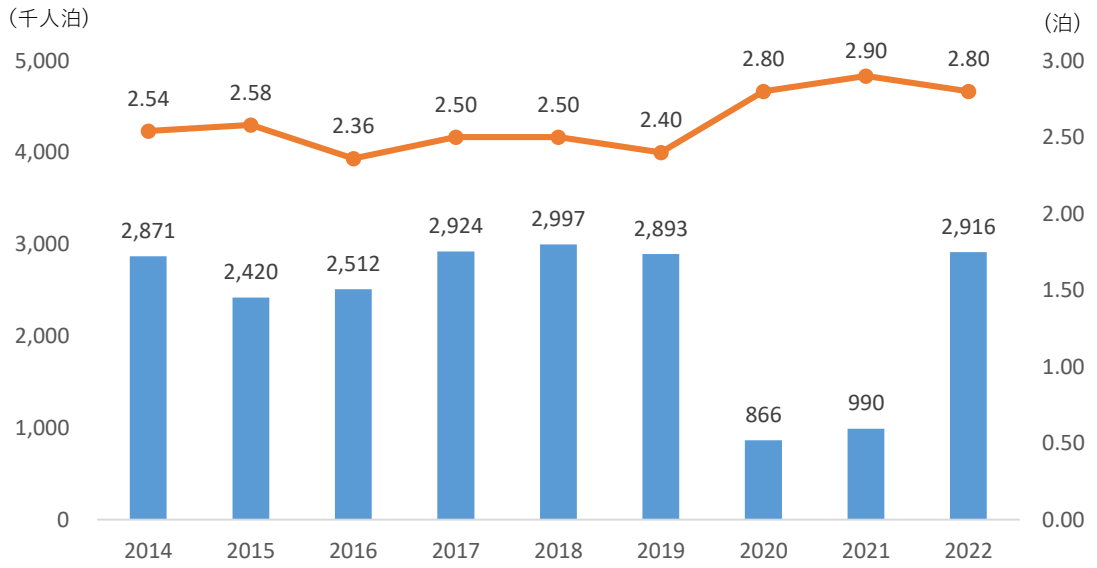

■八重山での泊数

- ✓ 八重山での滞在状況は、2022年度は、3泊が最も多く32.6％。次いで2泊が29.8％、4泊が14.7％。

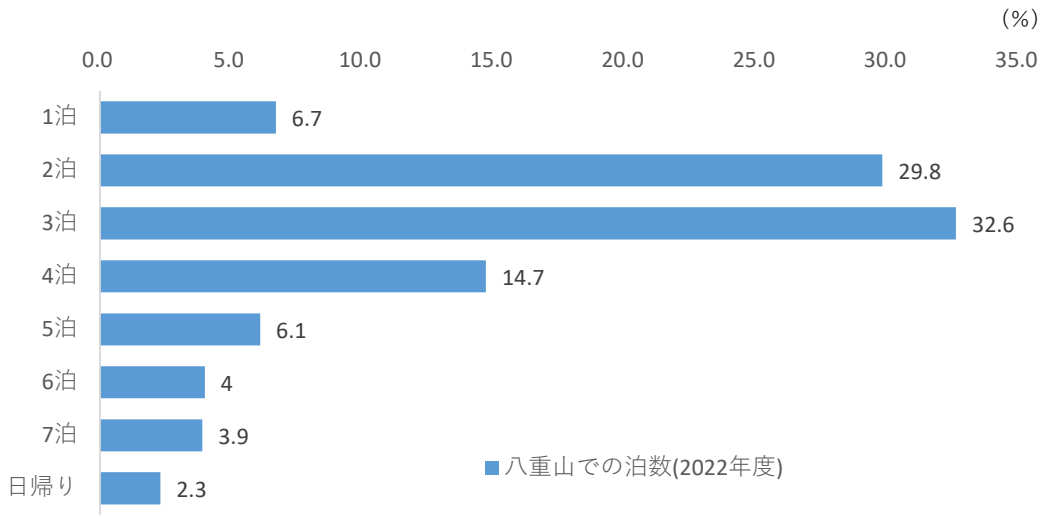

出典：観光統計実態調査・観光客満足度調査
https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/kankotokusan/1011671/1011816/1011825/index.html

参考2 石垣市の観光動態

■来訪した島、宿泊した島

- ✓ 同年度、八重山を訪問した人の94.8％は石垣島を訪問。
- ✓ 宿泊者のうち、91.9％は滞在中に石垣島で宿泊。

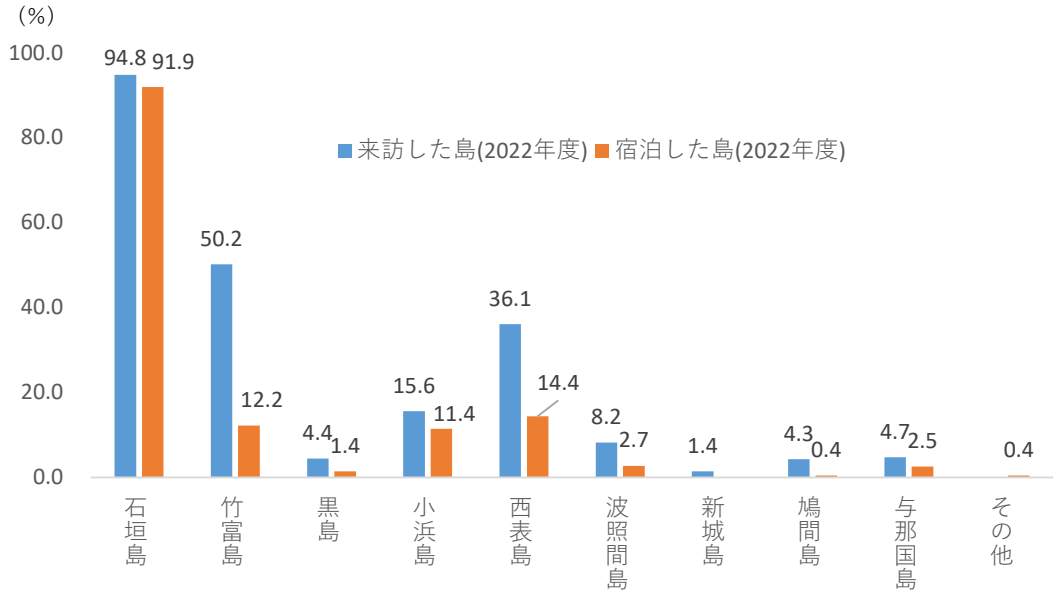

■宿泊した島別の平均泊数

- ✓ 八重山圏域における宿泊した島別の平均泊数は、石垣島は、2.8泊。

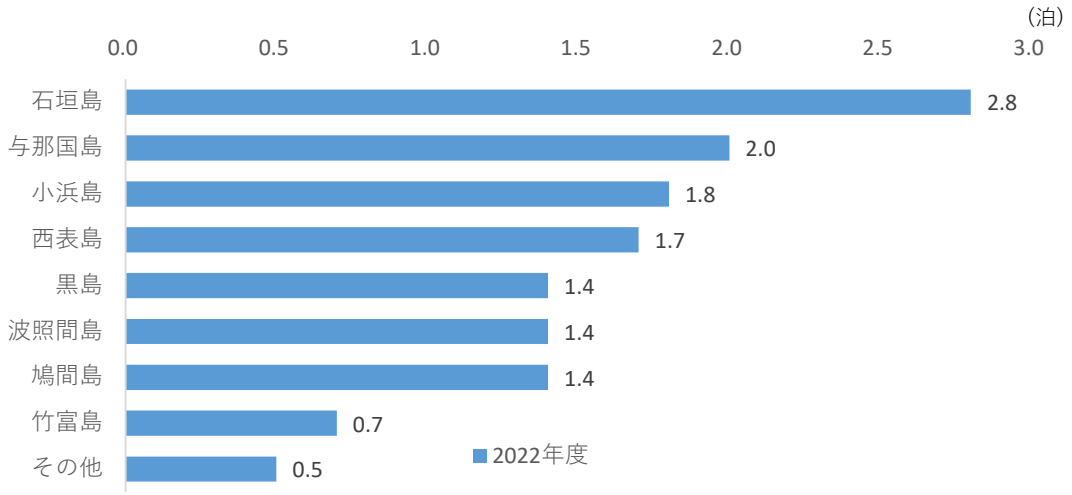

出典：観光統計実態調査・観光客満足度調査
https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/kankotokusan/1011671/1011816/1011825/index.html

参考2 石垣市の観光動態

■月別観光客数の推移

✓2023年の月別観光客数は、7月が最も多く、約13万人。
✓コロナ前の2019年の月別観光客数は、8月最も多く約16万人。

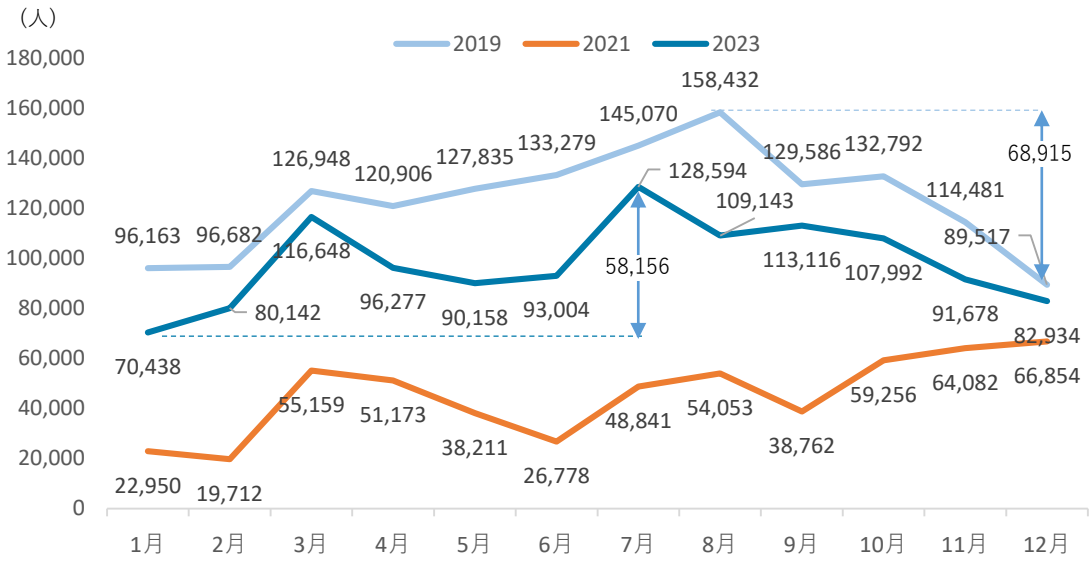

■観光消費額の推移

✓2023年の年間観光消費額は917.4億円であり、2019年水準まで回復。

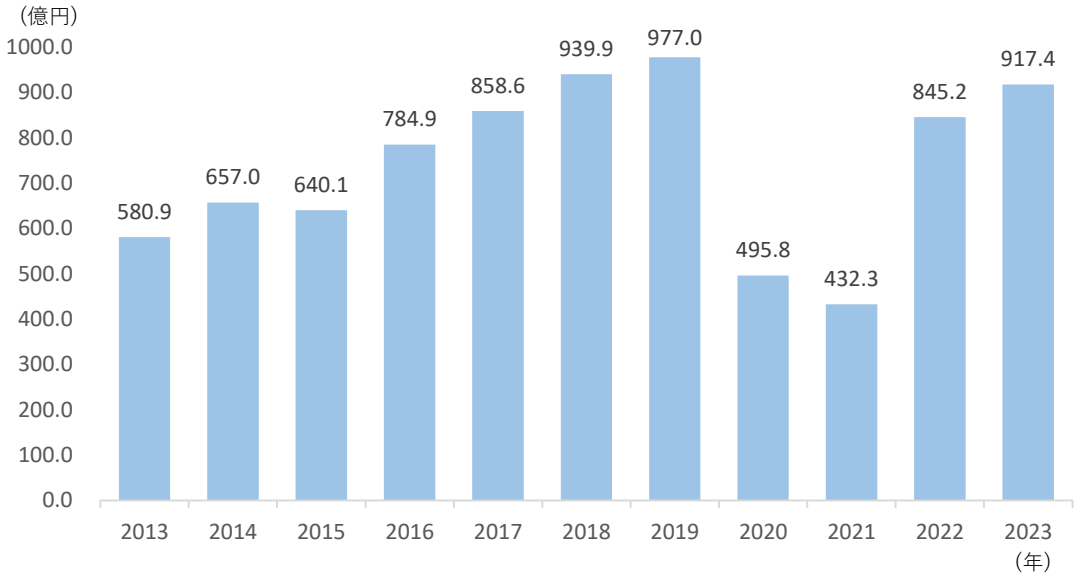

出典（上下）：「石垣市入域客数」https://www.city.ishigaki.okinawa.jp/soshiki/kanko_bunka/survey_statistic/4166.html

参考2 石垣市の観光動態

■ 石垣市の宿泊施設

- ✓ 石垣市の宿泊施設の件数は、2022年時点で、軒数436軒、客室数6,231室、収容人員16,183人である。
- ✓ 10年前の2013年に比べて、軒数は約2.4倍、客室数は約1.6倍、収容人員約1.6倍に増加した。
- ✓ 石垣市の宿泊施設の収容人員は、沖縄県全体の9,1％を占める。軒数は11.8％、客室数は、9.1％を占める。

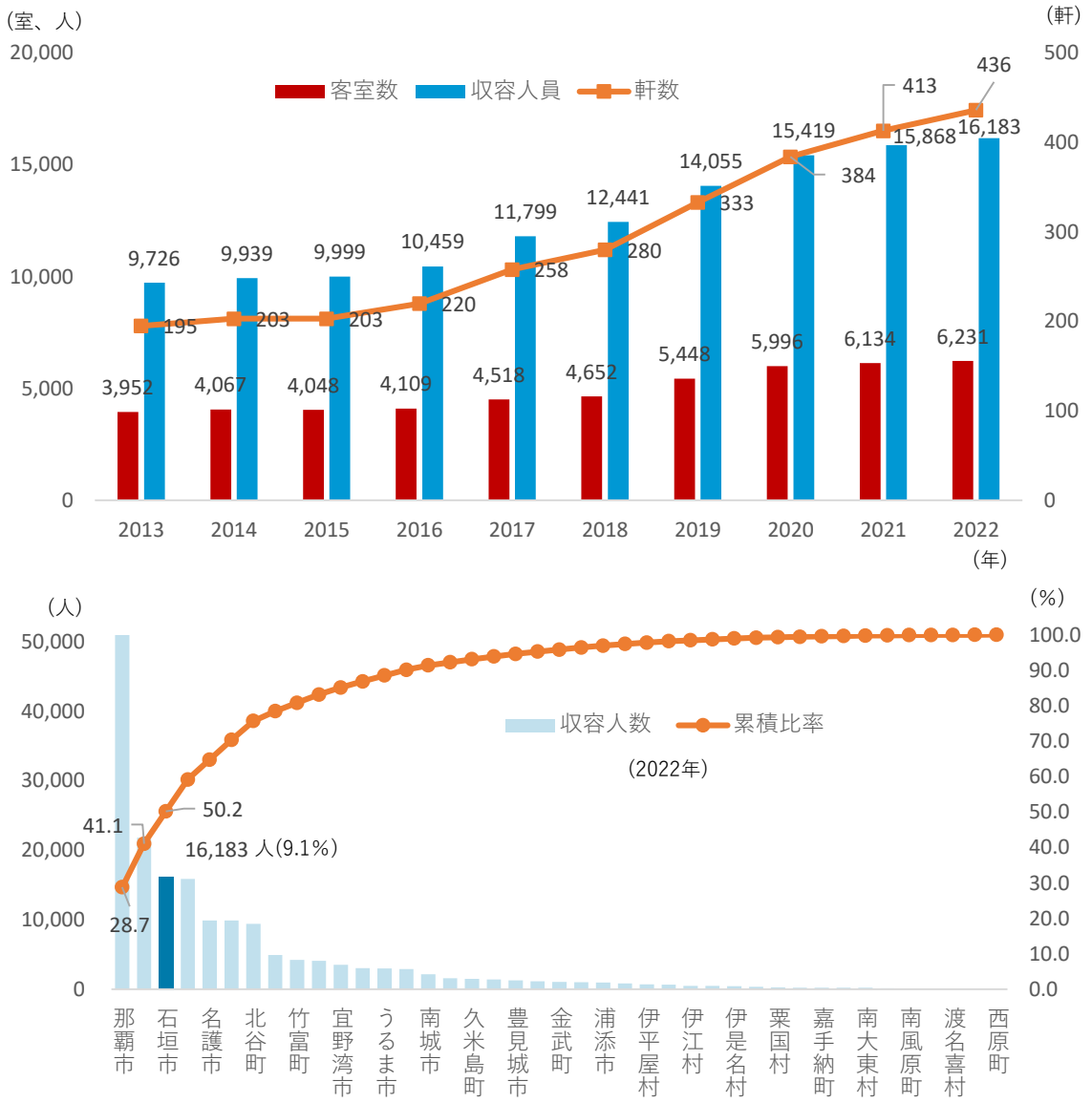

出典：宿泊施設実態調査(沖縄県)https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/kankotokusan/1011671/1011816/1003416/1026290.html

市民を対象とした
アンケート調査

項目	内容
目的	石垣市の観光に対する意識を把握する
対象	・10代以上の石垣市に住む全ての方 (住民登録の有無は問わない)。 ・通勤で竹富町・那覇などから来島し働く方、 リゾートバイトやワーケーションの方も対象。
実施方法	市広報やSNS及びメールにて調査を告知、依頼。QRもしくはURLからWEBアンケート調査画面 にアクセスし、利用者が各自回答。
回答期間	2023年12月21日(木)～1月31日(水)
設問数・ 設問項目	37問(基本属性、宿泊施設の規模、施設事業所の経営状況、SDGsに関する取組、石垣市の観光に対する意識、宿泊税、人材確保・育成、労働環境、観光業界への従事意向 等)
回収数	860票(日本語857票,英語3票)

参考3 市民アンケート調査

『第２次石垣市観光基本計画』で掲げる８つの基本方針うち重要と思うもの (n=860)

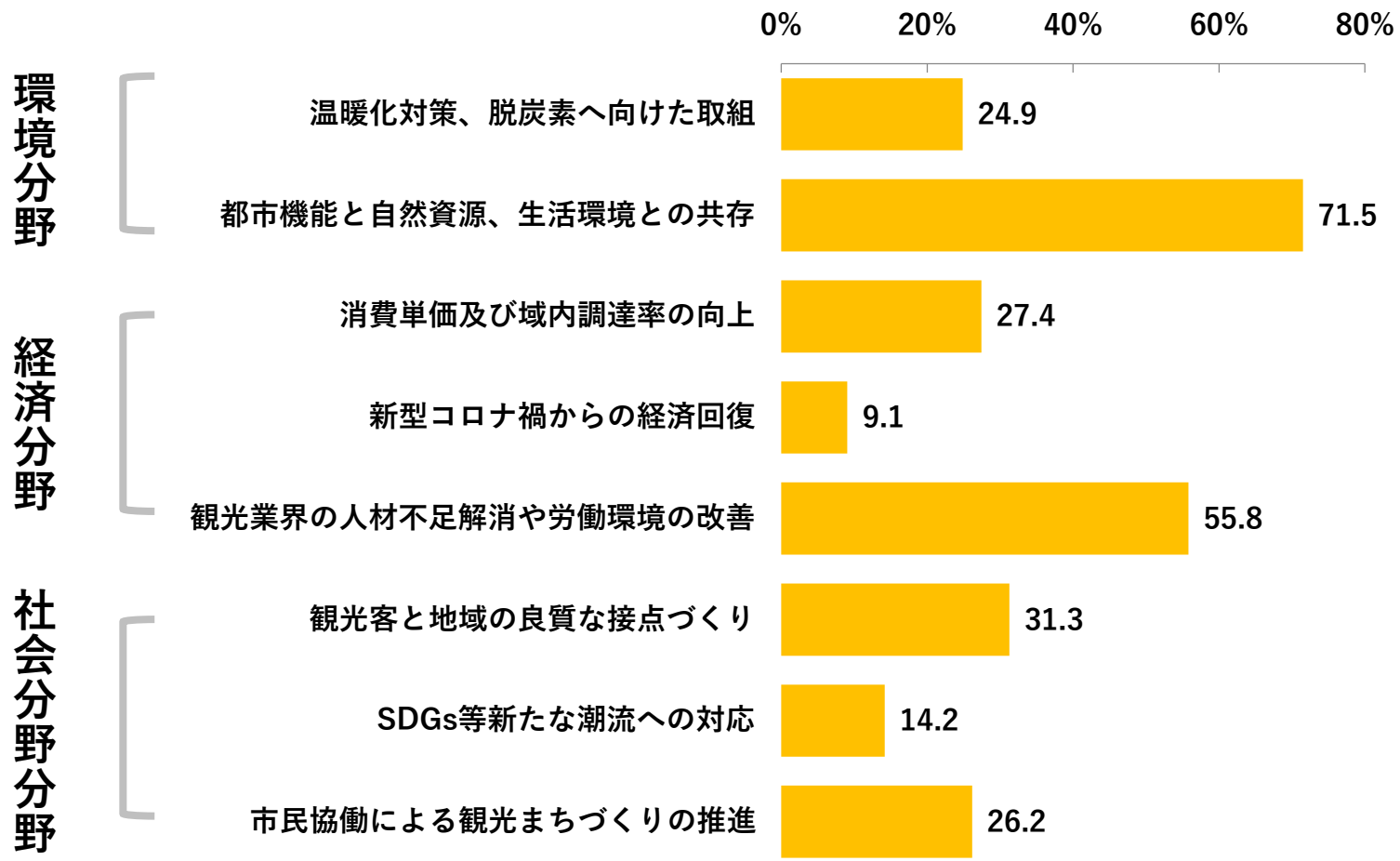

Q24『第２次石垣市観光基本計画』（2022～2031）（※）で掲げる基本方針のうち、重要と思うものを３つまでお答えください。[MA, ３つまで]
（※）石垣市の観光の目指すべき姿や将来像、基本方針や取組を定めたもの。 温暖化対策、脱炭素へ向けた取組。

参考3 市民アンケート調査

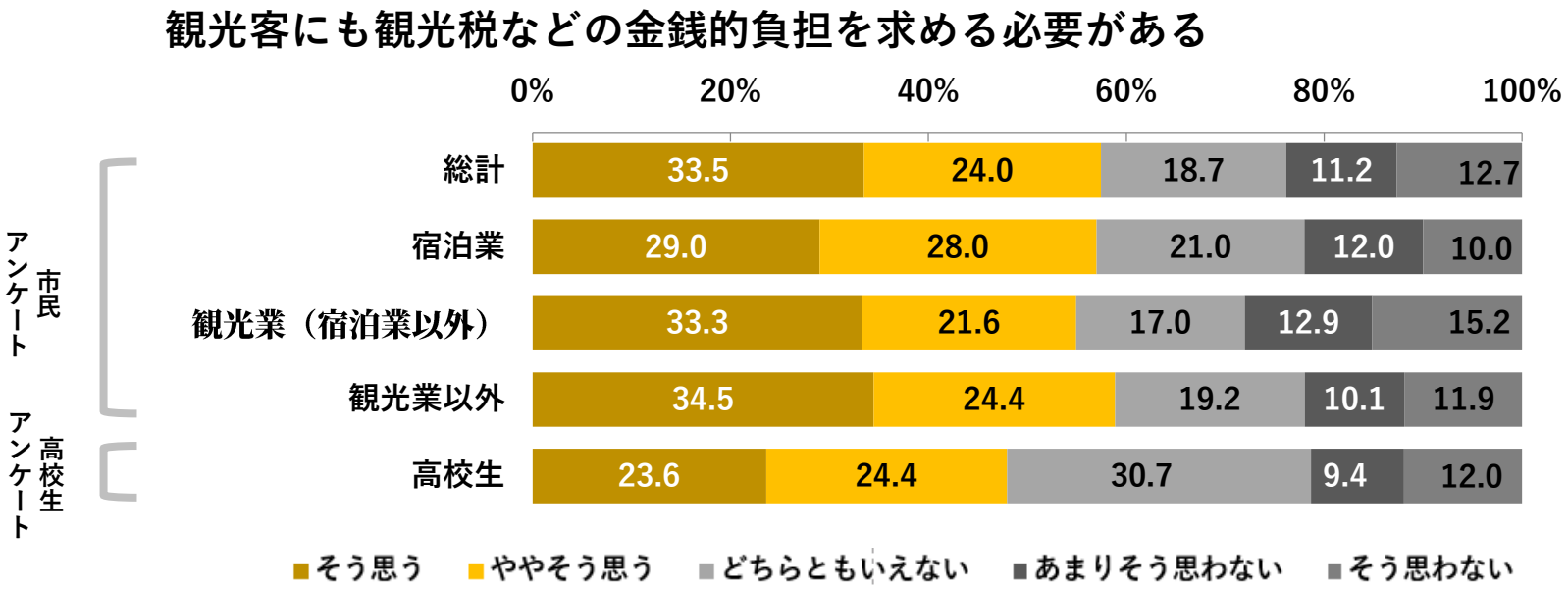

Q21 石垣市の観光の上記の項目についてどのように感じていますか。 [各SA]

参考3 市民アンケート調査

石垣市が観光地として直面している、今後直面しそうな問題や懸念材料について (n=860)

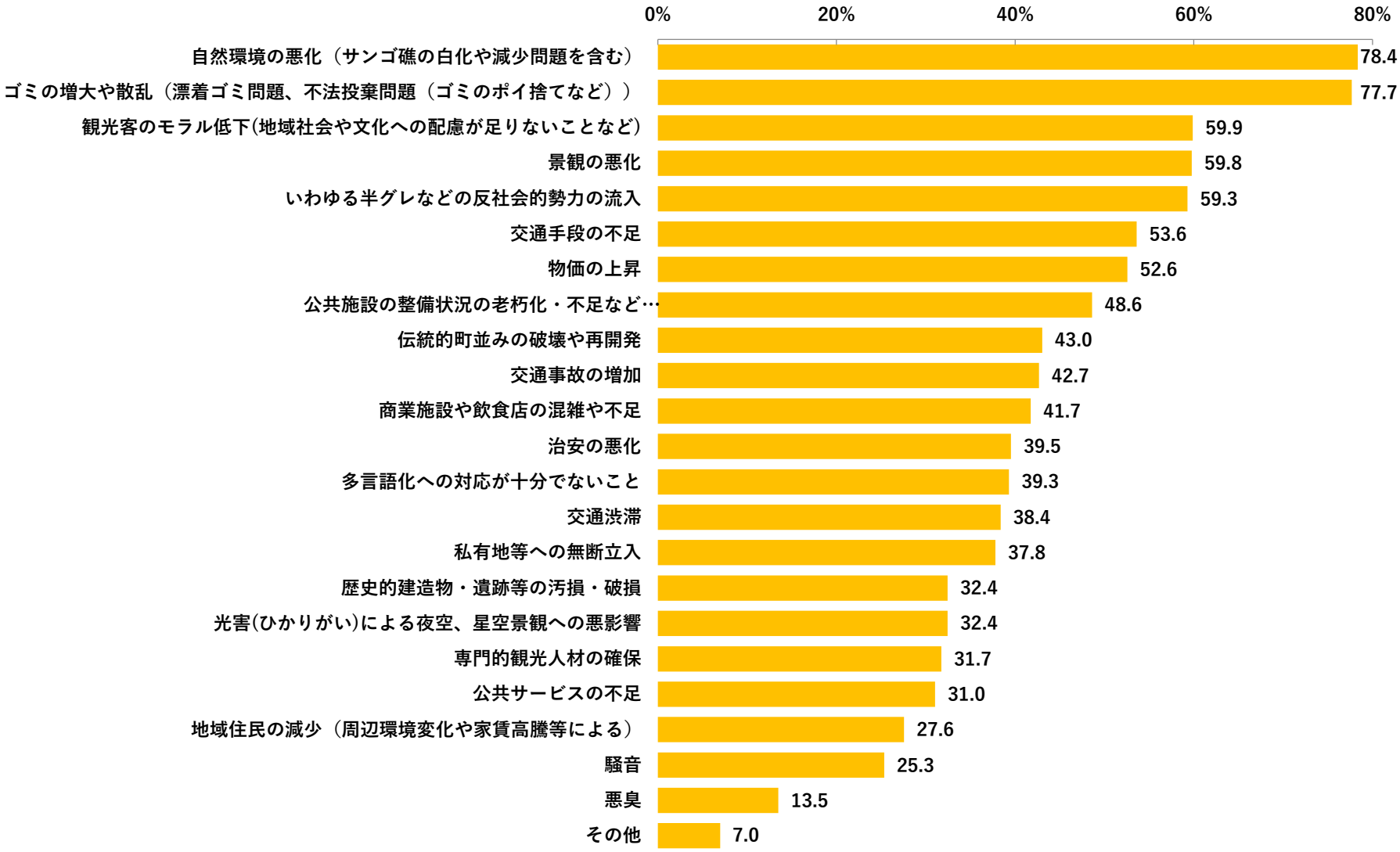

Q22 石垣市が観光地として直面している、あるいは今後直面しそうな問題や懸念材料について教えてください。 [MA]

参考3 市民アンケート調査

より良い石垣市の観光のための取組と財源について

現在、沖縄県及び石垣市は、宿泊税（※）の導入を検討しております。宿泊税を原資とした財源は、石垣市の観光振興に充てられる予定です。
（※）課税対象地域にある宿泊施設に宿泊された方に対して、宿泊料金に応じて課税される税

宿泊税を充当して実施していくべきと思うもの (n=860)

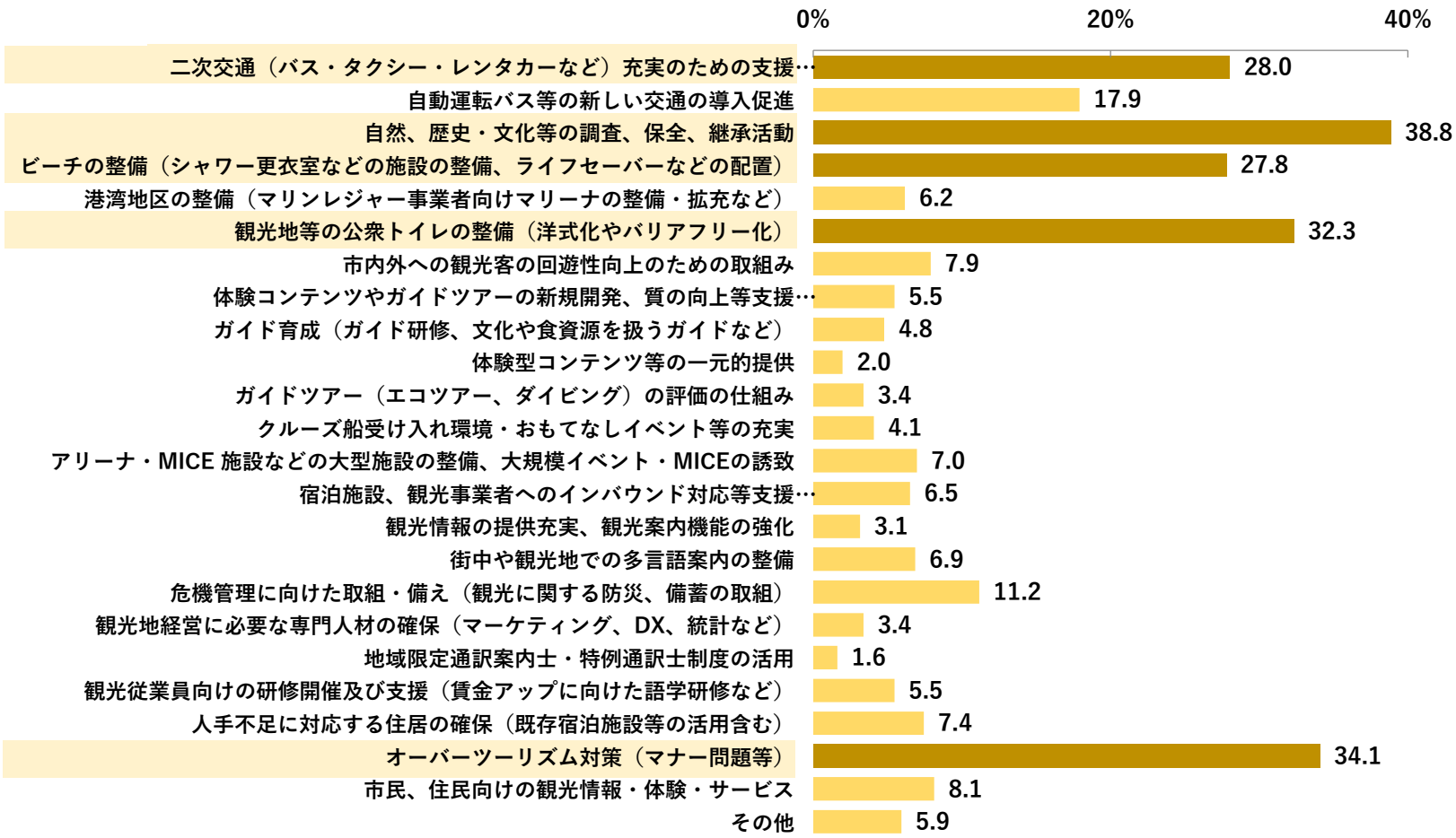

Q25 以下の取組のうち、宿泊税を充当して実施していくべきと思うものを３つまでお答えください。[MA, ３つまで]

参考3 市民アンケート調査

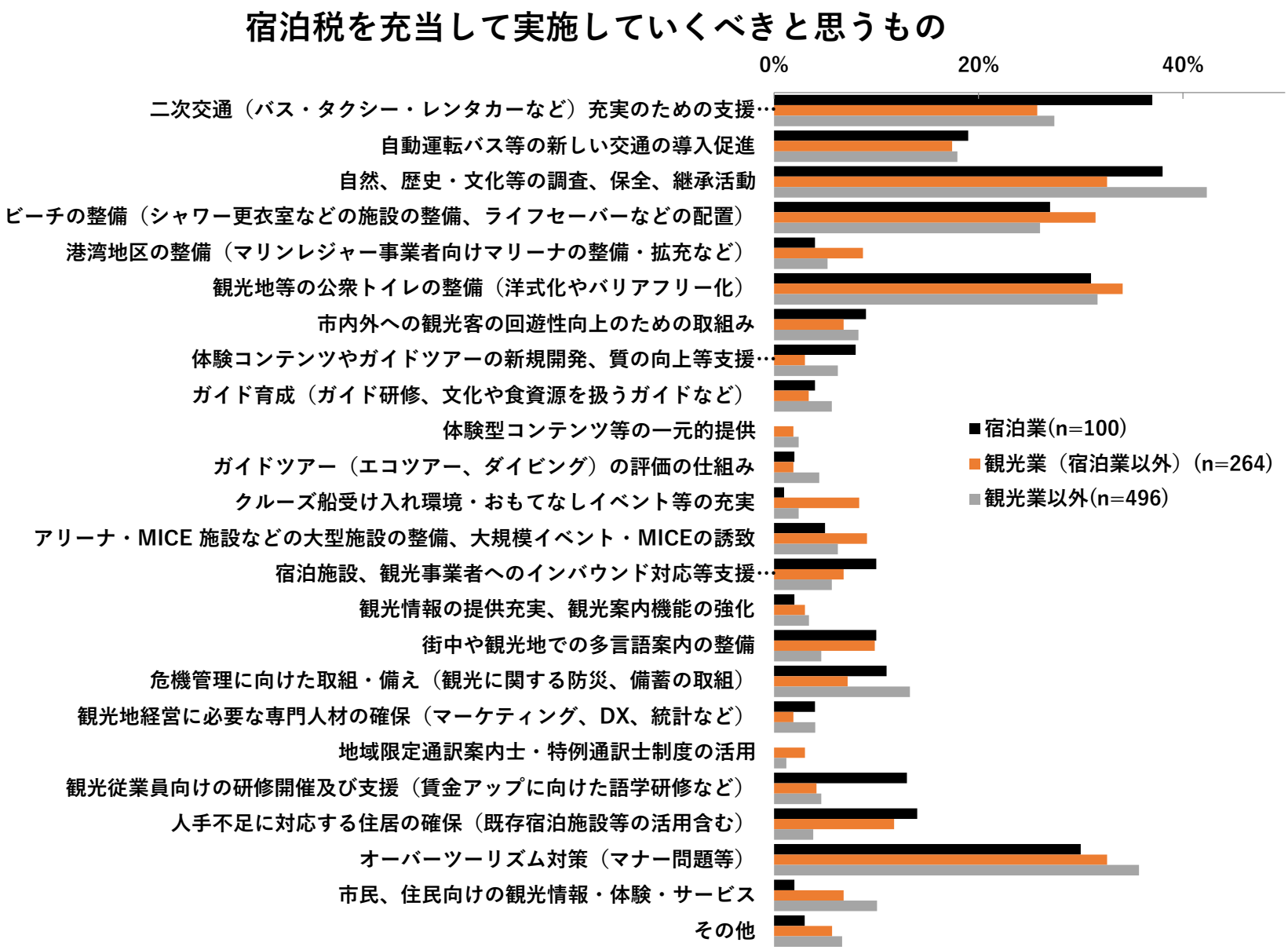

Q25 以下の取組のうち、宿泊税を充当して実施していくべきと思うものを３つまでお答えください。[MA, ３つまで]

参考3 市民アンケート調査

宿泊税を充当して実施する事業の具体的なイメージ 343件

■主な意見の例（一部）

①使途事業

〔自然環境の保全〕
- 自然環境の保全、維持管理
- 自然環境を維持する為の自然環境維持事業の活動費
- 自然環境を保護する為のゴミ回収事業の活動費
- 海岸清掃
- 動植物の保護
- 侵略的植物の駆除と島従来植物の植樹

〔歴史・文化の保全〕
- 島の歴史、文化、を学ぶ為の教育の場
- 八重山諸島の歴史や文化を学んだり体験したり出来る施設の充実
- 史跡等の整備
- きちんとした博物館などの施設
- 文化、遺跡などの説明板
- ボタンを押すと流れる音声ガイド(八重山の言葉、標準語、英語等)。
- 伝統工芸や芸能などの保全や後進教育

〔ゴミポイ捨て及び処理〕
- 観光客のゴミ収集とリサイクル事業
- 海洋ゴミ処理、漂着ごみの除去
- ゴミ箱の設置、回収(観光地、ビーチ、市街地等)
- ゴミ拾い、ビーチクリーン
- ゴミ拾い用のゴミ袋の支給
- コンビニ・スーパー等へゴミ箱設置の処理費補助
- 看板、監視カメラの設置から不法投棄の厳罰化
- 観光客がだすゴミの処理を抑えるような働きかけ
  ＊ゴミの処分量が増えたのは人口増加と観光客増加。観光客の滞在方法が多様化している中、ゴミ処理費用の値上げは市民だけの負担に疑問
- ゴミ処理場の拡充事業や 焼却炉の規模拡大事業
- 生ゴミを燃料に変える取り組み、コンポスト的な事業、クリーンエネルギーの促進

〔下水道整備、悪臭対策〕
- 下水処理施設の建設と整備
- 汚水処理施設の充実

〔公共施設・公共空間の整備、維持管理〕
- 観光地や施設の充実、清掃、保全
- 公園設備への投資
- 公園、公衆トイレ、街路の草花の手入れなどの環境整備に特化した会社の設立
- 観光地トイレ・シャワー等の整備、恒久的な修繕やまめな清掃の実施
- ユニバーサルデザイン、バリアフリーの実現

Q26 宿泊税を充当して実施する事業の具体的なイメージがありましたらご記入ください。 [FA]

参考3 市民アンケート調査

①使途事業（続き）

〔**景観形成**〕
- 守りたい景観や風景を保全するための土地の取得、街路樹や観光地の雑木や雑草など景観阻害要因の除去
- まちなみ景観保全事業支援、景観植栽事業
- 電柱の地中化による、ライフラインの確保

〔**交通の充実**〕
- 観光客が安全に簡単で安く利用できる交通手段を確保する事業
- 中部から北部にかけての交通の便が充実
- 空港からの移動手段の拡充(EV車両を導入)
- 空港から離島ターミナルまでの本数増加(生活している島民がバスに乗れない事がある)
- 空港と宿泊施設(複数宿泊施設を経由してもいいと思う)のシャトルバスの増便
- 交通系電子マネー等の導入
- 運行本数を確保しながらも効率良く運行できる路線やダイヤに改善する事業の見直し
- 再生可能エネルギー使用による自動運転車両による、まちなか回遊及び市街地⇔空港含む観光スポット巡回バスの運用
- バスの本数を増やす、観光客が立寄る場所の整備
- 自動運転バス(ドライバー不足解消や市内外への分散)
- 深夜早朝便に合わせるバス運行本数の追加
- 電動自転車のレンタサイクルステーションの設置
- シェアライドのシステム構築
- 電動交通を誘致、電動モビリティのシェア拠点設置
- モノレールを新設
- バス会社運転手支援
- 輸送関係者の給料を上げる、地域の住民雇用促進

〔**道路・歩道、標識等の整備、維持管理**〕
- 道路整備
- 横断歩道やセンターラインや街灯など維持管理
- 大小各ビーチへ向かうインフラ整備
- 信号機の設置

〔**駐車場の整備**〕
- 駐車場の確保、整備・拡充(平久保灯台、川平、市街地、離島ターミナル、空港等)
- 市民向けの駐車場整備(観光客の駐車で住民利用できず)

〔**港湾エリアの整備**〕
- 港湾、空港等のインフラ整備
- 美崎町をマリンタウンにする

〔**観光人材の確保、育成**〕
- 観光産業に係る専門的知識向上
- 観光専門学校等の運営
- 接客業関連職の教育
- 個人の多機能性、リスキリング等の人材移動
- 専用人材を外部から導入するための諸経費
- 労働者確保の観点からも最低賃金の引上げ
- 観光業従事者への還元(主に負担を負っているのは経営者ではなく前線で働く従業員)
- 家賃補助

Q26 宿泊税を充当して実施する事業の具体的なイメージがありましたらご記入ください。 [FA]

参考3 市民アンケート調査

①使途事業（続き）

〔体験ツアー・イベント・新たなコンテンツの開発〕
- 無料、もしくは少額で島の自然環境や海について、保全を含めて楽しみ方を学べるツアープログラム（機内ムービーなど含めて）
- 花火やイベントを行い、観光客が無料で見れるショー

〔登山道や新たなインフラ整備〕
- サイクリング、ウォーキング、ハイキング等のインフラへの投資(サイクリスト、ウォーカー、ハイカー、マウンテンバイカー、グラベルバイカー、ロードバイカー)
- 於茂登岳をアプローチしやすい環境
- 公営でも良いので登山道入口に靴のレンタル屋の設置

〔赤ちゃんや子ども連れを対象とした事業〕
- 赤ちゃんや子ども連れに優しい公衆トイレ作り。
- 赤ちゃんや小さいお子さんを連れている方のための授乳スペース（お湯有り）やおむつ替えスペース、休憩スペース（エアコン有り）の設置

〔宿泊業、飲食業の高質化、創業支援〕
- 民泊を始めやすくするための説明会やリフォームの補助。
- 飲食業不足改善のために空き家や空き店舗の調査ならびに入札などの実施
- 宿泊業における設備や雇用の改善
- 高単価商品やブランドの開発やコラボ
- 無人店舗コンビニの充実

〔特産品の開発〕
- 石垣産の農産物を使った飲食店メニュー開発
- 高単価商品やブランドの開発やコラボ

〔施設整備〕
- mice.コンサート、スポーツイベント対応のアリーナ
- 郊外に道の駅のような、トイレと地域売店の一体型のものを複数作る。その中で地域の文化やマナーへの周知も行なってほしい。
- 南ぬ浜町に富裕層向けの高級ホテルとショッピングモールを建設
- ヨットマリーナの建設(欧米の観光地と比較するとヨットやプレジャーボートの係留施設があまりにプアー)。
- 空港周辺地域の開発 観光客が宿泊でき、ショッピングができるだけでなく、市民も楽しめるような商業施設の開業。
- バーベキューエリアの設置
- 美ら海水族館みたいな石垣島ならではの水族館の建設・運営。
- マリンレジャーや山登りから戻った方たちの道具や器材の洗い場や干し場の充実

〔仕組み・システム〕
- 長期滞在を促進するシステムを検討

Q26 宿泊税を充当して実施する事業の具体的なイメージがありましたらご記入ください。 [FA]

参考3 市民アンケート調査

①使途事業（続き）

〔観光案内・情報発信、多言語対応〕
- 交通拠点に案内処設置(例：美崎町)
- 市公式の観光ウェブサイト。(多言語)
- 多言語対応に出来るもの全て (看板、メニュー、案内表示、人、など)
- 語学研修が無料でできるシステム
- 人材や通訳などの補助
- インバウンドにむけて住民へ英語の習得補助
- 観光業へのインバウンド支援。 翻訳機配布や広告文の翻訳サービス
- マーケティング力、計算力、発信力のあるインフルエンサー市民を重視し観光振興に起用

〔AI、IT活用等〕
- AI導入に係る事業
- 入島する人数について､a Iを利用して､適正な数､適正なサービスを提供できる数､又は受けられる数を算出

〔地元民への還元〕
- 地元民へ還元(飲食店で５%引き等)
- 観光客のためにだけではなく、地元の子供達の為にもなるものを作ってほしい。ROUND1やスポッチャ。ボール遊びが出来ないような公園を作ったりするよりかはかなりマシ。
- 島民の就職に繋がる事業に充ててもらいたい。
- 島民への還元等の島民とそれ以外の差別化された島民が喜ぶ事業
- 島民割での大浴場利用
- 住民税を安くするなど市民への還元
- 観光産業以外の人も含め、全島民が恩恵を受けられる政策、物価高対策や住民税引き下げ

〔閑散期対策〕
- 閑散期の集客。例えば各宿泊施設で使える共通クーポンの設定や、首都圏での誘客推進活動費に充てる

〔雨天時対策、屋内施設整備〕
- 雨天時の観光、体験の充実。
- 天候不良でも楽しめる大型屋内施設を作る。 物販、体験教室、動物・魚等との触れ合い、ドッグラン等
- 例えば、こども連れが多いので室内プールを(ゴミ焼却燃料使用したり)室内で木を使った遊び場
- 悪天候時や高齢者向けの観光施設

〔台風、災害時の対応〕
- 観光防災の強化
- 台風などで閉じこもってしまっている時のサービス（30年ほど以前に、ディスコ大会があった）
- 断水、停電、台風による被害軽減
- 災害時の道路標示、備品管理を外人含めた観光客対応の準備
- 危機管理対策。観光地でもあるが国境の最前線でもある石垣島がいつまでも安全とかは限らない。地震や津波災害などもいつ起こるかわからない。５万を超えた市民の安全対策を徹底して欲しい。

Q26 宿泊税を充当して実施する事業の具体的なイメージがありましたらご記入ください。 [FA]

参考3 市民アンケート調査

①使途事業（続き）

〔**治安維持**〕
- 治安の維持(繁華街での夜間パトロール)
- 防犯カメラの多数設置

〔**ルール、マナー、モラル**〕
- 観光客にマナーを周知して貰う為のウェブサイトやリーフレットの作成。
- 観光客へのマナー周知説明板設置など。
- 観光客への教育活動
- 各観光地への警備員配置（マナー、治安維持）
- 海水浴客、ダイビング客に安全な行動の具体的な指導のビデオを飛行機の中で見せる。飲酒しての海遊びの危険性、内地の感覚では小さな波でも珊瑚礁では危険だとか、足が届くと安心してたら急に深みがあるとか、クラゲ被害の防止策とか。
- 路上タバコ規制、ポイ捨て禁止条例
- 喫煙場所の設置 歩きたばこ、煙草のポイ捨て、路上喫煙禁止条例を作り、指導員を配置し指導や過料
- 観光客のマナー違反による罰則規定
- 水難事故防止のための人員配置や自然保護を目的とした密猟監視などの啓蒙活動など

〔**事業の許可制、登録制**〕
- 良質な事業者の評価制度設立
- ガイドの登録制
- エコツーリズムを強化し、ガイドを育成、適正なツアーを催行する業者を市で認定しバックアップするなど、提供するサービスの価格と質、安全性を上げる取り組みをしてほしい。
- エコツアーの割引券の配布。 ①認可を受けたり、試験に合格したガイドや団体のツアーのみ有効とする。→レベルの保証と仕事の誘導を行う ②認定や試験の項目に、学校の総合や遠足の際のガイド実習を行う。→ガイドとしての力を見るとともに、児童生徒の地元の自然への興味関心を高める。
- エコパスポートをつくる(宮古島で実施しているような)。

Q26 宿泊税を充当して実施する事業の具体的なイメージがありましたらご記入ください。 [FA]

参考3 市民アンケート調査

②制度全般

〔指針、方針〕
- 「指針」をまず制定すべき

❖観光客への還元
- 見えないものより観光客から見えるものに使用するべき(ゴミ箱、トイレ整備など)
- 税を払っていることで、還元されている(よくなっている)サービスだと目に見えるもの
- 払うのは観光客、観光客に還元する施策が望ましい.
- 今後も石垣を訪れたくなるように環境整備する必要がある。
- 観光客も喜んで支払いたいと思う事をしてほしい。
- 負担する観光客の理解、賛同が得られる事が不可欠。
- 宿泊税は何に使うためのものか明確にし、実際に支払う観光客が理解し賛同できなければ双方メリットなし。
- 宿泊税を取ることによって観光客の意識向上等に繋がる取り組が必要。
- 観光客受け入れに関するサービス業、接客、リピーター増加に繋がるものに充ててもらいたい。

❖充当する事業の優先順位
- 様々な課題があるなかでも、ハードよりソフト面を拡充すべき(ハード面を強化してもそれを活用するソフト面(基礎知識や理解、技術などのリテラシー面)が向上しなければ点と点が結び付かず、結果的に効果が薄まる)
- 最も効果のある事業に、資源を集中する。様々な取り組みに散財しても効果は出ない。

❖充当する事業
- 必要最低限に留める
- 新規事業ではなく、今ある環境や施設の保全・整備に力を入れて欲しい。
- 観光客の増加により、これまで必要としなかった観光スポットのトイレや駐車場などのインフラ整備やビーチ等での安全対策の強化、観光客用の災害時等の備蓄や一時避難の受け入れに係る経費に当てるべき。

❖充当すべきでない事業
- 観光事業者の為の支出やそもそも行政が本来すべき住民や事業者へのサービスに支出を充てるべきではない。
- 宿泊を伴わないクルーズ客や市民住民向けのサービスに充当すべきではない。

❖充当する事業の範囲
- 宿泊税を徴収するなら、宿泊事業者を中核にした観光業全体への取り組みに充当すべき。
- 観光振興に限定しないで欲しい。離島のキャパシティに見合わない人数の増加によりインフラ(上下水道の整備)が追いついてないことは明らか。

Q26 宿泊税を充当して実施する事業の具体的なイメージがありましたらご記入ください。 [FA]

参考3 市民アンケート調査

②制度全般（続き）

❖特別徴収義務者
- 一定金額以上の宿泊に対して税を取るなど
- 民泊なども必ず対象にする。
- 石垣市内に本社を置く企業からは宿泊税を取らない上に優遇

❖税率
- 東京都と同じように、例えば15,000円の宿泊料に区別をする。それ以下1,000円、以上で2,000円など。
- 福岡県のように単価を決めて支払う。

❖徴収方法、コスト
- 観光のワクワクした気持ちを都度税金徴収をされるのはマイナス感情がかかる。税金徴収の方法やタイミングも現場現金だけでなく、スマートに多彩な決済方法（ポイント活用やQR払い等）で、ローカルの人々は免除して欲しい。
- 回収に無駄な税金と膨大な手間がかかるのでは
- 空港・港で一人一人個別に支払ってもらう方法はないか。

❖報償費
- 税の一部（1~10%)などは宿泊施設に管理費としてあげることを検討
- 一部、宿泊税の徴収に係る手間として事務手数料等の宿泊施設へ支出は問題ない。

❖説明、周知、情報公開
- ただ取るだけでなく、宿泊税の使い方や何故必要なのかの周知をすることが大事。搾取されているという意識を取り除く取り組みが必要。
- 宿泊税を、何に使ったかを具体的にわかりやすく、誰でも目に留まる所に張り出す

❖事業選定、執行体制
- 市や商工会　コンベンションビューローなど団体がチームにならないと重なったお金の使い方をするのでチームになり民間に依頼をするなど

❖税金の管理
- 特別な事業を行わず一般財源として使用

Q26 宿泊税を充当して実施する事業の具体的なイメージがありましたらご記入ください。 [FA]

参考3 市民アンケート調査

②制度（続き）

〔**クルーズ船客**〕
- クルーズ船船客は宿泊しないので宿泊税は課税されない。クルーズ船からの入島税を1人千円徴収し観光関連(二種免許補助)に充当。

〔**宿泊税の導入そのもの**〕
- 石垣市は自然を売りにしたいのか発展開発したいのかよくわからないので、現状宿泊税を導入するべきではない。
- 宿泊料金に含めて宿泊税と入島税を空港、港でのお願いではなく全員から取る。
- 宿泊者が負担する税なので、宿泊関連の施策に使わざるを得ない気がする。宿泊税と言うより観光税か入島税と言う名前の方が多岐にわたって使えるイメージがある。
- 宿泊税より普通に観光税で移動手段に工夫して徴収した方が的確 民泊がかなり多い 。
- 税として打ち出すのではなく、乗船券や、航空運賃に追加する形はどうか。
- 宿泊税に断固反対。市民が直接収入を得られるようにすべき。せっかく増えた観光客が減ってしまう。
- 宿泊税でわざわざ収入確保するまでもない。ふるさと納税等のような他の財源を検討すべき。
- 観光客に頼らず宿泊税を徴収するのではない財源を見出すべき。離島観光は宮古島にすべてもっていかれる危機感を考えるべき。
- 宿泊税ありきの議論はどうなのか。
- 宿泊税には断固反対ですが、導入するなら一部の大企業だけが恩恵に預かるようなことはしないで下さい。
- 小さい業者の負担が増えてしまう。
- 専用の窓口を作り空港でとるべき。
- あまり取らないほうがいいとは思う。
- こんな小さな島に来てくれるだけで有り難いのに、宿泊税取るとかおかしい。私が観光客なら宿泊税が出るなら石垣には来ない。
- 宿泊税を考えるよりまず、現在の税収の使い方を見直すべき。
- 宿泊税反対 予算の使い方次第で宿泊税はいらないでしょう。
- なんでもかんでも税金をとって。宿泊税はやらないほうがよい。やるなら、島の子供たちに宿泊税を充てたほうがよい。なんのための観光なのかを考えてほしい。
- 宿泊だけに税金を掛けるのは不公平。

Q26 宿泊税を充当して実施する事業の具体的なイメージがありましたらご記入ください。 [FA]

参考3 市民アンケート調査

〔**財源、税・協力金**〕
- 観光客への入島税や観光税の導入
  - ＊島や海の環境保全
  - ＊観光資源の保護
  - ＊地域の美観や文化遺産の保全
  - ＊道路の街路樹整備(剪定・清掃等)、公共施設・トイレ等整備・清掃等の人件費やメンテナンス費
  - ＊観光地整備や観光人材の確保
  - ＊街中のゴミ箱設置、高性能なゴミ処理施設の建設
  - ＊ゴミ対策 水対策
  - ＊治安維持
  - ＊観光に資するサービス提供
- 宿泊税＋入島税の徴収
- 航空券に乗っける観光税、宿泊税の徴収
- 一律徴収ではなくお盆や法事などで帰省する地元由来の方には免除
- 環境保全税
- 入島税や施設使用料
- 観光客相手の商売に売観光税の導入
- 観光開発税(ゾートホテル、民泊、マンション)の検討
- 観光目的税導入とガバナンス
- 高額な観光税の導入は観光客離れに直結する

Q23 前問でお答えになった問題や懸念材料を払拭する、または解決する方法として効果があると思われることを教えてください。 [FA]

〔**観光財源、税**〕
- 税金を取ることばかりでなく、住みやすく、自然に優しい島になってほしい。
- 定額ではなく、定率での宿泊税の導入。
- 宿泊税を取ることより、できることをまずやらないとダメだと思います。 増税は確実に消費を冷やします。税金とって銀行業界の再興と言っている時点でずれている。
- 福岡に泊まった際に宿泊税を徴収されたが、それが観光地の整備に繋がるのならと思い良い取り組みだと思った。石垣にも導入されることに期待する。
- 宿泊税などの目的税を導入して、インフラ整備や清掃などを行えば、市民の観光に対する意識も高まると思う。そうすれば、さらに良い観光地になると思う。
- 宿泊税導入していくなら、地域と密接に関わる観光の仕方を模索する必要があるのではないかと考えます。地域資源あっての観光だと思う。
- 宿泊税は絶対反対！なぜ宿泊業者にだけ負担を認めるのか ただでさえ物価高騰で泣く泣く宿泊料を上げざるを得ないのに、さらに宿泊税を上乗せしろというのは納得いかない、いくら預かり物だとしてもだ。空港や港湾で(入島の際は必ずそれらを利用するので)入島税を取るようにしてください。
- 竹富町の訪問税、他府県からの観光客から取るならいいが（ただ、500円までにして欲しい）八重山に住む人からは取らないで欲しい。
- 船代に入島税がつくなど話があるが島へ働きにいく人まで毎回入島税が取られるのか心配とあまり納得いかない気持ちがある。竹富町、石垣市で最善の方法を考えて欲しい。 島を出ることが多く、空港と市街の区間をバス利用している。市民も観光客も使う中で混雑したり、観光客で座れないご高齢の市民をみていると悲しい。観光客はターミナルに向かうので、直行のバスを使うのがいいはずだが、空港外の看板が分かりづらく、各停バスに乗ってるのでもっとわかりやすく案内をしてほしい。観光客も座れて、早く行ける方がいいのに、知らないのがかわいそうでもある。
- 訪問税だけではなく、マリンレジャーの入域料(世界では普通)も取って海洋環境保全を！
- 正直観光税とっても市民に還元ないなら意味がなく感じる。物価だけが上がり続け、観光業やっても手取りが上がらない。
- そもそも税金をかける程、観光が加熱していると思わない。
- 県外ではなく県内で回せるよう、宿泊税なども県外からだけにしぼってほしい。

Q37 今後の石垣市の観光振興や観光業界の再興に向けての意見などがあればご記入ください。[FA]

1 沖縄県の法定外目的税(宿泊税)の制度設計(案)

参考資料４

- 沖縄県では、2018年度に「観光目的税の導入施行に関する検討委員会」を設置。沖縄県において導入することが適当な税目とその時期等について検討。同検討委員会及び検討分科会での議論(各3回)を経て、提言。
- 同提言を受けて、沖縄県では制度設計案の検討が続けられたが、新型コロナウイルス感染症の影響により一時中断。観光需要が回復傾向にある現在、法定外目的税(宿泊税)に関する議論が沖縄県内にて再燃。

沖縄県の法定外目的税(宿泊税)の参考検討案(2024年5月15日時点)

内容	内容
税導入の目的	沖縄が世界に誇れる観光リゾート地として発展していくことを目的として、沖縄の自然環境や地域環境の保全、伝統文化の未来への継承、安全・安心で快適な旅行環境の質の向上など、県民生活と調和した持続可能な観光を実現するための施策に要する費用に充てるため、宿泊税を課する。
想定される税収使途	⑴観光旅客の受入れの体制の充実強化 ⑵観光地における環境及び良好な景観の保全 ⑶観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツの振興 ⑷地域社会の持続可能な発展を通じて国内外からの観光旅行を促進 （※） 沖縄県観光振興基金を設置する段階で使途を再整理した
課税客体	⑴旅館業法第3条第1項の許可を受けて行うホテル等における宿泊（下宿営業は除く。） ⑵住宅宿泊事業法第２条第３項に規定する住宅宿泊事業に係る施設における宿泊
納税義務者	沖縄県の宿泊施設における宿泊者
徴収方法	旅館業法第3条第1項の許可を受けた者、住宅宿泊事業法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者、その他宿泊税の徴収において便宜を有する者による徴収
課税標準	宿泊日数
課税免除	(1) 学校教育法第１条に規定する学校（大学を除く。）及びこれに準ずる海外の学校の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行及び当該学校の教育活動に参加しているもの (2) 前号に規定する当該学校が主催する修学旅行及び教育活動の引率者 (3) 宿泊料金が１人１泊５千円未満の宿泊
税率	宿泊料金１人１泊につき※市町村が宿泊税を課す場合 ２万円未満： 200円 ２万円未満： 100円 ２万円以上： 500円 ２万円以上： 250円
導入予定市町村との配分	県：導入市町村＝１：１
税収規模試算	約42億円（うち徴税コスト約２億円 ※人件費等に加えて特別徴収義務者への報償金を含む。）
報償金	徴収した税額の2.5% ※導入から5年間は3.0%。 別途、システム導入コストの支援の検討

①使途の区分について
観光関連団体との調整が必要

②５千円未満の課税免除については
設定しないことも含め検討

③高価格帯施設への対応
1 「税率の検討」は以下の２通りで検討
⑴段階的定額⇒高価格帯の税率を追加設定
⑵定率⇒一律％で設定
2 税負担と受益のバランスをみた検討
3 先行団体における徴収事務の実態の把握

参考：沖縄県公式Webページ「観光振興を目的とする新税の導入検討」https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/kankotokusan/1011671/1011722/1011761.html

出典：沖縄県資料より作成

2 沖縄ツーリズム産業団体連合会の意見

- 観光目的税(宿泊税)制度の導入について(意見書)
- 沖縄ツーリズム産業団体協議会は、2023年10月31日に協議会を開催し、観光業界としての方向性について議論。
  沖縄県が導入を計画している宿泊税の検討に当たっての下記の留意点をとりまとめ、沖縄県に意見書を提出。

内容	内容
1 . 税導入の目的	**世界から選ばれる持続可能な観光地として発展していくことを目的に、安全・安心で質の高い沖縄観光の実現による観光客の満足度向上、県民の観光への理解促進、観光産業の成長・変革、発展に繋がる施策に要する費用 に充てるため**
2. 税率	**〇定率で検討** 税負担の公平性の観点を踏まえるほか、人泊数及び観光消費額を重視する観光政策の観点から **〇宿泊料金1人1泊又は1部屋、1棟につき3%** 島嶼県である沖縄の特殊性、他の都道府県に比べ観光が県経済に占める割合の大きさを鑑み、5%を求める意見もある。
3. 課税免除対象	**(1)学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)及びこれに準ずる海 外の学校の児童生徒 又は学生で、当該学校が主催する修学旅行に参加しているもの (2) 前項に規定する当該学校が主催する修学旅行及び教育活動の引率者 なお、税負担の公平性の観点から、宿泊料金による課税免除は設けないこと**
4. 財源の種別 及び使途	**〇財源の種別** 真の沖縄観光振興に使途が特定される 「観光振興特定財源」とする **〇「新たな基金」の設置** 社会環境の変化の影響を受けやすい観光産業の性質から、 迅速かつ柔軟な財源運用を可能とする基金の設置 **〇使途 ①県民・観光客双方にとって安全・安心な満足度の高い受入環境の整備・充実 ②県民理解の促進と調和による持続可能な観光地づくり ③魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくり ④観光危機への対応**
5. システム導入 への対応	**報奨金とは別に、システム導入に係る費用について負担すること**
6. 税導入後の 運用体制	**(1)沖縄観光振興戦略検討会議 (仮称)の設置** 観光客と直に接する観光事業者等から意見を吸い上げ、宿泊税を財源とする事業をより効果的に実施することを目的とした「沖縄観光振興戦略検討会議 (仮称)」を設置し、事務局はOCVB が担うこと 同会議では事業の検討、予算案の策定および決議、事業の効果検証等 を行うこと **(2)広域連携DMO (OCVB) の役割と財源の充当** 県とOCVB(広域連携 DMO)の役割を整理したうえで、観光業界及び地域観光協会等幅広い利害関係者と連携し、観光振興を行うための財源を広域連携DMO であるOCVBへ充当すること
7. 税導入に向けて 協議継続の場の設置	**沖縄にとってよりよい宿泊税制度となるよう沖縄ツーリズム産業団体協議会等との協議の場の設置を求める**

出典：意見書(沖縄ツーリズム産業団体協議会、令和5年11月10日)より作成

3 沖縄県内の市町村の法定外目的税(宿泊税)導入に向けた動き

- 沖縄県内の市町村で法定外目的税導入に向けた動きのある市町村は、5市町村(石垣市を含む)。
- 北谷町、宮古島市では、検討委員会による最終方針がまとめられている。

北谷町　北谷町宿泊税制度の導入施行に関する検討委員会

目的	軍用地返還を契機とした埋立事業等により本町西海岸エリアの発展につながっている。観光産業がリーディング産業である本町において、オーバーツーリズム対策や魅力の更なる向上、SDGs対応などに取り組むことにより、持続可能な観光地として、本町の観光競争力の維持・向上を図る。
使途	受益者負担の考え方のもと、既存の観光振興基本計画を鑑みた使途を検討
課税客体	旅館業法第3条第1項の許可を受けて行うホテル等における宿泊(下宿営業は除く) 住宅宿泊事業法第4条第1項の届出をして行う住宅宿泊事業に係る住宅などにおける宿泊
納税義務者	北谷町内のホテル等における宿泊者
徴収方法	ホテル等の事業の経営者、その他宿泊税の徴収において便宜を有する者による特別徴収
課税標準	宿泊日数/1人当たり
徴収事務交付金	宿泊税の賦課徴収の円滑な運営や管理等の観点から、特別徴収義務者が担う徴収事務に対して、納税額2.5%の交付金を支払う。ただし、導入 から最初の5年は3%とする。
管理・運用方法	関係団体を中心に構成される会議体の設置
課税免除	学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)及びこれに準ずる海外の学校の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行に参加 する者 前号に規定する学校が主催する修学旅行の引率者
定額・定率	定率制の場合:2.0% ※カッコ内の数字は県税と合算した額(または%) ※［県税25:町税75］の割合について沖縄県と調整事項

出典：北谷町資料より作成

宮古島市　宮古島市法定外目的税庁内検討委員会

目的	環境の保全と持続可能な観光による観光地づくりの実現
背景	観光客の増加に伴い、宮古島市の自然環境や住民生活に及ぼす負荷が増大している。エコアイランド宮古島として持続可能な観光地域づくりを目指す必要がある。宮古島の自然環境の受益者である観光客にも応分の負担を求めるため目的税を導入する。
課税客体	宿泊施設等への宿泊
徴収方法	ホテル等の事業者、および民泊等による特別徴収
課税標準	ホテル等における宿泊日数
課税免除	宿泊料金5千円未満、修学旅行
定額・定率	定額
税率	1泊あたりの宿泊料金 2万円未満200円　2万円以上500円
配分	50%（あるいは25%）を県に納付
宿泊事業者への報償金	導入から5年間は税収の3.0%、 6年目以降は2.5%を予定

出典：宮古島市「宿泊税」導入に関する宿泊事業者説明会および意見交換会の開催について
https://www.city.miyakojima.lg.jp/soshiki/shityo/kankosyoukou/kankou/oshirase/syukuhakuzei.html

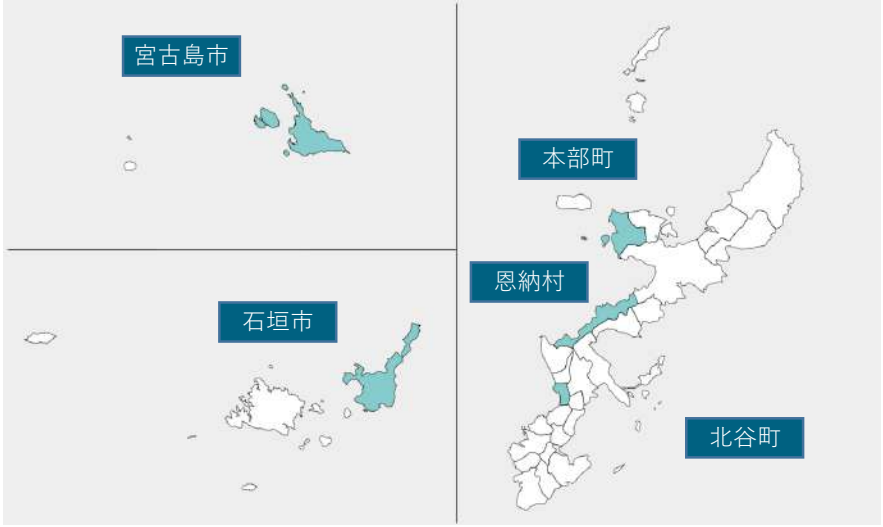

出典：白地図専門店(https://n.freemap.jp/tp/Okinawa01)にて作成

竹富町訪問税(案)について

項目	内容
名称	竹富町訪問税条例（案）法定外普通税
目的	竹富町への多くの観光客等の来訪によって発生し、又は増幅する行 政需要に対応するため
訪問者	旅客船舶若しくは旅客航空機により訪問をする旅客その他の者により訪問を する者であって、竹富町民(住民票に記載されている住所が竹富町である者をいう。)そ の他これに準ずる者として次に掲げるもの以外のものをいう。 ア 竹富町内にある事務所又は事業所に通勤する者 イ 竹富町外にある学校に通う学生、生徒、児童のうち、竹富町民の扶 養親族である者
納税義務者	船舶及び航空機による竹富町の区域への訪問者に課税
納税義務者のうち、訪問者の定義より除外する者	①竹富町の住民（住民票記載の住所が竹富町内の者をいう） ②竹富町内にある事務所又は事業所に通勤する者 ③竹富町外にある学校に通う学生、生徒、児童のうち、竹富町民の扶養親族である者
課税免除の対象	①６歳に達する日以降の最初の３月 31 日までの間にある者 ②学校（大学を除く）に就学し、修学旅行その他の学校教育上の見地から行われる行事、活動等（以下 「行事等」という。）に参加している者並びに当該行事等における引率者及び付添人 ③精神又は身体に障害がある者であって次のいずれかに該当するもの A）療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において 知的障害と判定された者に対して都道府県知事又は地方自治法第２５２条の１９第１項の指定都 市若しくは同法第２５２条の２２第１項の中核市の長から支給される手帳で、その者の障害の程 度その他の事項の記載のあるものをいう。）を支給された者 B）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳 の交付を受けている者 C）身体障害者福祉法第１５条第４項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害があ る者として記載されている者
減免	天災その他特別の事情がある場合において、竹富町訪問税の免除を必要とする者
税率	1人1,000人/訪問毎
年払い	1 人 5,000 円／年毎 ※納付後 1 年間は納税の必要はない
徴収方法	①特別徴収 ②申告納付
制度の検証	条例の施行後５年ごとに、社会経済情勢等の変化等を勘案し、竹富町訪問税に係る制度について検討 を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

出典：竹富町HP「「竹富町訪問税条例（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）について」https://www.town.taketomi.lg.jp/topics/1709105739/

宿泊税導入地域

■宿泊税

- ✓ 宿泊行為に対してかける法定外目的税。
- ✓ 国内では2002年に東京都で導入されたのが最初。その後、大阪府(2017年)、京都市(2018年)、金沢市(2019年)などが導入し、全国各地で宿泊税導入を検討する議論が行われている。
- ✓ 近年では、1泊1人200円の定額制(宿泊料金によって段階設定するケースもある)が標準的であるが、2019年には倶知安町が初めて定率制(2%)を導入した。
- ✓ 2018年度には福岡県と福岡市がそれぞれ宿泊税の導入を表明。二重課税となることから、観光客への負担増大や徴収事務の混乱などを避けるための協議を開始し、2019年5月に合意が得られた。
- ✓ 2024年現在、国内各地で宿泊税の導入に向けた検討が進められている。

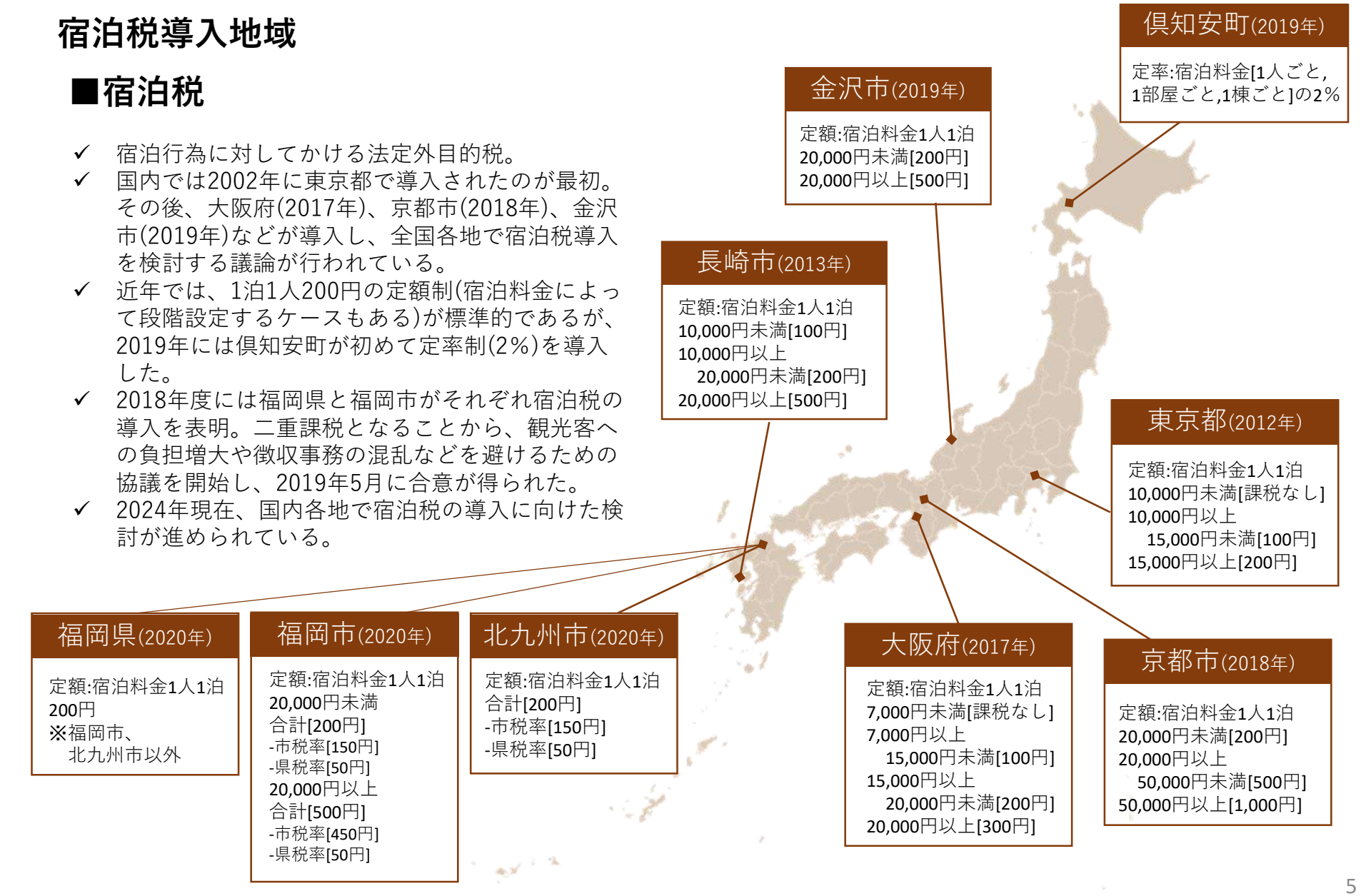

5 宿泊税（宿泊）

自治体名	1 東京都 2012年	2 大阪府 2017年	3 京都市 2018年	4 金沢市 2019年
課税客体	東京都内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所	大阪府内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・国家戦略特別区域法に規定する規定事業に係る施設（特区民泊） ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	京都市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	金沢市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
課税標準	上記施設への宿泊数			
納税義務者	上記施設への宿泊者			
税率	1人1泊について、宿泊料金が ①１万円未満：課さない ②１万円～１万５千円未満：100円 ③１万５千円～：200円	1人1泊について、宿泊料金が ①７千円未満：課さない ②７千円～１万５千円未満：100円 ③１万５千円～２万円未満：200円 ④２万円以上：300円	1人1泊について、宿泊料金が ①２万円未満：200円 ②２万円～５万円未満：500円 ③５万円以上：1000円	1人1泊について、宿泊料金が ①２万円未満：200円 ②２万円以上：500円
免税点	１万円未満	７千円未満	なし	なし
課税免税	なし	なし	学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の児童，生徒又は学生で，当該学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加しているもの及びその引率者	なし

続きは次のスライドへ

5 宿泊税（宿泊）

自治体名	1 東京都 2012年	2 大阪府 2017年	3 京都市 2018年	4 金沢市 2019年
特別徴収義務者	・旅館業法第３条第１項の許可を受けた者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業法第３条第１項の許可を受けた者 ・国家戦略特別区域法第13条第4項に規定する規定事業者 ・住宅宿泊事業法第１項の届け出をした者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業または住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者	・旅館業法第３条第１項の許可を受けた者 ・住宅宿泊事業法第１項の届け出をした者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者
徴収方法	・特別徴収 特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する			
申告期限	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は３ヶ月ごとに申告納入が可能	毎月末日までに前月１日から同月末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は３ヶ月ごとに申告納入が可能		
主な使途	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	●観光客と地域住民相互の目線に立った受入環境整備の推進 ・旅行者への観光案内、情報提供の充実・強化 ・大阪での滞在時間を快適に過ごすための取組み ・旅行者の安全・安心の確保 ●魅力づくり及び戦略的なプロモーションの推進 ・魅力溢れる観光資源づくり ・効果的な誘客促進	・住む人にも訪れる人にも京都の品格や魅力を実感できる取組の推進 ・入洛客の増加など，観光を取り巻く情勢の変化に対応する受入環境の整備 ※そのほかにも，「京町家の保存・継承」，「道路の渋滞や公共交通機関の混雑対策」，「違法民泊の適正化」などについて，宿泊税を財源として取組を推進	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。 ・まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興 ・観光客の受入観光の充実 ・市民生活と調和した持続可能な観光の振興 ※新規または拡充するものに限る
出典	https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/shuk.html	https://www.pref.osaka.lg.jp/toshimiryoku/syukuhakuzei/	https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000236942.html	https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/zeimuka/gyomuannai/2/8/8713.html

5 宿泊税（宿泊）

自治体名	5 **倶知安町** 2019年	6 **福岡県** 2020年	7 **福岡市** 2020年	8 **北九州市** 2020年	9 **長崎市** 2023年
課税客体	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	福岡県内に所在する次の事業に係る施設への宿泊者 ・旅館業法に規定する旅館業（旅館・ホテル営業・簡易宿所営業） ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業（特区民泊） ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（新法民泊）	福岡市内に所在する旅館業法（下宿営業は除く）または住宅宿泊事業法に係る宿泊施設に宿泊する宿泊者	北吸収市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 旅館業法に規定する旅館業（旅館・ホテル営業・簡易宿所営業）を営む施設 国家戦略特別区域法に規定する認定事業（特区民泊）を営む施設 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（新法民泊）を営む施設	長崎市内に所在する宿泊施設（民泊含む）において、宿泊料金を受けて行われる宿泊者
課税標準	上記施設への宿泊数	宿泊施設への宿泊数	宿泊施設への宿泊数	宿泊施設への宿泊数	宿泊施設への宿泊数
納税義務者	上記施設への宿泊者	宿泊施設への宿泊者	宿泊施設への宿泊者	宿泊施設への宿泊者	宿泊施設への宿泊者
税率	1人1泊または、１部屋１泊の ①宿泊料金の２％	宿泊者１人１泊につき ２００円 ※福岡市、北九州市での県税・市税については右記参照 ※市町村が宿泊税を新たに課す場合、県税の税率は、宿泊者１人１泊につき１００円となる	宿泊者１人１泊につき、 ①宿泊料金2万円未満200円（うち県税50円） ②宿泊料金2万円以上500円（うち県税50円）	宿泊者1人1泊につき150円 （北九州市内に所在する宿泊施設における宿泊に係る福岡県の宿泊税の税率1人1泊につき50円）	1人1泊について、宿泊料金が ①1万円未満のもの 100 円 ②1万円以上2万円未満のもの　200 円 ③2万円以上のもの 500 円
免税点	なし	なし	なし	なし	なし
課税免税	①小学校、中学校、高校の修学旅行生、研修旅行生及び引率する教員 ②倶知安町で職場体験又はインターンシップのために宿泊料金を支払って宿泊する中学生、高校生、専門学校生及び大学生 ※各学校からの届出が必要	なし	なし	なし	①修学旅行その他学校行事に参加・引率する者 ②その他市長が認める者

続きは次のスライドへ

自治体名	5 倶知安町 2019年	6 福岡県 2020年	7 福岡市 2020年	8 北九州市 2020年	9 長崎市 2023年
特別徴収義務者	・旅館業法第３条第１項の許可を受けた者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	旅館業、認定事業（特区民泊）、住宅宿泊事業（新法民泊）の経営者	旅館業（下宿営業を除く）又は住宅宿泊事業の経営者等	旅館業法に規定する旅館業（旅館・ホテル営業・簡易宿所営業）を営む施設 国家戦略特別区域法に規定する認定事業（特区民泊）を営む施設 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（新法民泊）を営む施設	旅館業、住宅宿泊事業を営む者又は宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
徴収方法	特別徴収	特別徴収	特別徴収	特別徴収	特別徴収
申告期限	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は３ヶ月ごとに申告納入が可能	原則として、毎月、県に申告納入 北九州市内及び福岡市内の宿泊施設については、北九州市及び福岡市が県税分を含めて、一括して課税と徴収を行うので、北九州市及び福岡市の示す事務手続きにより、宿泊税を申告納入	原則として1日から末日までの期間に係る宿泊税を翌月末日までに毎月申告納入 福岡市域内の宿泊税は、地方税法の規定に基づき、福岡市が一括して課税と徴収	原則として、毎月1日から末日までの期間に係る宿泊税を翌月末日までに、申告納入 北九州市域内の宿泊税は、北九州市が一括して課税と徴収	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入（一定の要件を満たす場合は3か月ごとに申告納入）
主な使途	観光客満足度の底上げと再び「倶知安」を訪れていただ くため、 本町が抱える課題の解決に使用。 ・リゾート地としての質の向上 →域内交通網の整備、ニセコ・羊蹄山の環境保全・安心・安全なリゾートの形成 ・リゾート地としての魅力の向上 →観光インフラの整備、新幹線を意識したまちづくり	以下の観光振興施策に活用 （１）県が主体的に行う施策 広域的な観点からの観光振興施策として次の事業を実施。 ・宿泊施設の多言語案内・情報発信、バリアフリー化等に対する支援 ・インバウンド向け体験プログラムを含む旅行商品造成支援　など （２）市町村に対する施策（交付金事業） ・市町村が創意工夫を凝らして実施する観光振興施策への財政的支援（宿泊税を課す市町村を除く） （市町村の事業イメージ） 地域資源を活用した新たな観光資源開発、観光スポットの受入環境整備　など	福岡市観光振興条例に基づく施策に要する費用に充てる。 「観光・MICE推進プログラム」に記載されている「九州のゲートウェイ都市機能強化」「大型MICE等集客拡大」「持続可能な観光振興」等に充てる。 （１）九州のゲートウェイ都市機能強化 （２）大型ＭＩＣＥ等の集客拡大への対応 （３）地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進 （４）宿泊税の賦課徴収に要する経費	戦略① 都市イメージ戦略 戦略② 観光資源の発掘・磨き上げ 戦略③ セールスプロモーション 戦略④受け入れ態勢の整備 戦略⑤MICE戦略（都市型集客） 戦略⑥ インバウンド戦略（海外からの誘客）	宿泊税は、「訪問客への還元」を方針とし、「利便性」「満足度」「再訪意欲」 の向上につながる事業に活用 使途の分類である「5つの柱」に基づき、1.→5.の順位で活用 1.サービス向上・消費拡大 2.情報提供 3.受入環境整備 4.資源磨き 5.緊急時の対応等
出典	https://www.town.kutchan.hokkaido.jp/town_administration/AccommodationTax/	https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syukuhakuzei.html	https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/zeisei/life/syuku001.html	https://www.city.kitakyushu.lg.jp/zaisei/08801084.html	https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/130000/131000/p038550.html

宿泊税に係るＱ＆Ａ一覧－導入済み地域の文書より

参考資料５

		掲載有無					大項目				
No.	Q&A	長崎市	福岡市	北九州市	福岡県	倶知安町	長崎市	福岡市	市 北九州	福岡県	町 倶知安
1	宿泊税とはどのような税ですか。	●	●	●	●	●	宿泊税	宿泊税の導入について	宿泊税の導入について	宿泊税について	宿泊税について
2	税率、課税対象等が変更されることはないのですか。	●	―	●	●	―	宿泊税	_	宿泊税の導入について	宿泊税について	―
3	税率の設定について	●	―	―	―	―	宿泊税	_	―	―	―
4	宿泊税を導入した後の使途についてはどのように考えているか	●	―	―	●	●	宿泊税	_	―	宿泊税について	宿泊税について
5	基金に積み立てた宿泊税については、どのような場合に活用するのか	●	―	―	―	―	宿泊税	_	―	―	―
6	なぜ、宿泊税は導入されたのでしょうか。	―	●	―	●	―	―	宿泊税の導入について	―	宿泊税について	―
7	宿泊税条例の施行はいつからですか。	―	●	●	●	―	_	宿泊税の導入について	宿泊税の導入について	宿泊税について	―
8	福岡市分の宿泊税の税率が150円と450円の２段階となった理由を教えてください。	―	●	―	―	―	_	宿泊税の導入について	―	―	―
9	宿泊税導入後、入湯税はどうなりますか。	―	●	●	●	―	_	宿泊税の導入について	課税対象について	課税対象について	―
10	なぜ宿泊税をはじめるのでしょうか。	―	―	●	―	―	_	―	宿泊税の導入について	―	―
11	なぜ観光振興のための税を宿泊者だけが支払うのですか。	―	―	●	●	―	_	―	宿泊税の導入について	宿泊税について	―
12	条例の施行日より前に事前予約を行っていただいた場合も、宿泊税は課税されるのでしょうか。	―	―	●	●	―	_	―	宿泊税の導入について	宿泊税について	―
13	宿泊税の税額はいくらですか。	―	―	●	●	―	_	―	宿泊税の導入について	宿泊税について	―
14	市宿泊税条例附則第10条に条例の見直し規定があるようですが、それまでは課税対象の見直し等は行われないのでしょうか。	―	―	●	●	―	_	―	宿泊税の導入について	宿泊税について	―
15	宿泊料金を低額に設定している宿泊施設では、負担感が大きいのではないですか。宿泊料金に応じた税率（税率区分）や免税点（一定金額以下は課税の対象とならない場合のその一定金額）を設けるべきではありませんか。	―	―	●	●	―	_	―	宿泊税の導入について	宿泊税について	―
16	宿泊税は年齢に関係なく課税されるのですか。	―	―	●	●	―	_	―	課税対象について	課税対象について	―
17	令和2年3月31日宿泊分は宿泊税がかかりますか。	―	―	●	―	―	_	―	課税対象について	―	―
18	幼児、乳児から税をとることは無償化の時代、逆向しているのではありませんか。	―	―	―	●	―	_	―	―	課税対象について	―
19	「宿泊料金」の対象となるもの	●	●	●	●	●	宿泊料金	課税対象の判断について	課税対象について	課税対象について	宿泊税の仕組み
20	税込み宿泊料金	●	―	―	―	●	宿泊料金	―	_	_	宿泊税の仕組み
21	食事付きその他各種プランにおける宿泊料金	●	―	―	―	―	宿泊料金	―	_	_	_
22	企画旅行・手配旅行における宿泊料金	●	●	―	―	●	宿泊料金	課税対象の判断について	_	_	宿泊税の仕組み
23	１人当たりの料金が不明な場合の宿泊料金	●	●	●	―	―	宿泊料金	課税対象の判断について	課税対象について	_	_
24	宿泊料金の割引・優待等があった場合や、ポイントでの支払いがあった場合における宿泊料金	●	―	―	―	●	宿泊料金	―	_	_	宿泊税の仕組み
25	補助金・助成金（第三者からの支払）があった場合における宿泊料金	●	―	―	―	●	宿泊料金	―	_	_	宿泊税の仕組み
26	連泊割引における宿泊料金	●	―	―	―	●	宿泊料金	―	_	_	宿泊税の仕組み
27	実際の宿泊を伴わない場合における宿泊料金	●	―	―	―	―	宿泊料金	―	_	_	_
28	延長等があった場合における宿泊料金	●	●	―	―	●	宿泊料金	課税対象の判断について	_	_	宿泊税の仕組み
29	サブスクリプション方式の宿泊料金	●	―	―	―	―	宿泊料金	―	_	_	_
30	外貨建て取引による宿泊料金	●	●	―	―	●	宿泊料金	課税対象の判断について	_	_	宿泊税の仕組み
31	清掃料金を強制的に徴収している場合	●	―	―	―	―	宿泊料金	―	_	_	_
32	2人で予約し、宿泊税を事前に領収していましたが、実際の宿泊が1人のみだった場合は宿泊税を返金してもよいですか。	●	●	―	―	―	宿泊料金	課税対象の判断について	_	_	_
33	「宿泊料」としてではなく、「施設利用料」や「入館料」として料金を徴収している場合、宿泊税の課税対象となりますか。	●	―	―	●	―	宿泊料金	―	_	課税対象について	_
34	旅行クーポンを発券する際の宿泊税の取り扱い	●	―	―	―	―	宿泊料金	―	_	_	_
35	「全国旅行支援」の補助金により宿泊料金の割引を行った場合、課税対象となる宿泊料金の考え方はどうなりますか。	●	●	―	―	―	宿泊料金	課税対象の判断について	_	_	_

		掲載有無					大項目				
No.	Q&A	長崎市	福岡市	北九州市	福岡県	倶知安町	長崎市	福岡市	市 北九州	福岡県	町 倶知安
36	親会社の株主優待により宿泊料金が割引となるものの、同額が親会社から宿泊料金として補てんされる場合の取扱いはどうなりますか。	●	●	―	―	―	宿泊料金	課税対象の判断について	―	―	―
37	旅行会社の添乗員の宿泊料金が規約により無料となる場合、宿泊税は課税されますか。	●	●	―	―	―	宿泊料金	課税対象の判断について	―	―	―
38	大人1名につき、未就学児1名添い寝の場合は無料で、2人目を追加する場合は2人目の未就学児からは1人当たり3,000円を徴収しております。この場合の宿泊税はいくらになりますか。	●	●	―	―	―	宿泊料金	課税対象の判断について	―	―	―
39	長期滞在の場合、例えば5泊したら1泊無料キャンペーンの場合の税額はどうなるか	●	―	―	―	―	宿泊料金	―	―	―	―
40	清掃代や寝具代は宿泊料金に含まれると思うが、お客様が寝具を汚した場合のクリーニング代や寝具等を購入した場合も宿泊料金に含むのか。	●	―	―	―	―	宿泊料金	―	―	―	―
41	無料宿泊券を利用する場合の取扱いを教えてください。	―	●	●	―	―	―	課税対象の判断について	課税対象について	―	―
42	キャンセル料の取扱いを教えてください。	―	●	●	●	―	―	課税対象の判断について	課税対象について	課税対象について	―
43	学校行事等で自然の家に宿泊する場合は、宿泊税がかかりますか。	―	●	―	―	―	―	課税対象の判断について	―	―	―
44	ラブホテルのような休憩、宿泊の区切りがある場合は、どのように宿泊税を算出するのですか。	―	―	●	●	―	―	―	課税対象について	課税対象について	―
45	ラブホテルを経営しています。部屋ごとに料金をとっていますが、この場合、どのようにして何人泊であるかを判別して徴収したらよいですか。	―	―	●	●	―	―	―	課税対象について	課税対象について	―
46	ばよいですか。	―	●	―	―	―	―	課税対象の判断について	―	―	―
47	子どもの宿泊料を徴収していないが、施設使用料として定額料を負担いただく場合がありますが、この場合の施設使用料は宿泊料金にあたりますか。	―	●	●	―	―	―	課税対象の判断について	課税対象について	―	―
48	予約者が宿泊代金を払う場合も、宿泊税は必ず宿泊者から直接徴収しなければなりませんか。	―	●	―	―	―	―	宿泊者からの徴収について	―	―	―
49	課税対象となる「宿泊」の判断基準について	●	―	―	―	―	宿泊について	―	―	―	―
50	課税対象とならない宿泊の例	●	―	―	―	●	宿泊について	―	―	―	宿泊税の仕組み
51	「宿泊日」とは	●	―	―	―	―	宿泊について	―	―	―	―
52	事前に宿泊契約をしたうえで午前０時を超えてからチェックインした場合（宿泊者の到着が遅れたことによりチェックインした日が予定日の翌日になった場合）	●	●	●	―	●	宿泊について	課税対象の判断について	課税対象について	―	宿泊税の仕組み
53	客室を日帰りで利用する（いわゆるデイユース）の場合	●	●	●	―	●	宿泊について	課税対象の判断について	課税対象について	―	宿泊税の仕組み
54	休憩その他これに類する利用に係る契約の場合	●	―	―	―	●	宿泊について	―	―	―	宿泊税の仕組み
55	ウィークリーマンション等の場合	●	●	●	●	―	宿泊について	課税対象の判断について	課税対象について	課税対象について	―
56	自社向けの研修施設でもあるが、宿泊税は課税されるのですか。一般にも貸出をしているため、旅館業の許可をとっています。	●	―	●	●	―	宿泊について	―	課税対象について	課税対象について	―
57	キャンプ場には、バンガローやテントサイトが設けられていますが、テントサイトも宿泊税の対象となりますか。また、料金は、１棟（区画）を単位として設定していますが、この場合でも一律に1人当たり宿泊税が課税されますか。	●	―	●	●	―	宿泊について	―	課税対象について	課税対象について	―
58	キャンプ場の場合、形式上は1棟の値段で宿泊料金を徴収しています。乳児、幼児を無料としていませんが、乳児等にも宿泊税は課税されますか。	●	―	●	●	―	宿泊について	―	課税対象について	課税対象について	―
59	市外から宿泊される方々はビジネス客であっても観光施設をみることはあるかもしれません。その点についてどのようにお考えですか。	●	―	●	●	―	宿泊について	―	課税対象について	課税対象について	―
60	農村民泊を行っています。地域活性化のために旅館業法の許可を受けて、宿泊体験料ということで、宿泊者から宿泊料金をとっています。この場合でも、宿泊税の課税対象ですか。	●	―	―	●	―	宿泊について	―	―	課税対象について	―
61	保護犬の世話をする非営利団体ですが、犬連れの宿泊施設を併設しています。宿泊者には、保護経費の賛同金として説明し、低廉な宿泊料を支払ってもらっていますが、課税対象ですか。	●	―	―	●	―	宿泊について	―	―	課税対象について	―
62	子ども向けに布団の貸出をしています。幼児料金として布団の貸出料金を掲載していますが、課税対象となりますか。低廉な実費負担部分の立替金にあたるかどうかを確認したいです。	●	―	―	●	―	宿泊について	―	―	課税対象について	―
63	会計システム上、1人で利用しても、領収書には一律2名と記載されるようになっていますが、どうしたらよいですか。	●	―	●	●	―	宿泊について	―	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	―
64	ハウスユース（自分の会社の社員（スタッフ）もしくは会社自らが業務上、客室を利用することまたはその客室のこと）の場合	●	―	●	●	―	宿泊について	―	課税対象について	課税対象について	―

		掲載有無					大項目				
No.	Q&A	長崎市	福岡市	北九州市	福岡県	倶知安町	長崎市	福岡市	市 北九州	福岡県	町 倶知安
65	従業員が業務のために宿泊した場合、宿泊税は課税されますか。なお金銭の授受はありません。	●	●	―	―	―	宿泊について	課税対象の判断について	―	―	―
66	グループ法人の従業員が業務のために宿泊した場合、宿泊税は課税されますか。なお、金銭の授受はあります。	●	●	―	―	―	宿泊について	課税対象の判断について	―	―	―
67	公営施設の場合また宿泊施設が宿泊料金を免除している場合	●	―	●	●	―	宿泊について	―	課税対象について	課税対象について	―
68	生活困窮者が利用する無料定額宿泊所の場合	●	●	●	●	―	宿泊について	課税対象の判断について	課税対象について	課税対象について	―
69	ペットの宿泊は課税対象となるのか。	●	―	―	―	―	宿泊について	―	―	―	―
70	ホテル内のプールやレストランなどの施設のみを利用する場合は宿泊税の課税対象となりますか。	●	●	―	―	―	宿泊について	課税対象の判断について	―	―	―
71	事務所として客室を利用する場合、宿泊税はかかりますか。	●	●	―	―	―	宿泊について	課税対象の判断について	―	―	―
72	団体宿泊に伴い会議室を客室として提供する場合、宿泊税はかかりますか。	●	●	―	―	―	宿泊について	課税対象の判断について	―	―	―
73	長期滞在（2～3ヶ月）の場合も課税されるのか。この場合、宅建業法に基づいて、短期賃貸借契約30日以上の場合可能）とした場合はどうか。	●	―	●	●	―	宿泊について	―	課税対象について	課税対象について	―
74	観光目的でない宿泊でも課税対象となるのですか。	―	―	●	●	―	―	―	課税対象について	課税対象について	―
75	カプセルホテルも対象ですか。	―	―	●	●	―	―	―	課税対象について	課税対象について	―
76	宿泊の定義を教えてください。	―	●	●	●	●	―	課税対象の判断について	宿泊税の導入について	宿泊税について	宿泊税の仕組み
77	インターネットカフェも対象ですか。	―	―	―	●	―	―	―	―	課税対象について	―
78	日をまたがない６時間以上の利用は宿泊になりませんか。たとえば午前1時から午前8時までの利用は、宿泊税は課税されませんか。	―	●	●	―	―	―	課税対象の判断について	課税対象について	―	―
79	修学旅行で課税免除となるのはどのような人ですか	●	―	―	―	●	課税免除	―	―	―	宿泊税の仕組み
80	修学旅行の事前準備（下見）は課税免除となりますか	●	―	―	―	―	課税免除	―	―	―	―
81	その他の学校行事（学習合宿、林間学校、社会科見学、お泊り保育等）で課税免除となるのはどのような人ですか	●	―	―	―	―	課税免除	―	―	―	―
82	スポーツ大会・文化大会で課税免除となるのはどのような人ですか	●	―	―	―	―	課税免除	―	―	―	―
83	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊で課税免除となるのはどのような人ですか	●	―	●	―	●	課税免除	―	課税対象について	―	宿泊税の仕組み
84	民泊収入は確定申告（個人）の折、計上していますが、宿泊税も特別徴収義務者が負担しなければならないのですか。	―	―	●	●	―	―	―	課税対象について	課税対象について	―
85	避難所開設等の緊急時における宿泊については、課税対象外とみなしてよいのですか。	―	―	●	●	―	―	―	課税対象について	課税対象について	―
86	連泊の場合は、宿泊数に応じて宿泊税が課税されるのですか。	―	●	●	●	―	―	課税対象の判断について	課税対象について	課税対象について	―
87	外国人団体観光客（インバウンド）に対しても宿泊税は課税されますか。	―	―	●	―	―	―	―	課税対象について	―	―
88	いわゆる違法民泊についても課税するのですか。	―	―	●	●	―	―	―	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	―
89	民泊を経営しています。所得の申告の際は、宿泊税を除いた金額で申告してよろしいのでしょうか。	―	―	●	●	―	―	―	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	―
90	添い寝の幼児や子どもは宿泊税の課税対象ですか。	―	●	●	●	●	―	課税対象の判断について	課税対象について	課税対象について	宿泊税の仕組み
91	修学旅行生や中体連・高体連、受験生等の学生は課税対象ですか。	―	●	●	●	―	―	課税対象の判断について	課税対象について	課税対象について	―
92	個人で民泊を経営している場合も課税の対象ですか。	―	●	●	●	―	―	課税対象の判断について	課税対象について	課税対象について	―
93	シーツ代しか料金を徴収していない場合も課税されますか。	―	―	●	●	―	―	―	課税対象について	課税対象について	―
94	海の家を経営していますが、料金体系が次の２種類あります。・バーベキュー代のみの料金（夜間営業18時から翌朝９時）・宿泊コース（BBQ、毛布、蚊帳）としての料金この場合、バーベキュー代も宿泊税が課税されますか。	―	―	―	●	―	―	―	―	課税対象について	―
95	宿泊税の徴収方法	●	●	●	●	●	徴収の方法	宿泊者からの徴収について	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	宿泊税について
96	ネット予約、無人化施設等での徴収方法はどうなるか	●	―	―	―	―	徴収の方法	―	―	―	―
97	キャッシュレス手数料の負担について	●	●	●	●	―	徴収の方法	宿泊者からの徴収について	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	―
98	宿泊者が宿泊税を支払わない場合	●	●	―	―	―	徴収の方法	宿泊者からの徴収について	―	―	―

		掲載有無					大項目				
No.	Q&A	長崎市	福岡市	北九州市	福岡県	倶知安町	長崎市	福岡市	市 北九州	福岡県	町 倶知安
99	旅行業者は宿泊税の特別徴収義務者となっていませんが、お客様から宿泊税相当分の金額を預かることに問題はありませんか。	●	●	●	●	―	徴収の方法	宿泊者からの徴収について	旅行業関係者の方向け	旅行業関係者の方向け	―
100	宿泊税のことを知らない外国人が来たらどう対応するか。	●	―	―	―	―	徴収の方法	―	―	―	―
101	４か国語以外の外国人への対応はどのようにしたらよいか。	●	―	―	―	―	徴収の方法	―	―	―	―
102	外国人への説明に不安がありますが、サポートはありますか。	―	●	●	●	―	―	宿泊者からの徴収について	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	―
103	宿泊税を特別徴収するにあたって、特別徴収義務者に対する宿泊税報償金はありますか。	―	●	●	●	―	―	宿泊者からの徴収について	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	―
104	現在のところ宿泊がなく、徴収している宿泊税もないのですが、宿泊税報償金の振込口座の登録は必要ですか。	―	●	―	―	―	―	宿泊者からの徴収について	―	―	―
105	１２月中旬に「福岡市法人税務課」から銀行口座に振込みがありましたが、振込金額に心当たりがありません。	―	●	―	―	―	―	宿泊者からの徴収について	―	―	―
106	宿泊税報償金の振込口座を変更することはできますか。	―	●	―	―	―	―	宿泊者からの徴収について	―	―	―
107	宿泊税報償金に対して、消費税は課税されるのでしょうか。	―	●	●	●	―	―	宿泊者からの徴収について	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	―
108	特別徴収義務者として行わなければならないことにはどのようなものがありますか。	―	―	●	●	―	―	―	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	―
109	これから宿泊施設の経営を始めようと思うのですが、どのような手続きが必要ですか。	―	―	●	●	―	―	―	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	―
110	宿泊税報償金の受取方法はどのようになりますか。（R2.10.1修正）	―	―	●	―	―	―	―	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	―	―
111	申告納入の特例の要件である「市長が別に定める金額以下」の根拠は何か	●	―	―	―	●	申告納入	―	―	―	宿泊税の申告納入
112	申告納入の特例はいつから適用できるのか	●	―	●	―	●	申告納入	―	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	―	宿泊税の申告納入
113	事業者番号と施設番号はどこで確認できますか。	―	●	―	―	―	―	申告納入手続きについて	―	―	―
114	申告納入は毎月行わなければなりませんか。	―	●	●	―	―	―	申告納入手続きについて	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	―	―
115	毎月納入とありますが、なぜ複数カ月まとめてではないのですか。	―	●	―	―	―	―	申告納入手続きについて	―	―	―
116	納入申告書と納入書は毎月送られてくるのでしょうか。	―	●	●	●	―	―	申告納入手続きについて	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	―
117	特別徴収義務者の名称や所在地、施設名称が変更となったため、「申告事項変更届出書」を提出したのですが、変更後の内容の納入申告書・納入書が新たに送られてくるのでしょうか。	―	●	―	―	―	―	申告納入手続きについて	―	―	―
118	宿泊がない月についても、納入申告書の提出は必要ですか。	―	●	●	●	―	―	申告納入手続きについて	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	―
119	月計表について教えてください。月計表に記載された人数はどのように確認するのですか。また、宿泊者数がゼロであることが多いのですが、全ての日にちの記載箇所に「ゼロ」が必要でしょうか。	―	●	―	―	―	―	申告納入手続きについて	―	―	―
120	県と市にそれぞれ納入する必要があるのでしょうか。	―	●	―	―	―	―	申告納入手続きについて	―	―	―
121	特別徴収義務者となるのはどのような人ですか。	―	―	●	●	―	―	―	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	―
122	納入申告書について教えてください。	―	―	●	●	●	―	―	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	宿泊税の申告納入
123	申告納入期限の特例について教えてください。	―	―	―	●	―	―	―	―	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	―
124	納入について、毎月金融機関に出向いて納付書納入する手間が、事務負担増加になると思うが、何か簡易な納入ルールはないのですか。	―	―	●	―	―	―	―	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	―	―
125	宿泊税の徴収は消費税との二重課税ではないのか。また県が導入した場合は二重課税となるのではないか。	●	―	―	―	―	その他	―	―	―	―
126	宿泊税は売り上げに含まれるのか。	●	―	―	―	―	その他	―	―	―	―

		掲載有無					大項目				
No.	Q&A	長崎市	福岡市	北九州市	福岡県	倶知安町	長崎市	福岡市	市 北九州	福岡県	町 倶知安
127	売り掛けの場合の宿泊税の申告・納入は、宿泊があった月の翌月となるのか、入金された月の翌月となるのか。	●	●	●	—	—	その他	申告納入手続きについて	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	—	—
128	簡易宿所で毎年営業許可を申請していますが、毎月申告は必要ですか。	●	●	—	—	—	その他	申告納入手続きについて	—	—	—
129	利用後に料金変更が発覚した場合は宿泊税を変更する必要がありますか。	●	—	—	—	—	その他	—	—	—	—
130	宿泊税の課税を行ううえで、宿泊約款でどのように記載するべきか示してもらえませんか。	●	—	●	—	—	その他	—	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	—	—
131	領収書に貼付する収入印紙は、宿泊税を含めた額に対して貼付することとなるのか。	●	—	—	—	—	その他	—	—	—	—
132	施行日以降の宿泊代を既にいただいている宿泊者からも宿泊税を徴収する場合の振込手数料はどのようになるのか。	●	—	—	—	—	その他	—	—	—	—
133	特別徴収交付金はいつ交付する予定なのか。	●	—	—	—	—	その他	—	—	—	—
134	宿泊税導入後に特別徴収義務者の登録を行っていない宿泊業者への対応はどうするか。	●	—	—	—	—	その他	—	—	—	—
135	領収書が不要と言われる宿泊者に領収書を渡す必要がありますか。R5.4.２８追加）	●	—	—	—	—	その他	—	—	—	—
136	銀行窓口で宿泊税を納入する場合、振込手数料は、事業者が負担するのでしょうか。	—	●	●	●	—	—	申告納入手続きについて	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	—
137	宿泊税の納入はどこでできますか。	—	●	—	—	—	—	申告納入手続きについて	—	—	—
138	宿泊税の電子申告は可能ですか。	—	●	●	—	—	—	宿泊税の電子申告（スマート申請）について	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	—	—
139	宿泊税の納付書払を口座振替にしてもらえませんか。	—	●	●	●	—	—	申告納入手続きについて	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	—
140	宿泊税の電子申告に電子署名は必要ですか。	—	●	—	—	—	—	宿泊税の電子申告（スマート申請）について	—	—	—
141	電子申告書利用申請について、複数の宿泊施設をまとめて申請できますか。	—	●	—	—	—	—	宿泊税の電子申告（スマート申請）について	—	—	—
142	申告内容を誤った場合の処理方法を教えてください。	—	●	—	—	—	—	宿泊税の電子申告（スマート申請）について	—	—	—
143	宿泊税の電子納税は可能ですか。	—	●	—	—	—	—	宿泊税の電子申告（スマート申請）について	—	—	—
144	プリンターがないため納入書が印刷できません。	—	●	—	—	—	—	宿泊税の電子申告（スマート申請）について	—	—	—
145	電子申告により納入申告をした際、納入書の印刷を忘れてしまいました。納入書の再印刷はできますか。	—	●	—	—	—	—	宿泊税の電子申告（スマート申請）について	—	—	—
146	領収書への宿泊税の表記は必ず行う必要があるのですか。	—	●	—	—	—	—	宿泊者からの徴収について	—	—	—
147	宿泊者への周知はどのように行うのでしょうか。事業者が宿泊者に説明するときに使えるような広報物はありますか。	—	●	●	●	—	—	宿泊税の広報について	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	—
148	リーフレット等の広報物は何か国語に対応しているのでしょうか。	—	●	●	●	—	—	宿泊税の広報について	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	—
149	ホームページなどで告知したいのですが、市が準備しているデータや素材はどこに掲載されていますか。	—	●	●	—	—	—	宿泊税の広報について	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	—	—
150	経営申告書の届出様式はどこで取得できますか。	—	●	—	—	—	—	経営申告書の手続きについて	—	—	—
151	宿泊施設の経営を廃止する場合は、どのような手続きが必要ですか。	—	●	—	—	—	—	経営申告書の手続きについて	—	—	—
152	経営申告書の提出書類の、「旅館業許可書又は住宅宿泊事業に係る届出番号が確認できる書面」、「宿泊に係る契約書面」は、住宅宿泊事業ではどの書類にあたりますか。	—	●	—	—	—	—	経営申告書の手続きについて	—	—	—
153	同一敷地内で複数の施設を経営しており、経理等も区分することができないため、経営申告書をまとめて提出することはできますか。	—	●	—	—	—	—	経営申告書の手続きについて	—	—	—
154	同一敷地内の複数施設について経営申告書をまとめて提出した場合、申告納入期限の特例の適用要件となる宿泊税額についても、まとめて提出した施設の合計となるのでしょうか。	—	●	—	—	—	—	経営申告書の手続きについて	—	—	—

		掲載有無					大項目				
No.	Q&A	長崎市	福岡市	北九州市	福岡県	倶知安町	長崎市	福岡市	市 北九州	福岡県	町 倶知安
155	経営申告書に関することを教えてください。	―	―	●	●	―	―	―	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	―
156	宿泊施設の宿泊者に課税される宿泊税のうち、県税分はどのように納めたらよろしいですか。	―	―	●	●	―	―	―	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	―
157	納税者（宿泊者）の情報を取得する必要はありますか。また、保存すべき関係書類とはどういうものがありますか。	―	―	●	●	●	―	―	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	適正な申告納入のために
158	納税者や特別徴収義務者が支払わないとどうなりますか。	―	―	●	●	―	―	―	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	―
159	ポスターやリーフレット等の配布時期はいつ頃になるのでしょうか。	―	―	●	―	―	―	―	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	―	―
160	宿泊事業者への具体的な事務等についての説明はいつ頃行われるのですか。	―	―	●	●	―	―	―	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	―
161	月計表について教えてください。	―	―	●	●	―	―	―	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	―
162	申告納入が始まるまでのスケジュールを教えてください。	―	―	●	―	―	―	―	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	―	―
163	周知展開において交通広告等の掲載期間を教えてください。	―	―	●	―	―	―	―	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	―	―
164	県外への宿泊税導入の告知はどの程度実施するのか。	―	―	●	―	―	―	―	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	―	―
165	事務の簡素化マニュアルを作成いただけませんか。	―	―	●	●	―	―	―	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	―
166	宿泊税に係る各種申請書等の様式はどこで入手できますか。	―	―	●	●	―	―	―	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	―
167	電子申告・電子納付は可能ですか。	―	―	―	●	―	―	―	―	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	―
168	領収書について教えてください。	―	―	●	●	●	―	―	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	その他
169	ポスターやリーフレット等は配布してもらえるのでしょうか。	―	―	―	●	―	―	―	―	宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者向け）	―
170	宿泊税の所管部署	―	―	―	―	●	―	―	―	―	宿泊税について
171	企業の研修において、社員が研修のために利用する場合	―	―	―	―	●	―	―	―	―	宿泊税の仕組み
172	税率	―	―	―	―	●	―	―	―	―	宿泊税の仕組み
173	特別徴収義務者の登録	―	―	―	―	●	―	―	―	―	特別徴収義務者の登録等
174	特別徴収義務者の登録事項の変更等	―	―	―	―	●	―	―	―	―	特別徴収義務者の登録等
175	宿泊税納入申告書・宿泊税徴収原簿・宿泊税納入（納付）書の記入例	―	―	―	―	●	―	―	―	―	宿泊税の申告納入
176	宿泊税の納入義務の免除・還付	―	―	―	―	●	―	―	―	―	宿泊税の申告納入
177	宿泊税の更正の請求	―	―	―	―	●	―	―	―	―	宿泊税の申告納入
178	納税管理人	―	―	―	―	●	―	―	―	―	適正な申告納入のために
179	適正な申告納入のための調査	―	―	―	―	●	―	―	―	―	適正な申告納入のために
180	宿泊税の更正・決定	―	―	―	―	●	―	―	―	―	適正な申告納入のために
181	宿泊税の加算金	―	―	―	―	●	―	―	―	―	適正な申告納入のために
182	宿泊税の延滞金	―	―	―	―	●	―	―	―	―	適正な申告納入のために
183	宿泊税の審査請求	―	―	―	―	●	―	―	―	―	適正な申告納入のために
184	特別徴収義務者徴収奨励金	―	―	―	―	●	―	―	―	―	その他

出典：宿泊税導入済地域の文書より（公財）日本交通公社作成